

The Kansai University Bulletin

關西大學學報

行發日五十月九

號二十百第

年八和昭



關西大學學報局

Asia's Catalogue of Second-Hand Books

Arminjon, P. Précis de Droit international privé. 3 Tom 1927.	¥ 12.00	Krieck, E. Beldungssysteme der Kulturvölker. 1927. pp. 387	¥ 7.00
Bain, A. The minor Works of George Grote. 1883, pp.364	3.00	Leroy-Beaulien, P. La Science des Finances 2 Tom 1883.	7.50
Beer, M. A History of British Socialism 3 vols 1923.	8.00	Lynd, R. Great Love Stories of all Nations. 1932 pp. 1188	4.00
Birck, L. V. The Theory of Marginal Value. 1922.....	4.00	Marx, K. Das Kapital, Erster Band. von Kautsky. 1923. pp. 768.	4.80
Bosanquet, H. Social Work in London. 1869—1912, 1913	2.00	Mc Iver, R. M. The Modern State. 1928.	7.50
Fitting, Jost, Schenck, Karsten. Botanik für Hochschulen. 1921. pp.701.	6.00	Mereschkowski, D. S. Leonardo da Vinci	1.50
Cannan, E. Wealth. 1930	1.20	Mombart, P. Bevölkerungslehre, 1929.	8.00
Carr, A. S. C. National Insurance, 1912 pp.748	2.80	Morris, H. C. History of Colonization 2 vols. 1908.	7.50
Clarke, H. A. A Child's Guide to Mythology 1908.	1.50	Nicholson, J. S. War finance. 1918.	1.80
Dixey, F. A Practical Handbook of Water Supply, 1931. pp. 591.	7.00	Norton, H. K. China and The powers 1926. pp. 264	4.00
Drummond, H. The Ascent of man. 1894. pp. 444.....	3.00	Orrin E. Dunlop, J. R. Radio in advertising 1817. pp. 383.	5.50
Duguít, L. Manual de Droit Constitutionel, 1923	3.00	Paul, H. History of Modern England 5 Vols. 1904	12.00
Elwenspoek, C. Mord und Totschlag, 1931 pp. 271.....	3.00	Pinkevitch, A. P. The New Education in Soviet Republic, 1929, pp. 403.....	4.50
Ford, A. A Scientific approach to Labor problems 1931 pp. 446	5.00	Riesser, Das Bankdepotgesetz, 1928	5.50
Freud, S. Totem and Taboo pp. 268 ...	2.50	Rogers, J. E. The Economic interpretation of History. 1887. pp. 544	3.00
Hartung, P. Illustrierte Weltgeschichte, 1931, pp. 627	3.50	Rundt, A. Der Mensch wird angebaut, neuen Lebensform in Russland. 1932.	2.50
Hilferding, R. Das Finanzkapital, 1926.	6.80	Schlumernger, J. Saint Saturnin, 1932.....	2.50
Hilty, C. Für schlaflose Nächte 2 vols 1919.	5.00	Sinclair, U. Goose-Step, 1923.	1.30
Hönigswald, R. Die Grundlagen der Denkpsychologie, 1925	8.00	Sorel, G. Réflexions sur la Violence, 1919	1.80
Houben, H. H. Christoph Columbus, Tragödie eines Entdeckers, 1932.	2.50	Sun Yat-Sen San Min Chu I, 1929.....	3.00
James, F. C. Economics of Money, Credit and Banking, 1930.	9.50	Tridon, A. Psychoanalysis and Love. 1922.	1.50
Jespersen, O. Language, its Nature, Development and Origin, 1928.	6.00	User, E. Geschichte der Philosophie, 1932	2.30
Johnson, A. M., Four centuries of The Panama Canal 1907 pp. 461.....	3.50	Walker, C. C. Biology of Civilization	4.00
Jünger, E. Der Arbeiter, 1932,	4.00	Ward, L. F. Applied Sociology, 1906	3.50
Kelsen, H. Allgemeine Staatslehre 1925	12.00	Yousoupoff, E. Rasputin, 1927.....	1.50
Kirkbride, Sterrett and Wills. Modern Trust Company, 1920.	3.00	Dictionaries & Encyclopadia	
Knight, M. M. Taboo and Genetics 1921, pp. 255.	4.00	Brewer's Dictionary of Phrace and Fable, New Edition. pp. 1157	8.00
		Dictionary of the English and German Languages. by Glügel, Schmidt and Tanger. pp. 1006	7.00
		Meyses Frewd wörterbuch, 1903. pp. 927	2.50
		Nuttall Encyclopaedia New & Greatly enlarged Edition, 1933. pp. 695. ...	3.00
		Appleton's New Spanish Dictionary English-Spanish. Spanish-English, 1930. pp. 1075	10.00

ア ジ ア 書 房

大阪市北區櫻橋交叉點東

電話 北 4820

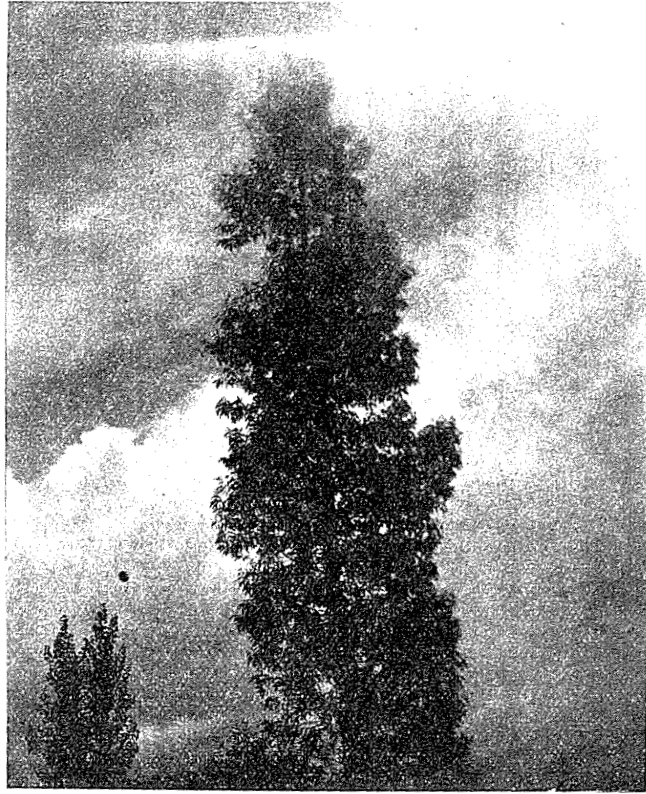
振替 大阪 80703

毎月洋兩書の日録を發行してゐますから御希望の方は實費十錢封入の上御申込下さい

新 涼 偶 言

残暑も漸く衰へ初めて朝夕の新涼いよ爽かなる秋九月を迎へて、ここに第二學期は開始することとなつた。夏期休暇の間、或は山に、或は海に、暑を避けて悠々快適の日を送りし人も、または都座渦巻く街巷に汗中炎暑と闘ひし力行の士も、はたまた父母の膝下に翼を休めて懐しき故郷の空に心身の勞を忘れたるものも、ひとしく第二學期の始業に、新たな歡びを抱いてまさに展開されんとする新學期の全望に、何等かの所感若くは所懐を以て臨まないものはない。

まことに一面に於いて心身の休養であり、他面に於いて絶好の練習であつた答の休暇の後を承けて、第二學期こそは何事かをした望に、溢るるばかりの希望をかけて、しみじみと自らの努力を誓ふときである。過ぎにし第一學期を顧みて、その足跡の餘りに漠然たるを悔ゆると共に、この學期こそはと、自らの心に獨語するは、この學期のもつ貴き内包的意義である。



關西大學學報 第百十二號

目 次

- 日本憲法の成立過程を論ず(二二)……………(四)
- ホネガラの創造的信用論……………(三)
- 國家自限説の再吟味(二)……………(三)
- 滿洲を觀る……………(二七)
- 學内報……………(三六)
- 第二學期始業——補缺入學試驗——教職教官の移動——仁保學長大山教授歸國歡迎並に田中九教官送別會——五十周年式典準備委員會座談會——學内消息……………(三七)
- 校友榮報……………(三九)
- 半世紀前を物語る座談會……………(四二)
- 學生榮報……………(四三)
- 日支民譚の比較……………(四四)
- 景樹の調説を樹てし時期……………(四六)
- T. S. Eliot の詩 The Waste Land……………(四九)
- 作詩材料の諸書……………(五)
- 新刊紹介……………(五)

日本憲法の成立過程を論ず(十二)

教授 吉田一枝

諸言

第一節 憲法思想發達の由來

第一款 憲政の發芽時代

第一期 憲政發芽時代

第二款 憲政準備の序說時代又は衆議要求時代

第二期 憲政準備の序說時代又は衆議要求時代

第三款 民選議院設立要求時代又は憲政準備の具体化時代

第三期 民選議院設立要求時代又は憲政準備の具体化時代

第四款 議會準備時代又は憲政の具体化時代

第四期 議會準備時代又は憲政の具体化時代 (既載)

第二節 日本憲法制定の經過

第二節 日本憲法制定の經過 (その一)

明治十三年三月三日太政官中の法制、調査の二局を廢し法制、會記、軍事、内務、司法、外務の六部を設置し同月十八日太政官第廿號達を以て太政官中六部分掌事務發布す。これ所謂内閣諸省分離主義の實施なりとす。

茲に述べたる如く十三年七月、元老院國憲取調委員の起草になる「日本國憲案」を大木元老院議長に提出す。之に對し翌八月岩倉右大臣は異議を唱へ上書して曰く「國憲ハ五法ノ根軸、上下休戚ノ係ル所、實ニ國家ノ重典ナリ、方今元老院奉命スル所ノ法案ヲ上奏セントス、臣之ヲ觀ルニ其體ヲ得ルト雖モ恐クハ未ダ全備

トセズ。且他ノ法律ニ關スル條ノ如キハ更ニ審議セザルヲ得ズ。宜シク太政官中國憲審査ノ局ヲ置キ……」云々。元老院は岩倉氏の異議にも拘はらず審議の上、十三年十二月「國憲草案ヲ進ムルハ報告書」と題し上呈せり。

十四年三月二十三日元老院達に「今般國憲取調局ヲ閉ジ更ニ編纂局ヲ置候。此段相達候事」とあり。而して前述せる如く國憲編纂に關し明治十二年十二月より十四年五月迄の間に諸參議の意見の開陳となり、更に十四年七月には廟堂の中心人物岩倉右大臣の大綱領及綱領の上書となり、更に十四年十一月十一日聖上東北地方の御巡幸より御還幸の夜、七參議連署して立憲政體に關する奏議の上呈となり、翌十四年十月十二日、國會開設の勅諭の煥發となる。

十四年十月廿一日、前記の太政官中の六部を廢止し同日新に參事院を設け職制、章程を定む。參事院章程第一條に「參事院ハ太政官ニ屬シ内閣ノ命ニ依リ法律規則ハ草案審査ニ參預スルハ所トス」、第七條に「參事院ノ事務左ノ如シ、第一、本院ノ發議ヲ以テシ又ハ内閣ノ命ニ由リ法律規則案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣ニ上申ス。第二、各省ヨリ上奏スル所ノ法律規則案ヲ審査シ意見ヲ具ヘ或ハ修正ヲ加ヘ内閣ニ上申ス。第三、元老院ニ於テ議決スル法ノ法案ヲ審査シ時宜ニ依リ意見書ヲ具ヘテ内閣ノ命ヲ請フテ元老院ノ再議ヲ求ムルコトヲ得、或ハ内閣ノ命ニ依リ本院ノ委員ヲ差シ元老院ト叶議スルコトヲ得。第八條に「前條ノ外參事院ハ仍ホ左ノ二條ノ事務ヲ行フ。第一、行政官ト司法官トハ際ハ權限ノ爭若クハ地方議會ト地方官トノ間ニ起ル所ノ法律上又ハ權限ノ爭ヲ審理ス。第二、法律規則ノ疑義ニ付省使廳府縣ノ質問ニ答ヘ説明ヲ與フ」とあり。故に參事院は元老院(元老院章程一條、元老院ハ議法官ニシテ凡ソ新法制定舊法改正ヲ議定スル處ナリ)の職務權限に喰ひ入れるものにして大體に於て法制局及權限裁判成の兩者を併せたるが如きものなり。參議博文氏之が議長、田中不二麿氏副議長たり。(翌十五年二月廿五日伊藤議長願に依り議長を免ぜられ同月廿七日參議山縣有朋氏議長となる)この

日、内閣參議と各省長官との分任組織を改め再び兼任組織の舊制に復す。

參事院の設置せらるゝや、永山新潟縣令と同縣會との間に法律の解釋に關する見解を異にする爭訟をはじめとし、參事院の裁定を求むるもの、全國各府縣の過半数に及べり。之れまた當時に於ける官民不調和の一端を物語るものと云ふべし。十五年二月廿四日、三條太政大臣有栖川宮左大臣岩倉右大臣は、連署して立憲政體に關する諮詢に奉答する處あり。曰く「竊ニ各國立憲ノ制ヲ案ズルニ、其民ト政ヲ公ニシ天下ヲ以テ私セズ、憲典ヲ制立シテ上下俱ニ守ル、此レ乃チ標準ノ存スル所、易フベカラザル者ニシテ、其組織構成上下交關權限廣狹ノ間ニ至テハ則各國相同シキ者アリ、相同シカラサル者アリ、蓋立法ノ事王室上下兩院ト之ヲ公ニシ、行政ノ事專ラ王室ニ總ヘ、而テ君主ハ不可干犯ノ地ニ立チ、宰相代テ其責ニ任ズ、是レ各國ノ大ニ同ジキ所ナリ。憲法ニ君主ハ國權ヲ總攬スルノ大義ヲ掲ゲ、其總フル所ノ條款ヲ列舉セザル者アリ。憲法ニ法律ノ公布、法律施行ノ條規、議院ノ徵集、開閉、中止、解散、外國條約、宣戰、講和、文武官ノ任免、陸海軍ノ統率、勳位ノ叙授、恩赦ノ特典、貨幣ノ發行等ヲ以テ專ラ君主ノ大權ニ屬シ掲グルニ正條ヲ以テスル者アリ。憲法ノ明文ニ拘ラズ立法行政ノ實權ヲ舉ケテ皆議院ノ掌握ヲ歸セシムル者アリ、其他法律起草ノ權專ラ王室ニ屬スル者アリ、或ハ兩院ニ之ヲ分ツ者アリ、制可ノ權君主ノ批可セザル所ハ直ニ廢シテ行下セザル者アリ、或ハ之ヲ中止シテ更ニ再議ヲ待ツ者アリ、内閣ヲ以テ王室ニ屬シ進退一ニ王室ノ選ブ所ニ歸スル者アリ。内閣ヲ以テ議院ノ勢力ノ下ニ屬セシメ、更代一ニ議院ノ欲スル所ニ任スル者アリ。是レ各國ノ同シカラザル所ナリ。臣等上祖宗以來國體ノ重キヲ仰ギ、下人民習俗ノ宜キヲ察スルニ、多言ヲ待タズシテ甲乙ノ間ニ取捨シ彼レヲ斥ケ此レヲ採ルノ要領ヲ獲ルニ難カラザルコトヲ知ルナリ。(中略)。昨年十月十二日ノ聖詔ノ旨ニ遵ヒ、經畫設備豫メ將來ノ爲ニ規模ヲ構成スルニ至テハ、臣等重責ニ任ゼザルコトヲ得ズ。竊ニ以爲ク其ノ要人心ヲ匡正ス

ルニ在ルナリ。蓋立憲ノ大綱ハ國會ヲ開設スルニ在リ、國會ノ用ハ衆思ノ嚮フ所ヲ采ルニ在リ。故ニ國會ヲ開キテ、而テ人心潰裂奔蕩收拾シ難キニ至テハ成典明條アリト雖以テ之カ防ヲ爲スニ足ラズ、世道ノ變ハ常ニ人心ニ因ル。憲法ノ行ハル、ト行ハレザルト其永久易ヘラザルト變動常ナキト專ラ人心向背如何ト視ルナリ。故ニ國家治ヲ制スルハ道他ナシ、善ク人心ヲ制スルニ在ルノミ。方今政府ハ漸進ヲ以テ標準トス。而テ天下ノ人心ハ反テ急驟ヲ喜ブ。上下ノ情往々背キテ相馳ス(中略)。竊ニ惟フニ人心ヲ制スルノ道、之ヲ既往ニ抑フルハ則其末ニシテ之ヲ冥々ノ間ニ導キ、其好惡ノ由テ出ル所ヲ涵養矯正スルヲ以テ本トス。故ニ今日ノ急務ハ尤教育ヲ慎ミ、新進ノ輩ヲシテ平正著實先人主ト爲ラシメ、浮薄偏僻ノ流ニ陷ラザラシムルニ在リ(中略)。皇有財產ハ各國ノ例ニ依リ國庫ト分別シ、國會ノ每年議定スル所ノ外ニ在ラシメ、以テ皇室ノ尊嚴ニ於テ、要用ナル供需ヲ缺カザルニ備フベシ。華族ノ國ニ於ケルハ門閥相承ケ榮耀ノ恩光ニ藉ル、將來上院ヲ組織シ以テ皇室ヲ環衛シ、憲章ヲ維持スルニ於テ其負荷極メテ重シト謂フベシ(中略)。而テ士族ハ制度ノ變ニ因リ新ニ其產ヲ失ヒ、其大半ハ未ダ一定ノ方嚮アラズ、此レ尤宜ク意ヲ加ヘテ安撫勸導シ、其報效ヲ收メ忠良ノ門族タラシムベシ行政各部ノ權限責任、監督ノ方法及選舉ノ規則、并ニ秩然整頓シ、條アリテ案レズ、以テ立法議院ト相應答スルニ足ラシムベシ」云々。

この奉答書に先だちて、岩倉右大臣は皇室財産に關する意見書を閣議に提出せしことは「岩倉公實記」(下卷八二頁乃至八二五頁)の報するところにして、同年七月更に岩倉氏は三條太政大臣に「地所名稱ノ更定等ニ關スル意見書」(岩倉公實記下卷八三九頁乃至八五六頁)を送り同じく皇室財産に關し所見を陳ぶる所あり。その一節に「夫レ率土ノ濱王土ニ非ザルコトナキハ我建國ノ體ナリ。然ルニ明治五年人民ニ土地所有ノ權ヲ與ヘラレテヨリ、人民各自其土地ヲ私有シ、政府ヲ維持スルニ其租稅ヲ納ル、コトヲ以テス。於是人民參政權ノ進取ヲ論ズルモノ輩

出シ、隨テ憲法建定ノ期ヲ促セリ。乃チ眼睨ヲ合セテ國會開設以後我邦ノ景況如何ヲ冥想スルニ、激進ノ民權論ハ常ニ其適當ノ程度ヲ超過スルガ故ニ、非政府ノ論議ハ益其勢力ヲ得可ク、而テ人民自治ヲ務メズシテ自由ヲ求メ、官民乖離ハ情況ハ、今日ノ府縣會議ヲ以テ之ヲ推察スルニ足ルベシ。然ル後ハ民權說次第ニ激進シ、憲法ノ明文其力ヲ實際ニ保ツコト能ハズ。天子ト雖、國會ニ左右セラレ、皇位ハ有レヲモ無キガ如ク、大權遂ニ其鈞石ヲ失ヒ、萬世不易ノ國體ヲ損シ、外ハ其侮ヲ受ケ、内ハ其民ヲ安ンズルコト能ハザルニ至ラン。此事ノ必無ヲ今日ニ保證スルハ甚ダ難シ。(中略)。憲法ノ力ヲ保ツガ爲ニハ其實質即チ皇室ノ財産ヲ富瞻ニシテ、陸海軍ノ經費等ハ悉皆皇室財産ノ歲入ヲ以テ支辨スルニ足ラシムベシ(中略)。大權ノ鈞石ヲ失ハザラント欲セバ、國民ノ財産ト皇室ノ財産トヲシテ大差等ナカラシムルニ在リ。(中略)。我邦ノ法、古來皇室ハ全國ヲ奄有シ、人民ハ尺寸ノ私地アルコトナシ。然ルニ明治五年以來土地ニ官有民有ノ區別ヲ判然立テタリ。夫レ官府ナル者ハ即チ朝廷ニシテ、朝廷ハ即チ皇室施政ノ明堂ナリ、故ニ今ノ官有地ヲ學テ悉皆皇室領トナスニ於テ誰カ異議ヲ其間ニ挿ム者アラシヤ」云々

十五年三月三日、伊藤博文氏に憲法制定準備のため歐洲派遣に關し勅語を賜ふ曰く
「朕明治十四年十月十二日ノ詔旨ヲ履ミ、立憲ノ政體ヲ大成スルノ規模ハ、固ヨリ一定スル所アリト雖モ、其經營措置ニ至テハ各國ノ政治ヲ斟酌シテ、以テ採擇ニ備フルノ要アルガ爲ニ、今爾ヲシテ、歐洲立憲ノ各國ニ至リ、其政府又ハ碩學ノ士ト相接シ、其組織及實際ノ情形ニ至ル迄、觀察シテ餘蘊無カラシメントス。茲ニ爾ヲ以テ特派理事ノ任ニ當ラシメ、爾ガ萬里ノ行ヲ勞トセズシテ此重任ヲ負擔シテ、歸朝スルヲ期ス。」而して別に「訓條」として伊藤氏に托せられたる調査事項は三十一項よりなるものなり。即ち「○歐洲各立憲君主國ノ憲法ニ就キ、其淵源ヲ兼テ、其沿革ヲ考ヘ、其現行ヲ視、利害得失ノ在ル所ヲ研究スベキ事。○皇

室ノ諸特權ノ事。○皇室并皇族財産ノ事。○內閣ノ組織并立法行政司法及外交ノ事ニ關スル職權ノ事。○內閣ノ責任法ノ事。○內閣大臣ト上下兩院トノ間ニ存スル諸關係ノ事。○內閣ノ事務取扱手續ノ事。○上院及下院組織ノ事。○貴院ノ制度特權ノ事。○上院及下院ノ權限并事務取扱手續ノ事。○上院下院ニ關スル皇室ノ特權ノ事。○上院及下院ノ開閉解散并延會ノ事。○上院及下院ノ自由政論ノ事。○上院及下院ノ特權ニ關スル爭議ノ事。○議事規則ノ事。○皇室ヨリ上下兩院議員待遇ノ事。○上下兩院ノ間ニ存スル諸關係ノ事。○議案ヲ發スル所并諸議案ノ事。○上下兩院ニ於テ會計豫算ヲ議定シ、若クハ決算ヲ查覈スル方法ノ事。○上下兩院司法權ノ事。○諸議員若クハ行政裁判ノ事。○上下兩院議員ノ資格并選舉法ノ事。○法律及行政規則分果ノ事。○各省組織權限ノ事。○各省ト上下兩院トノ間ニ存スル諸關係ノ事。○司法官ノ進退黜陟ノ事。○司法官ト上下兩院トノ關係ノ事。○諸官ノ責任及進退ノ事。○諸官養老特典ノ事。○地方制度ノ事。」
之等の諸項を通覽しつゝ、疊に述べたる岩倉右府の憲法「大綱領」「綱領」意見」等の諸資料を想起すれば憲法制定に關する當時の廟堂首腦者間に、既に周到にして餘蘊なき研究并にその目標指針の奈邊に存するものありしかを容易に推知するに足るものあり。而してこの「訓條」「大綱領」「綱領」意見」は岩倉右府の秘書兼憲法上の師匠たりし井上毅氏の起草に係るものなり。

この時三條太政大臣は、勅旨を奉じ諸參議に對し、國會開設の準備に關し意見を上陳すべきことを進達せるが、その一節に「抑國會開設期スルニ二十三年ヲ以テスルハ、年間短クシテ準備整ハザルノ議、喋々異論アリシコトナリ」とあり。之に對し伊藤、井上、大木、西郷、山田、松方の諸參議は連署して「外ニ在ル者ハ力ヲ外ニ效シ、内ニ在ル者ハ力ヲ内ニ盡シ、晝夜匪懈、誓テ其成功ヲ奏センコトヲ期ス云々」と奉答せり。

十五年三月十四日。伊藤博文氏は太政官大書記官山崎直胤、參事院議官補兼同

院書記官伊東巳代治、大藏書記官兼外務權大書記官參事院議員補河島醇、大藏少書記官平田東助、外務少書記官參事院議員外議官補吉田正春、司法省特派法律事務取調員判事三好退藏、宮内省特派禮式取調員參事院議員補西園寺公望氏等の當時官界の英才を隨員とし、自費隨行希望者岩倉具定、高橋賢光、相良賴紹、戸田氏共氏等を隨へ、勅命を奉じ歐洲諸國立憲政治の視察と、各國憲法の制度學說實際の調査取調のため横濱より渡歐の途につき、一行は印度洋より蘇士を過ぎ、伊太利ナポリに上陸し、五月十六日獨乙ベルリンに到り、當時の駐獨公使青木周藏氏の推舉紹介により伯林大學教授グナイスト(Rudolf von Gneist)氏に師事し、隔日にグナイスト氏の講義(獨語)あり。伊藤氏の質問應答は青木氏の通譯により、伊東氏之が書記役たり。而して外の隨員は聽講せずして、行政財政の細目につきその分擔調査をなせり。伯林に於てはグナイスト氏以外にその推薦により高弟にして助手たるモッセ(Mosse)氏の講義(獨語)に隔日に侍せり。(伊藤氏はグナイスト及モッセ氏より何月何日より何月何日迄聽講せしかにつき文獻の徵すべきものなし、二度目のグナスト氏よりの聽講また同斷なり)。而してグナイスト氏よりは専ら憲法政治運用の利害得失に關する綜合的講説を、モッセ氏よりは専ら憲法正文の逐條講説を聽講せり。當時の獨乙は、普佛戰爭(明治三年)により佛國に大勝を博せし以來、國運隆盛を極め歐洲隨一の強國にして、且つその國體が我國に類似し、帝王の權限の威大なるものありしたため、一行は主として獨逸に留まることになるものなり。グナイスト(Rudolf von Gneist, 1816-1895 獨逸人)氏はベルリン大學教授にして、後年國會議員にも司法大臣にもなりたる法律學者サヴィニイ(Friedrich Karl von Savigny, 1779-1861 獨逸人)の門人、ローマ法の專政者にして初め辯護士たり。一八三八年ベルリン大學の講師、一八四四年同員外教授一八五八年同正教授に造む。一八五〇年頃より政治に興味を感じプロシヤ代議院(1858-1895)に入り後また獨逸國會(1867-1895)に入り活躍す。またプロシヤ高

等法院上席判事(1875-1877)を勤め、又樞密院議員(1875-1888)たり。一八八八年にフリードリッヒ三世(Kaiser Friedrich III)より貴族(Adelstand)に列せらる。ベルリン大學に於ては、主として憲法及行政法特に英國憲法を講義し、當時歐洲一流の公法學者なり。その主著には、"das englische Grundsteuer system." (1859), "das heutige englische verfassungs und verwaltungsrecht." (1857-1863), "die Lage der preussischen Heeresorganisation." (1862), "Verwaltung, Yustiz, Rechtsweg, Staatsverwaltung und Selbstverwaltung nach englischen und deutschen verhältnissen." (1869), "Budget und Gesetz nach dem konstitutionellen staatsrecht Englands." (1867) "der Rechtsstaat." (1872), "Gesetz und Budget." (1879), "die preussische Finanzreform." (1881), "Englische verfassungsgeschichte." (1882), "das englische parlament." (1886), "die nationale Rechtsidee von den Ständen und das preussische Dreiklassenwahlrecht." (1894), 等を擧ぐることを得べし。次にモッセ氏は、その後我國の政府顧問に備聘せられ、明治二十年春來朝し二十四年頃迄各種の法制の立案に従事し、殊に參議山縣有朋氏を輔けて地方自治制の確立に貢獻せる功績決して鮮少なからざるものあり。その中に夏期休暇となるため、一行は八月八日英國ウキーン(Wien)に趣き、ウキーン大學教授シュタイン(Lorenz von Stein)氏に隨員河島氏の進言により師事し(河島氏はウキーン駐在公使館書記官として、十三年の暮までウキーンに在りて、シュタイン氏の門人たりし人なり)、隔日に約二ヶ月間、歐洲各國の憲法史、國家組織及其作用等につき英語による講義あり。伊藤氏の質問應答あり山崎、伊東氏之を筆記し他の隨員一同聽講す。當時駐獨代理公使は本間清雄氏なり。一行は十一月上旬伯林に歸り再びグナイスト氏の講義に侍し翌十六年二月十八日まで伯林に滞在せり。シュタイン(Lorenz von Stein, 1815-1890 獨逸人)氏はヘーゲル(Hegel)流の哲學的思想の把持者にして、一八四六年イエナ(Heidelberg)大學教授となりしが政治的陰謀の嫌疑を受け、のがれて英國ウキーン(Wien)に趣き、一

八五五年より一八八五年まで三十年間、ウキン大學教授として、主として行政法及國家學を講義し近世行政法學の鼻祖として又經濟學財政學にも造詣深き學者なり。青年の頃バリーにありて社會主義者と親交あり、佛國の社會運動に關する著書あり。その主著として擧ぐべきものは「der Sozialismus und Kommunismus des heutigen Frankreich」(1843)、「die sozialistischen und kommunistischen Bewegungen seit der dritten französischen Revolution」(1848)、「Geschichte des französischen Strafrechts」(1846)、「Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Zeiten」(1850)、「System der Staatswissenschaft」(1852)、「die neue Gestaltung der Geld und Kreditverhältnisse in Österreich」(1856)、「Lehrbuch der Volkswirtschaft」(1858)、「Lehrbuch der Finanzwissenschaft」(1860)、「Handbuch der Verwaltungslehre」(1870)、「Verwaltungslehre」(1865—84)、「die Lehre vom Heerwesen」(1872)、「der wucher und sein Recht」(1880)、「die drei Fragen des Grundbesizes」(1881)、「Lehrbuch der nationalökonomie」(1887)、等なり。

伊藤博文氏はウキン滞在中シユタイン氏を日本政府の顧問として招請せんとし、十五年九月二十三日井上毅氏宛書翰の一節に「小生獨逸學問ノ根柢アルヲ見テ、益々此等ノ人物ノ今日我國ニ必要ナルヲ覺ヘ申候。此人日本ニ至リ、學校ノ創立組織教育ノ方法ヲ、實地ニ就テ見込テ立テシムルヲ主トシ、現政ノ法度狀況ニ就テ、政府ノ顧問タラシメバ、只ニ目下ノ便宜ヲ得ル而已ナラズ、百年ノ基礎又隨ツテ牢固ナラン」と又十月二十三日には「同人ノ如キ學者ニシテ、モナルキツカル、プリンスブルヲ主唱スル者ハ世界ニ多人數ハ無之、大概ハ流行ニ附和シタルデモカラ主義ノ學者多ク我國ニ輸入シテ寸益モ無之候(中略)。愈々スタイン、佛人御許可ノ上ハ、政府ノアドバイセルニシテ、學問上ノシステムヲレホルム爲致候事モ傍ラ爲致從事度、人民ノ精神ヲ直スハ學校ノ本ヨリ改正スルノ外無之候」(後掲末松謙澄氏論文)。而してシユタイン氏招請出願の件は、十一月下旬許可せ

られ伊藤氏に交渉の内命あり、懇請したるも、シユタイン氏は老齡の故を以て日本政府の館聘を辭退せり。十一月三十日伊藤氏より三條太政大臣岩倉右大臣にシユタイン氏招請辭退の件につき書簡あり曰く「尙此上他に可然人物見出度モノト頻リニ希望仕候」。

十五年八月四日、即ち伯林に於てグナイススト氏の講説に待してより約二ヶ月餘伊藤氏より山縣、井上、山田の三參議に宛てたる書簡に「國憲取調の事務も追々拂取大要領は吞込の心得に御座候。憲法を取調候には、政治上百般の事情に涉らざるを得ず、隨分繁雜なる仕事に御座候。連も精微には參り不申候へ共中央政府の組織より地方自治の事等に至る迄、大概は研究致さざるを得ず云々」(國家學會雜誌二十六卷十二號、末松謙澄氏論文「伊藤公の歐洲に於ける憲法取調願末」)。

十五年八月九日、即ち一行がウキンにシユタイン氏を訪ねた翌日伊藤氏の岩倉右府に宛てたる書簡に「普歐以來、僅々二ヶ月半ニ御座候へ共、獨逸ニテ有名憲法學師グナイスストニ就テ、一週間三回宛ノ談話ヲ爲スヲ得、外、一法師(モツセ氏のことならん)ト共ニ、一週間三回宛獨逸國ノ憲法ヨリ、政府百般ノ組織、地方自治ノ限界等ニ至ル迄、法學上ノ順序ニ據リ、講窮仕、大要不殘筆記仕候故、迫テ諸公ノ覽ニモ可供心得ニ御座候。今暫クノ間ハ維納府ニ滞在、當國ノ大學師スタインニ就テ、同氏ノ議論ヲ聞キ可申心得ニ御座候。グナイススト、スタイン、兩氏ハ、當今ハ大學者ニシテ、勿論其著述頗浩翰、各國學者仲間ノ賞讃スル所ハ人物ニ御座候、而シテ兩氏共、其主説ハ、中庸ニ傾斜セル者ト被察申候、昨日スタインニ一面識仕候而モ既ニ其説ク所、英佛獨三ヶ國ノ國體及國ノ學師等ノ主張スル所ヲ分前シテ以テ小生ノ感格ヲ興起セシメ申候。三國(英佛獨)何レモ議政體ナレドモ、其精神大ニ異ナル者アリ。英人ノ説ク所ハ、政府ナルモノハ(行政ヲ指ス)、國會ニ於テ衆論ノ多數ヲ占メタル黨派ノ首領タルモノ政治ヲ施設スル所ト云佛人ハ政府ハ國會衆議ノ臣僕ナリト云、獨人ハ政府タル者ハ衆議ヲ採ルモ獨立行

爲ノ權アリト云フ、若シ此獨立行爲ノ權ナケレバ、國會若シ其國費ヲ供給セザル時ハ、手ヲ東ネテ國政ヲ放擲セザルヲ得ズ。豈々斯ノ如キノ理アラシヤ。況ンヤ君主ハ立法行政ノ大權ヲ親ラ掌ドリ、君主ノ認可ヲ得ズシテ一モ法律ト爲ル者ナク、君主ノ許諾ヲ得ズシテ一モ施設スルコトナキノ主權タルニ於テヲヤ。由是觀之、邦國ハ、即チ君主ニシテ君主乃チ邦國ト云モ可ナリ、然レドモ擅政ト異ル者アリ。立憲君主ノ國ニ在テハ立法ノ組織（即チ議院ナリ）、行政ノ組織（即チ各宰相ノ協同ナリ）、及ビ百般ノ政治、皆ナ一定ノ組織、紀律ニ隨テ運用スル是ナリ」平塚篤氏編伊藤博文秘録。

十五年八月十一日、伊藤氏はウキインより岩倉右府に宛てたる書簡に「博文來歐以來取調候廉々は、手紙に盡候故不申上候處、獨逸にて有名なゲナイスト、スハインの兩師に就き國家組織の大體を了解するを得て、皇室の基礎を固定し、大權不墜の大眼目は充分相立候間、追て御報導可申上候。實に英米佛の自由過激論者の著述のみを金科玉條の如く誤信し、殆んど國家を傾けんとするの勢は、今日我國の現情に御座候へ共、之を挽回するの道理と手段とを得候は、報國の赤心を貫徹するの時機に於て、其功驗を現はすの大切なるを要具と存じ、心私かに死處を得るの心地仕、將來に向ひ相樂み居候事に御座候云々」（前掲末松氏論文）。又十五年十月二十三日、ウキインより伊藤氏は井上毅氏宛の書簡に「憲法ハ、事ハ最早充分ト奉存候へ共、アドミニストレーションニ到テハ却々容易ナル事ニ無之、プリンスブルヂニテモ相心得置度熱心罷在候」とあり（前掲、末松氏論文）。

伊藤氏等の一行のウキインより伯林に戻り、二度目のゲナイスト氏の講義に侍せる前に、伊藤氏より一友人に寄せたる書簡（宛名及日附共に不詳なり。吉野作造氏は宛名は平田東助氏（氏は病氣のためウキインより十五年九月歸朝せり）ならんかと云ひ、尾佐竹猛氏は柳原前光氏（氏は當時の駐露公使なり）ならんかと云ふ）の一節に「小子モ、スタイン師ノ憲法講義完了ニ付當府ニ再轉、從前取調

ノ事項及行政經濟等ノ大要研窮ヲ可仕心得ニ御座候。如御承知憲法ハ大體ノ事而已ニ御座候故、左程心力ヲ勞スルノ程モ無之候得共、政治經濟ノ兩途ハ、實ニ國家ノ盛衰興廢ノ關スル所ニシテ、尤我國人ノ深ク注意セザル所ニ御座候故、小子淺學不可企及トハ存候へ共、聊其端倪ナリ共相親度熱心ニ御座候、縱令如何様ノ好憲法ヲ設立スルモ好議會ヲ開設スルモ、施治ノ善良ナラザル時ハ、其成迹見ル可キ者ナキハ論ヲ俟タズ。施治ノ善良ナランヲ欲スル時ハ、先其組織準備ヲ確定セザル可カラズ。組織準備中尤不可缺モノハ、宰臣ノ職權責任、官衙ノ構成、官吏ノ遵奉スベキ規律、進退及其免任、試験ノ方法、退隱後優待ノ定規等ニシテ、獨逸各邦政府ノ森嚴ニ之ヲ遵奉スルコト、他國ノ及ブ所ニ無之、之レアルヲ以テ帝室ノ威權ヲ損セズ、帝權ヲ熾盛ナラシムルト云モ可ナリ。スタインノ講談中ニモ、憲法政治ノ必要不可缺モノハ帝家ノ法、政府ノ組織、立法府ノ組織ノ三個ニシテ、此一ヲ缺ク立憲政治ニアラズト。三個ノ組織定法能ク確立シテ、并ヒ行ハレテ相悖ラザルノ極ヲ結合スル者則憲法ナリト。由之觀之、政府ノ組織、行政ノ準備ヲ確立スル實ニ一大要目ナリ（中略）。今ノ識者政體ヲ論ズル者多クハ、英國ノ議會政府ヲ以テ模範ト爲サントス、而シテ又自ラ云、帝室ヲ重ンズト。蓋シ議會政府ヲ創置セントスルカ、帝權ヲ減削セザルヲ得ズ、帝權ヲ重ンゼントスルカ議會政府ヲ用フル能ハズ。愚惟ラク識者ノ見、民權共和ニ偏重シテ、立憲政治ニ反スト。若シ識者ノ言ヲシテ、皇室ヲ重ンズルモノトセバ、恰モ頼義ガ所謂頼朝ガ御府ヲ鎌倉ニ創メタルハ、奸雄ヲシテ永ク皇位ヲ窺竊ノ心ヲ絶セシムト云フノ迂論ニ殊ナラズ。而シテ識者又英國ノ淵源沿革ヲ推窮セザル者ノ如シ。建國ノ基、已ニ數百年ニ於テ今ニ胚胎スルモノアルガ如シ」（平塚篤氏編、續伊藤博文秘録）。

以上四五の書簡を通覽すれば、伊藤氏の憲法制定の方針は漸次に不動の理論的根據を把握しつつあるものゝ如し。尙ほ英國流の議會主義に關しては「伊藤博文

秘録」に次の如き伊藤氏の手記あり曰く「英國主義。王ハ王位アルモ統治セズ。此主義ヲ履行セントスレバ、王政復古非ナリ。我皇室殆ンド七百餘年間其統治ノ大權ヲ擧テ、覇府ニ掠奪セラレタリ。然レドモ皇位皇統ハ連綿タリ。王政復古ハ所謂統治大權ノ復古ナリ。吾等ハ信ズ、統治ノ大權覇府者ニ在ル者ヲ復シ、直ニ之ヲ衆民ニ附與シテ、皇室ハ依然其統治權ヲ失フコト、覇府存在ノ時ノ如クセント云フガ如キハ、日本臣民ノ心ヲ得タルモノニアラズ、況ンヤ我國體ニ符合スルモ、ハ、ニアラズ」。

當時の駐露公使柳原前光氏は、岩倉右大臣の旨を受けて伊藤博文氏と相謀り、特に露、英、獨の三帝國につきその王室制度并に儀禮等につき調査するところあり。次に柳原氏より岩倉氏に宛てたる書翰の二三を擧ぐれば次の如し。即ち

十五年七月廿五日、柳原氏の岩倉氏に宛てたるものに「前光も専ら學國憲法類研究、毎度伊藤にも面會、將來之施政討論致、同氏も腹心を披き談話御座候、前光も海外に永滞在し、本邦の時勢に不通故、政論多事の狀況判らず候得共、國會準備の爲には、帝室制度と元老院擴張之儀を主張し置候。その大體は伊藤も同意候事に候。此他に大學卒業生を官途に使用するの道を開き、一は學者を空くせず二には僥倖の門を防ぐの策、外に會計検査院を嚴にする等に有之候。徐々と開陳之積に候（中略）。故に眞正之政事多は國の慣習民情の方嚮を明かにし弊を去り規模を大にし將來を前知して之に應ずるの外可無之と愚考仕候」（大津淳一郎氏大日本憲政史）。又

同年八月十八日の書信に我帝室制度御確立之御參考に供すべきは、魯英の四大國と存候。帝室制度之確固たるは魯の長處專制之帝國故必然の理也にして又人民に對する仁愛の情誼を以てし相愛して君民密着するは英國歴代仁君の家習にして眞に美風と稱すべし（中略）。就中英國仁君を對遇する景況は甚可採用事と存候。如何となれば我國も漸次立憲の制度確立するに従ひ、其前後或は君民權

を爭ふ如き貌を生じ、或は議院政府とならんとすに於て、一種上下之情誼を繋ぎ帝恩の仁を布き臣民の歡心を得るの方法を施すの政略無之ては、難相叶故に我尊嚴を墨守する耳にては、上下親昵には難赴間、此間に仁愛親昵の道を開くは、帝室より臣民御對遇之一活機に有之候と存候。（前掲、大日本憲政史）。又

同年十月十九日の書信に「……今也國會準備之時に當り、帝制を調査するに一局建設を不可とするの理可無之……千古未曾有之國運に方り、遠く將來を慮り、帝室の爲に大鐵壁を作り、古制の良を存し、外國の制度を採酌し、帝室に關する諸件を編制すること緊要也。」（前掲、大日本憲政史）。又

同年十一月二十七日の書信に「……又精神とは前述の體制、作用の外に於て帝室魏獨立の大規模を立て、今後國會の盛衰に關し、又は内閣之更迭に際するも、少しも爲に動搖せざるの大基本を立るに在り。是は陸海軍の權を帝室に全攬し、且皇族を以て藩屏とし、華族を以て股肱とし特別に國勢を持するに在り。此精神ありて始て枕を高くするに足る可し」（前掲、大日本憲政史）。

斯の如く外にありては伊藤博文氏の一行は、獨逸の學者につき主として獨逸系の憲法理論を開き、又歐洲諸國の憲法政治の實況を視察調査して、憲法制定の資料蒐集に鋭意努力し、内にありては、元老院に於て議長參議寺島宗則、副議長參議佐野常民氏は、伊藤氏の歐洲に於ける調査の參考資料として、憲法上疑問の諸點、調査の必要ありと考へらるゝ個所等に就き調査研究をなし、その主査委員に元老院書記官金子堅太郎、委員に同書記官平山成信氏任命せらる。兩氏はその調査に従事し「各國憲法異同科目」と題し第一章帝室、第二章內閣、第三章立法院第四章憲法改正、第五章雜件と區別し、六十三科目に列記して議長に提出せり。乃ち議長は之を元老院の名に於て、伯林に滞在中の伊藤氏に送致せり。伊藤氏は隨員三好退藏氏にその調査の周到なるを激賞せられ、日本にかくの如き憲法學者のあることに驚愕せられたりと云ふ。爲めに金子氏は伊藤氏よりその憲法上の智

識材幹を認められ、後に帝國憲法起草者の一人となる。

疊に述べたる如く、伊藤氏は十六年二月十八日迄柏林に滞在し、その後白耳義のブラッセル (Bruxelles) に數日を過し、次で佛蘭西に行き下院議員クレマンソー (G. Clemenceau) 氏等に會ひ (又西園寺、山崎氏等の佛國學派の人士には別に佛國憲法を調査せしむ)、三月上旬英國倫敦に到る。當時駐英公使は森有禮氏にして、書記官に牧野伸顯氏あり。伊藤氏は倫敦に於ては、伯林維納のありし時の如く、一定の學者につき研鑽することなく、唯だ知名の士と多少往來し、例へばスペンサー (Spencer) 氏より、代議政體の理論を聴取し又スチーブン (Stephen) 氏なる少壯學者より、憲法政治の大体に就き討究せり。

伊藤氏一行の倫敦滞在中、外遊途上の板垣退助、後藤象次郎氏倫敦に來る。

十六年五月、伊藤博文氏は日本帝國の全權大使として、露國皇帝の戴冠式に參列す。

十六年六月二十二日、昨年十一月横濱を解纜し、外遊の途に上り英佛の諸國を歴遊しつゝありし板垣退助、後藤象次郎氏歸朝す。

十六年七月十八日、岩倉右大臣重病のため辭職允許の表を上り、翌十九日願に依て本官を免ぜらる。「但可稱前右大臣座次可爲如舊事」との宣下あり、同月廿日薨去せらる、同月廿三日太政大臣を贈らせられ勅を賜ふ。曰く「大節善ク斷シ、旋轉ノ偉業ヲ贊ケ、純忠正ヲ持シ、彌綸ノ宏猷ヲ盡ス。

洵ニ是レ國家ノ棟梁、宛ニ臣民ノ儀表タリ。況ヤ朕幼冲ニシテ祚ニ登リ、一ニ匡輔ニ賴ル、啓沃海ヲ納ル、誼師父ニ均シ、天啓遺セズ、曷ゾ痛悼ニ勝ヘン、其レ特ニ太政大臣ヲ贈ル可シ」。公卿政治茲に終りを告ぐ。

十六年八月四日、伊藤博文氏は昨十五年三月十四日勅命を奉じて横濱を解纜し渡歐の途に上り、英佛露伊に學ばず、白南を顧みず、滯歐正味一ヶ年、その大半をベルリン及ウキーンに滯留し、主として獨逸系の憲法制度の歴史、理論及その

實際を調査し、研鑽し滿喫し、頗る啓發する所あり所謂「國憲取調ノ事務モ迫々排取、大要領ハ吞込ノ心得」(前掲末松氏論文)「憲法史ノ事ハ最早充分ト奉存候」(前掲、末松氏論文)「日本ニ而ヘボクレ書生ガ物質ノ如何ヲ辨ゼズシテ、只書中ノ字義ヲ翻譯シテ、是ガ何國ノ憲法ナリ、政府ノ組織ナリト、衆愚ヲ誤ラシムルガ如キニアラズ。其國ノ沿革ヨリ、其事ノ實跡ヲ熟知シ、其理否ノ牴觸等ニ付テノ議論ヲモ判別シテ、明瞭ニ講説スルヲ聞クヲ得ルハ頗樂シキコトニ御座候」(前掲、伊藤博文秘録)——と云ふが如き滿々たる自信と意氣軒昂とに燃え山崎、伊東河島、吉田、西園寺、戸田、岩倉、廣橋、相良の諸隨員と共に歸朝し、東京に着す。(未完)。

法の目的

法は人類の社會生活に於ける人類社會全体の生存生活の圓滿、平和安全の維持、利益福祉の増進、向上進退の可能、完成のために存するものである。而して人類社會生活の可能完成のためにするその指針の基礎理想となすべきものは社會的正義公正 (social justice) と云ふ理念 (ideal) である。正義公正の理念は法存在の基礎である。然もこの正義は自己の利益のためのものではなく社會構成全員の公共の福祉 (bonum commune) のためである。即ち法は究局に於て社會生活の理想目標となすべきものを實現することを、その目的任務となすものである。然らば正義 (social justice) とは何であるか。曰く正義とは要約すれば各人に歸屬すべきものを各人に與ふることである、換言すれば何人も總てを要求する權利ありと云ふ義ではなく何人も彼に相應すと歸屬すべきものに付要求する權利ありと云ふことを意味するものである、要するに法の目的は人類の社會生活を可能完成せしめ而して社會的正義の樹立實現にありと云ふことが出来るのである。(Y)

ホネガアの創造的信用論

講師 赤羽 豊 治 郎

(一)

靜態概念は頗る多義である。その動態概念と異なる形相を得る點に就いて説が分れる。最近の傾向丈に就いてみるも、先づ經濟現象に對する抽象化の度合によりて靜態の決定をみんとするのにフオオゲルがあり、各經濟行爲が専ら時間の契機を内包するか否かに從つてこれを判定せむとするものにシュトレエラがある。また、これら兩者はそれぞれ異なる經驗對象に從つて分類さるべく、研究方法の差異に従ふものにあらざとみるものにカレルがある。これらの見解に伍してハンス・ホネガアは靜態を同一型の動きをもつ經濟とみ、均齊なく『飛躍的』なる動きにあるを動態と解してゐる。而して何が同型的動きであるか、また如何なる場合にかゝる姿が現はれるかといふ點に就いては何ら説くところがない。

(Hans Honegger: Zur Krisis der statischen Nationalökonomie. Schnolles Jahrbuch. 48/3. 1924. s. 70.)

然らばこれを第^二局^二觀察に現はれる成行的均衡の歩みとみるべきであるか。競争の行きつくしたる場合に現出する均衡の姿とみるかに就いては、かれの靜態觀察はあまりに動的である。また、レキシス、カッセルの如き靜止經濟の意に解すべきか。カッセルの立場に於ける靜止經濟は社會的生產過程が時の流れに於いて完く不變に止まる場合であつて、その成立に就いては『問題となる經濟に於ける人間の數、そしてその個人的欲望、從ひてまた經濟の綜合的欲望が恒常的に不變である』といふ想定を必要とする。(G. Cassel: Theoretische Sozialökonomik.

Leipzig. 1923. s. 23.) 一般に、靜態はかゝる『與件の固定』を俟つて經驗對象に於ける主要動力を遊離し構成さるべきものとみられてゐる。その可能的遊離の世界に於いてのみ均衡の成立を求め得られるものであり、かゝる限界に於いてのみ生動する經濟過程に不變の『狀態』を發見し得るわけである。叙上にみるカッセルの靜止經濟もかゝる操作の結果といへようが、こゝに問題となるは『かゝる全體の與件が、あるひば不變に與へられてゐるか。または考察の期間丈け不變に與へられたるものとみなさるか。』といふ點であらう。(F. Oppenheimer: System der Soziologie. Bd. I, Jena. 1922. s. 71.) ホネガアはこの前半を正しきものとみるが後半を『Wortfehler』であり、『Willkürliche Auslegung』であるとみてゐる。

かくて、ひとは疾風を靜寂のなかに『靜態的均衡』に於いて考へることができるといひ、また『ひとはこの極端なる概念の非人格化は結局すべてに亘り、嵐は靜寂であり運動は休息でもあらむといひ得よう。さすれば、われらはこの方法を全く利用することができない』との言をなした。(Honegger, a. a. O. s. 78) 従つて『嵐は靜寂であり運動は休息である』といふは靜態論理の歸結でもあらうが、かゝる解釋は多少行き過ぎの觀がある。併し、それも靜態觀察が事物の本性に矛盾し、飽くまで假構たるに止まると力調するには役立つことであらう。この所説に對し、シュトレエラは任意に許されたる波動の高さがある期間不變なりとみなすを得ない場合でも、波動の單純測定成功を期待するわけには行かない。が、いまなほ、そこにホネガアの所謂任意の解釋が行はれ得るものとも考へられない。反つて研究者がかれの前提を任意に選擇し、これを正確に規定するとき、そこに何ら『Wortfehler』が行はれ得よう。『何人か、かれの前提を研究の途上に於いて變更するとする。だが、それは任意になされたものではなく、かゝる彼の『任意』に過誤ありとするに基くだらう』となしてゐる。(R. Steller: Statik und Dynamik in der theoretischen Nationalökonomie. Leipzig. 1926. s. 79) 十なは、ミナト

レニアアにあつては假構的觀察そのものゝ缺點は生活離反たるところにあるのではなく、假構的解釋によつても生動する經濟生活を應分的に理解し得られ、動態觀察に比し經濟理解に何ら缺くところはない。問題は假構に於ける與件の測定に過誤なきや否やに繫がるといふのである。

叙上みるが如く、ホネガアは靜態を生動する經濟の同型的運動とみ、これを合理主義的動きと解してゐる。けれども經濟の實相はかゝる同型的動きに盡くするものではなく、不規則的・飛躍的のそれであり存在するは一律なる回歸的運動ではない。従つて經濟は波動の如く、海水潮時の回歸にみる如く觀察し得られる性質のものではない。むしろイラチオナレの動きとみるのである(C. Engel-Reimers: Der Idealismus in der Wirtschaftswissenschaft, München, 1932, s. 68) 故に『資本主義的靜態の假定は内面矛盾である。それは黒斑の白馬であり木製の鐵である。何故ならば「資本主義的」といふ概念はそれみづからに既に動態の概念を藏匿してゐる。』従つて、新らしき經濟理論はかゝる動態的・不合理の運動をあるが儘に採擇せねばならない。不變なるものゝみを抽出するは誤れる態度といわれよう。かくて『理論は生活に適合しなければならぬ。理論はむしろ實踐の下婢ではなくむしろその主たならなければならない』といひ、且つ『「科學」と「理論」に關するかゝる見解に於いては、もはや所謂動態の見地に立つ科學に就いて何らの疑念あるべきではない。この立場を守る限り、ひとはよき理論は靜態的であるといへると等しき權利をもつて、よき理論は動態的であるといへる。先づ「よき」とは實在に於ける、實踐に於ける重要な現象の説明に理論が役立つことであり、第二にその内面的「論理的」完了性と普遍妥當性とが整ふことである』となすのである。(Honigser, s. 82)

かく、ホネガアは經濟學の認識對象は動態であり、經濟の均齊なく飛躍多き運動に即して觀察するべきことを主張するのである。經濟をあるが儘に把握するは

經濟をオンティツシュに理解することである。かれにとつて、經濟の動向は經濟發展とほぼ同義に用ひられてゐるが、これを辯證法的に解釋してゐない。單に經濟觀察はヘラクリイト的流轉のなかに行はるべきものと説くに止まる。(s. 82)

(一)

かれの動態觀察は資本主義經濟の動きのなかに求められてゐる。『資本主義』概念そのものは既に動態概念として理解するべきものとされ、資本主義が特に動態的といふは勢力と權力の自由なる變動が占むる役割の大なるがためとみられてゐる。(Honigser: Der Schöpferische Kredit, Jena, 1932, s. 106) かくて、この事態から、勢力は經濟領域に於いて如何に働くか、また經濟理論はこれに如何なる地位を與へるかといふ極めて困難なる問題を誘導することが出来る。こゝではオッペンハイマアの勢力説を顧みよう。かれは周知の如く、その經濟學體系を手段の組織とみ手段を純粹經濟的並びに政治的のそれらに分類し、前者に就いて發達底き經濟手段として勞働と交換をあげ、後者を重視し『政治的手段』の本質を掠取に歸し、そのうへにかれの特色ある獨占理論を構成した。而して、政治的手段を權力の現はれとみその分配過程に於ける意義を高調し、利潤、地代はその發生の源泉と大小に就いては共に社會的勢力關係に従ひて定まり、純粹經濟に於いては僅かに利潤の「破片」あるのみと斷せられてゐる。(Honigser: Der Machtgedanke und das Produktionsproblem, Schmollers Jahrbuch 49/3, s. 27 ff.) かゝる理論構成は更に、ツガン・バラノウスキイ、ルウドウィツヒ・シュトルツマンによつて展開されてゐる。後者によれば『歸屬理論は純粹經濟的貢獻法則に基くものではない。それは自然的に、特に社會必然的に制約され、限界效用學説が無益にも内容的に空語となすところの勢力關係の所産である』と表現されてゐる(R. Stolzmann: Grundzüge einer Philosophie der Volkswirtschaft, Jena, 1920, s. 75) 而して、それら

は共に勢力關係を分配過程に見出さむとする好例である。

これらの諸説に反し、ホネガアは生産領域に於ける勢力の及ぼす影響を重視するのである。かれは生産を市場供給と同視する。かゝる市場供給に社會的勢力は如何に働くかをみ、そのためにオッペンハイマアが獨占概念を通じて分配を考察した構想を典型として、かゝる推理の跡を追ふのである。オ氏が獨占概念を分配の指導概念として靜態的・附隨的意義に解せしに對し、信用概念を新たに援用してきたつて勢力關係を特に動態的に把握せむとしてゐる。(Hoegger: *Mischgedanke*。)

かれのみるころでは、信用概念は國民經濟の基礎的・構成的部分であつて物質的資本のそれに比し、その機能に於いて勝り、三つの生産要素のうち、資本に代りて上位を占むべき性質のものである。『信用は資本概念に比し、いふまでもなく一層非物質的・精神的・心意的であり、従ひてまた生動的である。』信用は信認であり、それは『本來、純粹の心意的・非素材的・精神力』だからである。特に唯物論的經濟學を排斥するかれの立場では通説の『純經濟的』『國民經濟的』資本概念は、その精神的・心意的成分は信用概念に吸収せられ、物質的・素材的部分は他の生産要素たる『自然』若くは『自然物』に解體せられて『私經濟的』『政治的』意味の資本のみ殘存することになる。これとても、最早『基本的』生産要素として獨立の存在を主張し得るものではないと説かれてゐる。かくて『客觀的に把握されたる經濟的信認は本源的・國民經濟的生產要素であるとみうるならば、更に信用・缺乏・信用・動搖等しく國民經濟的『要素的現象』たるであらう。信用缺乏は基本的・本源的『生産要素』若くは必要缺くべからざる生産條件の缺除を意味するのである。信用の缺乏は經濟の『心意的』『精神的』『理念的』生産要素を缺くか、或は了分ならざる場合に生ずるのである。』(s. 88 ff.)

かくの如く、信用をもつて『資本代位』の生産要素とみる立場では、その缺乏は生産障礙となり阻止となる。かゝる信用缺乏、惹ひて生産阻害は如何にして生

れ、如何にして激成せられるか。かれは社會的勢力によるものと主張してゐる『社會的勢力又は權力關係は極度に國民經濟的信認を毀損し、甚しく信用缺乏、信用動搖を醸成する。かくてこそ、それらは本源的・國民經濟的生產條件たる信用を直接に破壞するのである』(s. 88) 然らば如何なる道程を経て信用破壞に導くのであるか。『勢力觀念は個人または團體が全體の犠牲に於いて特別利益を追求する原理である。この原理は孤立と敵對的勢力の合同に導き、そこに經濟的衝突の抵抗が發生し、それらの結果として種々なる『政治的』緊張が惹起する。』『各國家が對立するときは強大なる軍備と高き關稅障壁が築かれるが、それらは勢力觀念の第二次的結果である。それと同様に、各社會階級はその背後に政黨並びに經濟的保護組織を構成するに至る。また、資本主義的企業とシンジカアト、コンツェルン、カルテル、トラスト等の超組織體はかゝる勢力政策的闘争團體としてみられる。』『敵對的競争』が大規模に發展せるはアメリカ經濟生活に於いてである。ここでは巨大なるトラスト合同が行はれ、商品の廉價供給、顧客・下級販賣者の獲得につき既述の戦術が大ひに用ひられ、つねに市場の可及的な獨占支配の意圖が無遠慮に現はれてゐる。特に著名なるは發起及び金融會社制度に行はる欺まんの觀念にやどる宿命的役割である。これは殊にアメリカに於いて盛んである。長き叙説を節約するために若干の合言葉をもつてすれば、發起人制度と貸借對照表の偽造と賄賂の捻出・贈賄等となるが、それらは勢力理念の生産に働きかける方策である。』(s. 89) これら數次の引用によつて窺知せられる如く、かれは勢力團體の組織とその資本主義社會に於ける機構を説くに止まり、勢力が信用阻止、生産阻害に直接働きかける筋道に就いては何ら立ち入つた説明を與へてゐない。僅かに『急激なる信用制限によつて大取引所は營利的見地から、全世界の各市場を引きしめることができる。かくして、各地に於ける諸取引は停滯し廣大なる販賣恐慌が發生する。』と述ぶるに過ぎぬ。兎に角、かれは勢力は信用阻止的である

といふ自己の提言に對し『勢力は信用強化的であり生産獎勵的である』といふ可
考的異論にも一應の辯明をなしてゐる。『われらは勢力は私經濟的に、また國民經
濟的には屢々信用増進的收益増進的に作用しうるといふ主張には賛意を表するも
のであるが、それが世界經濟的に一般且つ繼續して生産的であるとはいへない』
といひ、論者が勢力の信用強化を主張するときは常に私經濟的・國民經濟的
に事物を觀察するが、この問題に就いて自分はいふ事態の見地に立たず、より
形式的見地に於いて國民經濟的に把握し、これを市場經濟的に處理すると附
言してゐる。(22)併し、この主張もエンゲル・ライマースがかれの國民經濟
概念に就いていへる如く、『私經濟も國民經濟も任意的・偶然的類別である。
いわゆる「國民」經濟は經濟的個別であり、その綜合でなく反つて並立である。
精神者の數量的個別への完全なる解消である』と解するならば、何處までが私經
濟であり國民經濟であるか。また、勢力が信用強化的であり、或は阻止的である
かとの限界は何處に劃さるべきか。これらが先づ解決せらるべき問題として殘留
するであらう。(Engel-Reimers, a. a. O. S. 70)

(なほ、ホネガアは勢力の直接、生産過程に及ぼす効果をオッペンハイマアが分
配にみた如く、Macht-Monopol-Ausbeutung (Störung der Distribution) となせるに
ならひ、自説を Macht-Kreditschüttung-Produktionshemmung (Störung der Pro-
duktion) なる表式を以てした。Höngger, s. 46)

(三)

叙上の如く、われらは勢力の信用阻害的であり、社會的勢力の活動弱ければそ
れだけ信用の受くる脅威少く、従つて勢力活動最も大なる『資本主義こそ信用
不安の經濟機構である』との所説を解するに至つた。ホネガアはかゝる『信用
不安』若くは信用缺乏は動態經濟に於いてのみ存し、信用概念は一般に信用缺

乏を信用不安の概念に制約さるべきものとみてゐる。而して、信用の創造はかゝ
る缺乏狀態を重要契機として行はれ、銀行は『かゝる經濟機構が成立つところに
その存在の理由をもつ。而してそれは國民經濟の「安定」に至る重要手段である。
銀行はこの經濟機構の不安から發生し、恒常的な經濟的「資本主義の地震的危
害」を能ふ限り排除し、且つ國民經濟に存する信用に多大の發展を得しむる主要
なる國民經濟的機關である。』(Höngger: Der Schöpferische Kredit, s. 112)

然らば信用は國民經濟上如何なる働きをなすか。ホネガアの『創造的信用論』の
一篇はこの設問に對し、シユムベエター、ハアンと共にマクラウアの信用理論を
承けて新解釋を與へむとしてゐる。既述の如く、信用は純粹の心意的精神力であ
るが、その態様は個人經濟と市場經濟に於いて異なる。前者はその名の如
く單なる信認であり人と物との交渉に就いていゐる。ひとは景氣の動きに就いて
も何らかの確信をもち、これに信用を許容せむとするのである。従つて信用
を個人經濟的には交換過程とみるを得ない、一種の耕作過程となし、(23)
(24) リカアドの耕境地に至る耕作過程と比較してゐる。(s. 88 ff) 既に觸れた
如く、かれは生産を市場供給と解し、市場經濟と生産經濟との關聯を同視する。
或は國民經濟的といわれるすべてを生産經濟的ともみてゐる。(Höngger: Volksw-
irtschaftslehre als Organon, Schmollers Jahrbuch 51/6, 1927) 上の見地からは信用は
直接に生産能力あるものとみられ、勞働の技術的生産力に對し、信認を要件とす
る生産力とみるのである。信用の生産力はいかゞあるべきか。かれの説くところ
は明かではない。シユムベエターとハアンとは購買力と解したが、ホネガアはこ
の見方は國民經濟的といわよりも、むしろ私經濟的であると評價するのである。
信用は精神力であり國民經濟の心素であるとみるならば、先づ物質的基礎を要
し、第二にこれを利用すべき動作の階段に入らなければならない。ホネガアは信
用の體素となりこれを保證する一切の事項を信用質 Kreditpfand の概念をもつて

表はしてゐる。それは必ずしも法律的に理解する必要なく『社會的・歴史的・法律的、また生物の所與の一切を指し、經濟的信認を保證し生起せしむれば足る』ものとみてゐる。従つて、この概念は物質財貨と列んで『非物質財』をも包括してゐる。而して、その物質的・素材的部分を下級信用質 *Kreditunterhand* と名づけこれを『財産』と同視するのである。(s. 58) また、非物質的構成部分を特に純粹質といひ、これを下級信用質と區別してゐる。この點通説と異なるところであり、その内容として掲ぐるものは『社會團體、或は國家の經濟的繁榮の「豫想」。有利なる商業關係の速かなる締結、若くは經濟に好影響を齎らす法律制度の「可能」。望ましき自然富源の開拓、別して新交通設備による自然勝景開發の「見込」。農作又は大顧客、大購買力の「期待」等々』である。(s. 58) かゝる信用質の利用は信用過程とよばれ信用の生産能力を動員することである。個人經濟的信用質の利用は *Befähigung* とよび市場經濟的には *Vertrauensbedingte Produktionskraftversträgung* といはれ、特にこの種生産力の移轉を問題とするのである。

然らばかゝる移轉せらるべき信用のもつ生産性とは何であるか。先づ、信用と資本の關聯を尋ねる必要がある。後者に就いてみる。『私經濟的にみれば資本は資本化された利潤である。その國民經濟的意味に於いて、ひとは從來利潤の代りに利子と呼んでゐる。この理論によれば、確かに利子は信用缺乏の充當に支拂はるゝ代償であり經濟的手當である。従ひて、利子は危險保險料ともいへよう。危險は完全なる信認を缺くところに存するが故に、信認不足の經濟にこそ信用の優越なる精神的生産力が生産に利用せられ得るのであり、かゝる生産力に對し繼續的賠償が支拂はるゝのである。これ即ち利子である。かくして信用(廣義の)は資本となる。利子は一定の國民經濟に於ける、または一定の資本設備に對し不安が多ければそれだけ高いのである。』(s. 56) これらの敘述は、資本を『物質的生産手段』『收益の元本』とみる通説と著しく異なるところである。若し、この説を貫く

ときは信用は資本を基礎として授與せられ『資本あるものは信用を受く』ことになる。例せばフオオゲルの如きこの見地に立つ。これに反し、ホネガアはそれは資本を下級信用質とを混同し、信用の獨立的生産要素たるの本質をみさだめ得ざるに由來するものと評してゐる。結局信用と資本とは相反の概念であると説くがこれら兩者は極めて密接なる關聯に立つのである。『純粹信用なきところでは流通の便を得んがために、實際下級信用質が必要である。』かくて資本が招來され、『下級信用質の所有者はそのため信用に許されたる信用のために、利子を要求するに至る。この種の信用は資本である。』だが、反面資本が信用の一種たるは『資本現象の結局の意味は各經濟に存する信認力國民經濟の奉仕に繫ぐに外ならず』と説くのである。(s. 58) かくの如く、かれの資本觀は徹底を缺く憾みがある。

例せば、或る個所では當然利子として所得の一種と解され、他の場合では『資本の本質は信認に基かず、利子、それ故に危險に基く』と説明する。(s. 58) 後者は利子の元本とも解される。若し前者の意に解せば『資本化された利子』とは何であるか。解釋に苦むところであるが、恐らく重複言に過ぎないであらう。また、ひとは叙上により、『信用は資本に優先する』といふ別個の命題を冥々のうちに理解されたであらう。また、信用は第一位的資本は第二位的生産要素であり、資本はつねに信用の丁分に存せざるところにのみ需要さるゝ、との主張に氣附かれたことと思ふ。更に、かれの主著に於ける、資金調達(ファイナンス)の章下に於いては、『原則として、經濟の資金調達は資本なくして不可能である。少くとも理念的には純粹信用調達(クレジット)が考へられる。それを證明するために先づ手形交換の事實を暫く想起すればいゝ。』などと論ぜられてゐる。信用先位の理論はかれの屢々引用するハアンによつても認められてゐる。だが、資本に就いてホネガアと同一の解釋を採るのではない。即ち『資本の形成は節約の結果にあらずして信用の授與に基く。信用の授與は資本形成に比し優先的である。……「資本」すなはち「生産に指向せられ

た「國民財産の一部は明かに財貨一般の一部に外ならず、資本生産に向せられた行爲は財貨生産一般の亜種に外ならないのである。これに反し、「信用の授與」は購買力の交付である。受信企業者は概ねその他を購買し、労働者に賃銀を支拂ふ。換言すれば生産手段に對する需要を増大せしむる境遇に置かれることになる。故に、信用授與は購買力ある需要の創造である。」とみてゐる。(Albert Hahn: Volkswirtschaftliche Theorie des Bankkredits, Tübingen, 1924, s. 120) 節約は資本の成立に預らずとする立場はその儘ホネガアに繼承せられて信用の生産性の問題に利用せられてゐる。

然らば信用は國民經濟的に何を生産するか。こゝでは信用の個人經濟的立場に立ち入るのではない。専ら市場經濟的・國民經濟的に信用の生産性を考察するのである。通説は信用の生産性を否定し、後にも明かにする如く、財貨の場所的・時間的移轉を中介するに過ぎないとなしてゐる。ホネガアはこの説を「移轉説」と名づけ場所的轉位に「地換説」、時間的移轉に「先取説」の稱呼を以てした。信用はすべて時空の間隔を調節せむとする動きあるものであつて、先づ場所的調節は遠隔地の經濟力を一點に集中共働せむべき作用である。「信用は特に商業、交通の手段を通じて場所的共働を生産する」(Hauger, Der Schöpferschele Kredit, s. 84) 信用の時間的轉位性は場所的調節に比しプロブレマティッシュである。信用は過去の經濟力に遡及するがその過程は場所的轉位と同一である。問題は將來の經濟力を先取する能力ありや否やにかゝつてゐる。ヴェニススの商人アントニオが己れの生肉一封度をシャイロツクに質入せしは、所有船の齎らすであらう將來益に對する信認に外ならない。故に、「經濟主體は確實に、或は少くともより、蓋然的に、近き將來に於ける經濟的収益の流入を期待し、現在に於いて未來信用に對し相當量の經濟財を供給することができぬ」のである。(F.O. s. 86) かくして、信用による經濟的將來信認の搾取は國民經濟の發展に恒常性を與へ、

恒常的増進を齎らし、『大規模なる計劃的經濟、すなはち成大なる組織、廣大なる分業と協業、極端なる大量生産の經濟が經營さるゝに至るであらう。』(F.O. s. 86)

かく、移轉説が信用は經濟的價值を變化するに止まると説くに對し、かれは、創造説を構成し、マクラウドの「信用は無より財貨を生産する」との言に同じてゐる。この説はマクラウドが「信用は既存の財貨を他人の手に移轉するのみではなく、信用を通じて等しく新財貨を初めて創造する力が與へられてゐる。従ひて、信用はそれ自ら生産的である。」といふに端を發して、チエスコウスキ、シユムペタア、ハアンに至つてほど完成されたやうに見受けられる。就中シユムペタアの如きは信用の企業者並びに經濟的發展に對する意義大なるを説いてゐる。信用を通じて企業者は「國民經濟を新軌道に導かしめ」更に、購買力の供給は「信用を通じて企業者に國民經濟的財流への参加を許す」との言をなした。

(J. Schumpeter: Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung, München, 1926, ss. 112—153) ハアンも「信用又は貨幣の増加はわれらが主張せむと欲する如く、國民經濟に存在する財貨量を増加する」「信用又は貨幣の増加が實際財貨の増加を齎すに至るといふは、それが財貨に對する需要の増加に外ならざることと思ひ到らば直ちに明かにならう。」と説き、「信用は、信用の増加を伴ふにあらざれば恐らく生産せらるゝことなき財貨を無より生産する」と主張するに至つた。(Hahn, a. a. O. s. 119, s. 141) これらの論者の一致するところは信用に創造性あるを認め、創造過程を企業者の「新らしき結合」に關聯せしめる點である。ホネガアも「信用は經濟力の「場所的」乃至「時間的」隔りを接近せしむる許りでなく、これら經濟力の結合により一點に—即ち經濟的企業たる—新たな力を供給することができぬ。」と説いてゐる。「企業者は信用、信用過程、經濟的信用質、場所的・時間的距離より生ずる經濟力・「場所的財貨と時間的財貨」との集合等を中介として、その經濟を擴張し「改良し、新たななる經濟的效果ある機械を取得し、數多く有能なる労働

力を展出し、原料の仕入と製品の販路を有利に組織することができる。」とみてゐる。かく、企業の經濟的貢獻能力の増加は信用の授與を通じて行はれる。『結局、信用は實際に生産的・創造的たるものと指示されなければならぬ。』(Homburger, a. a. O. S. 50) 信用は勞働自然と列んで基本的・本源的生产要素であるとは、これの屢々説くところであるが、それは信用生産力の要素とみるべく、經濟的信認の主動力は將來の生産に關聯するところに伏在するのである。この點、過去の經濟的業績に立脚する節約と相反の地位を占め、『資本主義的』金融機構に於ける資本の形成は専ら信用貢獻に基くものとなしてゐる。

かゝるホネガア一派の信用理論は未だすべての人々により支持されてゐるわけではない。その全面的否定の立場を採るはデイルでありフォオゲルである。特に語調の強きは後者である。フォオゲルは信用の經濟的特質を明かにしていふ。

『ある事情の下では信用が創造力・資本形成力たるを示し資本形成の原因となるといふ事實から、この種の屬性が信用にとり本質的であり、又は信用は原因的であり資本はそれより派生されたるもの從屬的なものとする議論が引き出されるこゝに原因と結果、手段と目的との明かなる混同が行はれ特に信用の本質が誤り解されてゐる。信用は常に現實の資本交付に基き、その對象は資本即ち貨幣又は貨幣價值である。この關聯が信用許容の對象に行はれなければ信用は不能となる信用は個人的・或は經濟的信認を自然の感情露出としてではなく、現實に若くは財産交付の形ちに於いて發現しなければならぬ。』(E. H. Vogel: Hauptprobleme der theoretischen Volkswirtschaftslehre. Berlin. 1931. S. 406) 續いて、信用が如實に創造性あるやに就いて、その然らざる理由をあげ、經濟的創造を生産に共働する資本に歸してゐる。煩をいとわず譯載しよう。『併し。資本の交付に基き信用取得者となつた他の經濟主體が、從來の所有者に代りてこの資本を利用し、購買力獲得により財貨を生産し、且つ信用の援けにより收益特に所得を齎らす際、信用に

於ける「創造的なもの」とは何であるか。それは創造的に行動する「信用許容」の行程であるか、然らずんば信用により許されたる資本が生産的に行動する生産過程に於いて創造するに至つた事實に基くのであるか。恐らく後者であらう。生産的に新らしき財貨を無から成生せしむる動きは、正に信用の形態で渡された、例へばある種の企業に投下された貨幣量たる資本のみである。かゝるが故に、信用は無から何物をも創造し得ない。創造するとは恐らく現實經濟過程の極く素朴なる觀察であらう。

これに反し、信用は普通完く現實に存し且つ處分し得る金融資本(貨幣資本)を設定するか、或は他のこの目的に對する迂路を経て造出されたる金融資本(證券發行)を、生産目的のために經濟的事物信認に基き、かゝる生産利用に於いて處分するのである。かくて、期待せる收入を擧ぐるに相應する資本は「先取され」それはまた資本の利用により實現される。從ひて信用は第一に資本の巡環過程に、此處では價值高く、直接の生産的・物質的資本の姿をとる金融資本に奉仕するのである。』(a. a. O.)

終りに、信用の限界に就いてホネガアの意見を顧みよう。信用の創造は先づ客觀的に國民經濟にしじつ存在する經濟的信認の利用に俟ち、かゝる信認量を越へて行はれてはならない。これを信用基金による限度といふ。この概念は、所謂資本基金のそれと正反の意に解されてゐる。資本基金は古き理論に於いては物質的對象の集積であり、上述せる下級信用質にあたる。これに反し、信用基金は特定の國民經濟に現存する一般的經濟信認の總體であつて、特に心意的側面に就いていわれ、『よき國家秩序とよき法律制度。人身の安固。許容された交通並びに交換の可能性。戰爭その他社會的紛争の排除。更にこの經濟社會に對する各人の信頼。從ひて業務道德、別して重要なるは經濟的・政治的に影響多き領域、すなはち大資本家・農工商業に於ける勢力家・政治家・國家的官僚の主腦部に於け

る業務道德の度合」等をその主要内容となしてゐる。(s. 28) しかも、信用質が國民經濟の「窮局の信用源泉」であるに對し、信用基金は「その社會的把握」とみられてゐる。かゝる信用基金の利用少ければ「國民經濟的」生産少く、不自然なる信用支拂手段の膨脹は「許されたる」信用の限度を超ゆるものと説かれる。而して、資本主義經濟に於ける信用發展の限界は恐慌と切り離し難き關係にある。かれは恐慌の根本的原因を基本的生産手段たる信用の缺除に求めてゐる。(s. 36) 信用が景氣の刺戟者たるは既にハーンが「近代産業經濟が大戦直前拾年間に示した大なる周期的經濟恐慌は信用の膨脹、特に信用制限に還元することができ」と述べたる事情よりも推察できよう。(Hahn, s. 156) 景氣の一般的動きは信用發展、または信用基金の動的性に基くが、「それら信用量も結局外經濟的勢力と『諸條件』により制限される。(Honegger, s. 103) 殊に社會的勢力の活動は信用阻止の結果となる。かくて『景氣の觀測』に『政治的觀測』が加はる。われらは統計官が數年來別段の努力をなした景氣觀測計を輕視するのではないが、『政治的豫見』をより、重要なものとみるのである。こゝに、資本主義的經濟恐慌みづからは等しく、なほ且つ『政治的』或は勢力諸關係に還元せられる、との結論が述べらるべき筈である。」(s. 109-110)

(四)

われらは叙上によつて、ほどホネガア信用論の概要を紹介し得たと信ずるのであるが、こゝに特に指摘したきは信用を精神的動力とみ、新たに信用質・信用基金の二つの概念を構成したかれの態度である。信用を心意的・精神的なるものとみるは、必ずしもかれに始まるのではない。既にクニイスの説くところであるが、信用を國民經濟の原動力となすは、ミスが労働をシニョアが節約を國民厚生の窮局の動因とみたるに比すべきであらう。が、これにも増して重視せらるべきは

信用を社會結合の契機とみた點である。かれは國民經濟を各個經濟に分解するがその結合は信用の働きに俟つのである。信用は信認である。個人が個人に對する信認である。信認は個人間の憎惡を友愛に孤獨を共働に導く原動力である。『信認、特に信用はその經濟的意味に於いて、例へば軋轢なき共働、容易なる組織化、遠く離在する相反の橋渡し等を含んでゐる。その社會に對する効果は、この短き叙述に於いて示せる如く、全く測定し難きほどである。』(Honegger, a. a. O. s. 46) かくの如く、信認は相互性と不離の關聯にあるが、それは同時に社會學の根本概念ともなるのである。(A. Vierkant: Gesellschaftslehre. Stuttgart. 1928. s. 244) また、信用は資本に先だつとなすは普遍主義經濟學の先位の理論に相當し、信用の優位が、その精神的創造力のために由來すると説くは、疑ひもなくシュパンがその著『精神の創造過程』(O. Spann: Der Schöpfungsgang des Geistes, Bd. I, Jena. 1928)に於いて、『一切の精神者は、またこれのみ本來創造的である』とみ、素材的・存在者は『かれより高位のもの、結局かれの創造者より保持され、創造される』とみたるに對應するものであらう。(Spann, s. 49) 特に、信用が財貨を無から生産するとはシュパンの『派生的創造は無よりの創造である』となせるに負ふかの如き觀あるは興少ししない。進みて、信用質、信用基金に就いてみる。この種の概念は非物質的財貨のみならず、從來外經濟的なるものとされた諸範疇を„Pacheganes, Wirtschaftliches“ (ワアゲンヒュール) と觀察せむとしてゐる。ホネガアは前者をシュパンの國民財産、後者をその上級資本のそれに通ずるものとなしてゐる。(Honegger: Kredit und Universalismus. Nationalwirtschaft, 3/1. 1929. s. 23) 孰れにしても、この態度は人により方法の純粹性を缺くものと排斥せられるであらうが、ホネガアにせよ、シュパンにせよ、背てかゝる概念構成に出づるは認識論的に、認識對象と經驗對象との分離を主張せず、範疇の本體論的概念に接近せむと努むるがためであらう。(昭和八年七月末執筆)

國家自限説の再吟味

大塚 豊

目次

第一 イエリネットクの廢論の檢討

(A) 哲學的方法論の概説

(B) 法律學的方法論の吟味

(イ) 國內法の基礎付けの吟味

(ロ) 國際法の基礎付けの吟味

(ハ) 諸國內法の同位關係の成立可能

(ニ) 所謂同數國際法出現の吟味

〔以上既載〕

第二 危險國際法(ケンゼン)廢論の吟味

(A) 危險性國家論

(B) 危險性國內法論(部分秩序論)

第三 責任的國際法(合理化論の缺如)

(A) 責任性國家論(通説の吟味)

(B) 責任性國內法論(特別國家の缺點即ち多元論の必要)

第四 理性的實踐的國際法への復歸の提唱

(A) 再びイエリネットクの自限説に就て

(B) 連帶責任主義國際法論(其の理性的國際法との一致の不能——結尾)。

第二 危險的國際法

極端なる自由法學説は(或ひは新自然法論とも呼ばれる)「個々の裁判の妥當を偏重する結果現行法に對する裁判官の變更能力を認めんとする事となり却而法律其のものの社會目的を滅却するものとして」穂積博士(1)と共に贅成に躊躇せざるを得ないのであるが吾々の學的慾求は其の構想を自由に、現實に現代の國際法

を認識せんとする希望に煩はざるゝが故に畢竟法規以外に科學的自由探究 la libre recherche scientifique に依つて事物の本性 la nature des choses positives に基く法律を發見せざるを得ないのである。斯て吾々は其の立場に於て目的法學であり利益法學である。Zornek jurispruder, Interessen jurispruden, 換言すれば處與の法文を取扱ふに躊躇し「活きた法律」 das lebende Recht を把握せんとする試みである。蓋し法律の目的効用は個々の事件に適用しての妥當 Rechtsgemessenheit と一般的法律安定 Rechtsichheit に存在するものと觀らるゝが故である。

(A) 危險性國家

イエリネットクは第二章國家學の方法、第六節國家學に於ける法學的方法に於て私法的概念を無批判的に公法に移す事は方法的誤謬である事を指摘してゐるが彼の善意なる多元的國家論はそれにも不拘寧ろ統一ある法學的方法是は全ての方法の如くに使用し盡された素材の異種性に適合せねばならぬと論ずる、吾々は「斯くの如く素材の差異を無視せず之を顧慮する事が純粹なる法學的研究の掟」なる事を小稿に於ける理論付けを一般的に正當なる適用に不利な證明をなすとは考へられない。(2) 惟ふに國法に於ける法學的研究の限界は硬直せる過去は改正の可能性は既に失散せられ現實的生活の實踐的生活の正當なる判斷に動向する場合に於て認められるのである。

(1) 穂積博士(民法總論上卷)六三頁

(2) 一般國家學の邦譯 六六頁

斯て筆者の立場は此に於て亦實踐的目的に奉仕し得る全体的組織從而科學的價值を持つ實踐的可能性の把握にあるのである。

惟ふに從來の國際法を檢討するに吾々は其の論歩を大方二大分別する事が出来るであらふ。即ち其の一は實定法主義に立脚する既與の成文法の、又過去の壓縮

せられたる歴史的事例の体系的著作であり他は自然法的な國家意志を強制するより上級の權威を想定する事に依つて抽象的原理を探索せんとする試みである。私は前者を責任的國際法と呼び後者を危險的國際法と呼稱する非禮を許容して戴き度いと思ふ。勿論私は兩者の尖端的對立を全く無意味なものとは考へられない特に現實國際法の發展は徒らに死文に依つて拘束すべきでなく丁度法人の本質が我が民法に於て明文なきと同じく自由なる學說の進歩論攻に依つて指導的、支配的たらしめる事が必要であるのであるが、然し私は兩者の對立は次の様な事理が正當であるとすれば無意味な並立に終りはしないであらふかと考へられる。抑々國際法は前者にあつては二人格者間に於ける權利義務を規範する一般的準繩として所與の限界的討究を余議なくする事に依つて強制力的な制裁的な實力的な主權性（國內法的制裁機關の欠如せる）の前に矛盾を發見し後者は所謂絕對的、神秘的な超現實的空間的觀念に立脚したる見解を以て極端な世界を想像するが故に其の指導的原理も非實際的なものとならざるを得なくなる。斯の如き把握は論者が如何に可能な言辭を弄するも詭辯に非ずんば不可能な論理的規範社會とならざるを得ないであらふ。危險性國際法は存在するであらふ所のもの或は存在し得るかも知れない所のものを研究するに反し責任性國際法は事實的に存在したものの *solidified fact* を全然研究するも、決して既發的影響的な歴史的な事例を合理化せんと試みる事がないのである。（1）

ケルゼンは其の國際法主權説を基礎付けるのに一元論を以て絕對高級な主權を想定し不法國家の存在を峻拒する。彼は部分秩序に支配される國家の存在は適及して余里上級の規範を思考し得ない程度の根本性を發見して之を全体秩序と名付ける。部分秩序に支配される國家は全体秩序に吸収される通過点に於て認識するに過ぎない。私は斯の如き意味に於て認識せられる國家を危險性國家と呼ぶ事とする。危險性國家論者は専ら其の根柢を不注意能力を認識圈より驅逐する結果

法的國家に思考せらるゝものは哲學的ノルムに於ける認識に於てのみ可能となるであらふ。從而斯の如き觀念の世界に於ける地位として吾々は現實的歴史事例の出現に依つて其の認識から漏洩する事を知るに至るであらふ。法律的ノルムを根柢する思索は以上の見解に對して現實的法律秩序を取り入れる事に依つて比較的正當である。吾々は哲學的ノルムと法律的ノルムとを混同する事に依つて危險性國家と責任性國家との峻別を忘却する事があつてはならない。

此に於て私は危險性國家なるものが全体秩序の前に於ける一通過点として認識される矛盾と必要とを指摘せねばならない。彼等に於ては絕對上級の主權を觀念する事に依つて僅かに部分秩序としての非平等的な國家を思考するに至るのであるが斯の如き危險性國家は現實國際法を認識するに際し何等奇異の觀念を附與しないであらふか。認識の完全は凡ゆる社會現象を矛盾なく合理的に法律的に思考する場合に於て達成せられる事は贅言を費す迄もないのである。論者に於てすら國際法自身の成立を峻拒しない、只強制的最高な法秩序として認めるの相異あるのみである。（勿論根柢の論行は異にするが）百歩を譲つて最高の強制秩序を意思するとしても何等の指導的、實踐的、力を有たないのである。（2）斯の如き危險性を有する國家の成立は最早や認むる事を得なくなる。更に次項危險性國內法に於て詳論するであらふ。

(B) 危險性國內法

(A) 項に於て既述せるが如く部分的秩序に支配される國家は強制法秩序を觀念し得ない結果中止せらるべき運命にある事は判明したと考へられる。本項に於ては更に其の法秩序の觀念を詳論する事に依つて實證的に採擇し得られない事を決定せねばならぬ。(A) に依つても知らるゝが如く部分法秩序の觀念を私は此で危險性國內法と呼ぶ事としたい。

上級な強制秩序を把握する經過點として彼は部分秩序を思考する。換言すれば國家は從來國家自身に依つて制約せられると云ふ觀念を破棄して強制秩序として考へられる國際法を以て支配法であるとなす。事に依つて國際法を *endpunkt* となし因果關係の觀念を止揚し觀念の世界に遊飛する事に依つて國際法の使命は完全せられたものの如く思考するのである。而して彼等は何が具體的な強制秩序であり高度の勢力を有するかを明白に明示してくれない。此の事は畢竟主觀主義の缺點であるのであるが私はイエリネツクの自限説を再び思意に導入する事に依つて之を反擊する事は可能であると考へられる。

先づ危險性國內法論者の主張は次の如くであると考へられる。國際法上部構成として（危險的國際法と私は呼ぶのであるが）彼等は不拘束なる國際法主權を創造するのであるが彼等の主張するが如く果して法理を其の非自然法論理的構成助論（3）に俟つ迄もなく國家意志は非法律的な思辨の一方に過ぎず（4）國內法秩序は上部秩序に吸収せられるであらうか、私は實證法の前に斯の如き論理構成は成立たない事を提唱せねばならないのである。

責任國家は後述するが如く法律上平等であり國際團體の想定し得る限りに於ても其の強制秩序に突入する事は自律的であり不拘束であらねばならぬ。少くとも其の拘束を見る迄には國家意志の自由なる發現に依存する事を必要とするのであつて國家意志の變更と雖も余里上位の法秩序に支配せらるゝに非ずして自然的に成立せる理性國家意志の合致に依つて其の不拘束性を傷害せらるゝ事なくして可變的である許りである。所與の現實國際法は少くとも正義なる實力の行使に依つて極東に其の自限國を發生せしむる事に依つて著るしく修正さるべき事例を提供した。若し論者にして其の強制秩序に一方的、自由的意志を堅持せる國家をして包攝せしめんとするなれば彼等は如何なる科學的論理に於て之を合理化せんとするか。現實の事例は明白に國際法主權説を其の根柢より覆してゐるのである。否

我國はイエリネツクの國家目的論に不拔の實證を附與したものととして彼の國家法意志説の理論付けの正當なる事を例證したものに外ならない。

部分秩序としての危險性國內法は最早や支持し得られざる事が決定的となつたと云はねばならぬ。即ち危險性國內法に支配せらるゝ危險性國家は傾向として存する世界社會（community, Gemeinschaft）として存する世界社會の觀念を規律する危險性國際法を探り難きが故に私は更に論理的反擊を加へるであらう。此の事は畢竟社會學的方法論、世界觀の相異に依つて觀取せらるゝものであるが彼等は將來の國際法を世界社會固有の法として基礎付けるのに國際聯盟を取材する。而して「國際聯盟は其の好むと好まざるとに不拘、何らかの形に於て相當長期間存続するであらう。國際聯盟以外の世界社會も今日以上に益々増加するであらう。かくして數多の Association としての世界社會が相錯綜し纏れ合ふの結果は必然的に Community としての世界社會を實現するに至るであらう」……「比較的近日將來に於て……或程度の強固さを持つた世界社會の實現せらるゝ事は想像に難くはない」と論じ更にギールケの團體論を以て「國家はかゝる世界社會内に於て獨立的存在を維持すると同時に、かゝる世界社會の部分としての存在を有し、従つて此の兩者は並立的關係に立つに非ずして上下の統制關係に立つ」（5）ものとし以て國際法主權説を固持するものである。果して正しきか、此の點に於ても私は更に理性國家の實力的統制に依つて國內法の優越性を排斥し得ず指導的國家の出現に依つて世界社會を支配し統制國を規律する國內法的國際法の關係の出現を窺知する事が出来ると信するのである。斯て部分秩序たる經過的觀念としての危險的國內法は指導的國內法の前には破棄さるべきではあるまいか、然らば日本の要請する國際法の新原理は指導的國際法の出現であり日本に於ける諸々の國內法の權威化であり諸々の他律を包攝する強力なる國內法の君臨化であらねばならぬ。斯て吾々の所論はイエリネツクの國家論に再歸せられ其の方法論を更に吟味せねば

ならぬ事となる。即ち可能な論理構成として自由意志に立脚せる自限説の復音となる。

(1)(2) 第四自限説復歸の論述參照、及第一B(ロイエリネツクの國際法的基礎付)に展示せる圖表參照。即ち反對論者の處説は第三表に依つて明白に反駁し得られる。

(3)(4) 美濃部博士の理念論助成論として知られる理法の論據(佐治、前記九〇乃至九四頁)

(5) 佐治前書、一三六頁參照。

(附記) 事實的不平等國家を法律的平等として思索する時其の成果たる所謂國際法は又法律的には平等として拘束力を有つものと考へらるゝも事實的不平等な劣位にある國內法主體は又不平等に有權的な解釋に規律せられ不平等な規律に支配せらるゝに至る。此の點に於ても吾々は優位國內法と劣位國內法とを較量せなければならぬ。優位國內法が實證的に國際法の指導的立場にある事を拒否せずんば論者の國際法主權説は又實證的に打ち破られたと云はざるを得ない。私は此に於てもイエリネツクの處説の正常な點を發見するのである。蓋し現實國際法の有權的解釋は専ら英米に依つて支配せられその法律的訴訟の提起も終局として有權的解釋に拘束せらるゝが故に優勢國家の現實的存在を否定するを得ないが故である。國內法上部構成論は斯て一層其の根底に於て動かすべからざるものとなるであらふ。成程國際團體の相互依存の要求と必要との一つの表はれとして國際經濟會議の開催及其の他反對論者の Association 的世界社會出現の事例として學示する經濟的、交通的、勞働的、法律的統一の試みは否定するを得ないのであるが之とてもイエリネツクの國家目的論、國家存在論として首肯して一切矛盾を發見しないのである。論者何を好んでか世界社會を想起するや、學

説は現實に先行すると云ふよりも寧ろ所在の事例を合理化せんとする試みが多い。學説の理想も必要ではあるが如何に其の理論構成が精緻にせよ現實を顧慮しない觀念論は吾々として許容するを得ないものと云はねばならぬ。

要するに從來の所謂國際法の優位を假定せられた其の法律學的假説は其の實質に於て實は優位國內法である事を忘却してゐるのである(更に責任性國內法に於て詳論するであらふ)

第三 責任的國際法

私は叔上に於て危險的國內法が部分法として被包攝的觀念として採擇し得られず其の結果危險性國際法より寧ろ國內法を以て權威化する事に依つて其の合理化を企圖したのである、私は更に以上の如き計畫が特別國家學の範疇に終る事を以て一欠点となし更に各自の國民性種族を超克した利害關係の還元が結局として法を意欲する國家道徳に迄導かれ其れが(責任的國際法と呼ぶ事とする)危險性理論と責任性理論とを超越せる点が偶々非意識的に理性國家、理性的國際法に一致せるを見出す時イエクネツクの自限説の理論を支持し得るのである。先づ順序としてイエリネツクに依つて完成せられたと見らる法治國家の觀念より出發する事とする。

(A) 責任性國家

此に責任性國家と稱する所以は國家自身と雖も無制限に其の固有の主權(國權の屬性)を行使し得るものではなく自らの法に依つて自ら制限せられ従つて法規範に依つて責任的である國家を指稱するのである。彼イエリネツクは國家を認識するに於て外部的現象を把握し之を客觀的方法となし科學的觀察方法としては可

能な内的經驗の説明として其の心理的説明を以てし之を主觀的方法と稱する。國家の法學的認識は國家の制度並びに其の機能を支配すべき一定の法的規範 (Rechtsnormen) と現實の國家的現象の前者の法判斷的規範 (Rechtliche Beurteilungs-normen) に對する關係とを對象とするのである。斯て彼は明かに其の認識に於て多元論を採擇するものである。如何なる種類の理想郷も如何なる種類の政治理想も決して理論的國家科學の對象でない。即ち之等は歴史、倫理學、政治學にとつて重要になり得るに過ぎない。即ち吾々は理想型態は現存するものの價值判斷の規範とはなるが然し法的規範とは全然異なり非實證的なものに過ぎない事を知るに至る。理想型態は承認せんとするも尙此の努力に對して承認し能はざるものである。法が常に實證的であり一般的に承諾せられた既存型態又は經驗型態の尺度であるのに對して理想型態は理論的國家學から除外されるのである。

更に彼は多元論を整頓するに當つて意志的統一、空間的統一、時間的統一、因果的統一、形式的統一、目的論的統一、集合的、團體的統一論を以て社會學的國學概念は原始的統治權利を有する定住せる人類の團體的統一體であるとなし法的概念として 國家は原始的統治權力を有する定住せる國民の社團となし領土社團であると換言してゐる。(註)

(註) 前掲邦譯、型態の研究 (四〇—五〇頁)、社會學的考察 (二〇七—二二七頁)、法學的考察 (二八頁以下)

惟ふに團體的統一に總括せられた國家意志關係は本質的には統治關係である責任的統治關係は他人の意志に無制約的に自己意志の履行を課する事、他人意志に反して (反射的自律) 自己の意志を無制約的に履行する事を得る事からして此の力は國家のみが有する處であり國家は自己に内在する原始的な法的には他の力より傳來せざる力に依りて統一する唯一の團體である。

斯て私は責任性國家概念を明白したと信ずる。然らば責任性國內法とは何であ

るか。

(B) 責任性國內法

(A) に於て述べた如く責任性國家は他人意志に反し或ひは迎合し自己の統治關係に於てのみ制約的である。國家は何處に於ても法に依つて基礎づけられ永久に法的基礎 (國家的契約) の上に立ち制度として現象するものなる事は、Gierke 以來其の法律學的著作が實踐的、現實化的理想として理論的に把握した事に依つても明白である。責任的國內法とは斯る法の制定者たる國家が (責任性國家) 其の屬性たる所謂主權を有し責任的國家の行爲を拘束し機關意志 (國家意志) が自己命令に依つて服従する場合に於ける保障的規範を指呼するのである。通説に従つて責任的國內法が換言すれば國權又は統治權を立法、司法、行政の三作用に分類し各自が法治國家に於ける責任を履行し居るや否や即ち自己拘束を許容し居るや否やを討檢するに行政權は國法上の限界が存在する事に依り (憲法二三條) 自由權を生じ司法權は (同五七條及五八條) 立法權の創造にかゝる法規に遵據する事に依り其の獨立を宣言し立法權は而して其の根底的、純粹的淵源たる立法權さへも其の立法機關を支配し得る点に一番明白に窺知せられるのである。

斯て私は責任的國內法が文化的規範として支持し得る有力な理由を發見した。

責任的國際法亦斯る文化的規範の統一であらねばならぬ。現實世界に於ける諸々の團體的原子は一つとして斯る文化的規範を欲せざるはなく實に現實の經驗型態の指導的なるものに斯る規範を有せざるはないのである。即ち吾々は責任性の存在を否定するものではない。然し乍ら斯の如き意味に於ける國際法が果してイエリネットの思考したであらふ處の理性的國際法(註)であるだらうか、頗る疑問とせざるを得ないのである。次款に於て試みるであらう。

(註) イエリネットの國際法的基礎付け前掲第三表參照、元より彼は自己の學

説を銘題して居るのではないのであるが國際法上に於ける國家自限説は其の根基概念たる個性相互間の理性を以て樹立せらるゝが故に其の國家的契約たる國際法に於ても當嵌るであらふ理性を以て銘題した所以である。

第四 理性的國際法

國家學に於ける歴史は大部分型態的國家を認識せんとする努力の歴史であつて理想型態に關する斯の如き表象は必然的に最善の國家を發見し所與の國家の諸制度を其の理想型態に依り測定せんとする試みであり、プラトーンに依つて明確にせられた國家目的並に國家の法的基礎に關する一切の、探求君主專政主義並びに國民主權の基礎付けに對するすべての自然法的演繹、權力分立の理念の上に立つ立憲的國家の描寫、基督教的國家、民族國家、扱は十九世紀に於て發展したと考へられる法治國家に關する一切の理論は根本的には理想的國家型態を決定的に確立せんとする試み以外の何ものでもないのである。然し乍ら斯の如き試みは哲學的思辨方法以外に於て一步も出でざるのみならず冷靜な考慮と慎重思辨に對する用意は既に前景に押し出されてゐるのであつて、私は國家に關する科學的使命は飽く迄も歸納的方法に依る經驗型態の發見に存在するのであつて文化的共同體である諸々の國家を相互に結合せしむる歴史的關係に依つて個別的要素が指導的となり一般に型態的要素を改容し兩者共に實現に至る完全な根本原則を把握すべきものであると信ずる。私の所謂理性的、實踐的國際法の指導的根基本原則を以て結尾とする所以である。

(A) イエリネツク學說の要約

吾々は以上に於て彼の妄研を敢てしたのががあるが更に之を要約するとカント及

びそれ以後に於ける自律的倫理觀を法律學に適用して國家若しくは主權は絕對無制限に非ずして自己の制定したる法に依つて拘束せらるゝものなる事を基礎づけたのである。之を國際法の基礎づけに利用するに及んでは國內法的理論の成果概念を國家間の關係に注入し國家が國際社會に加入せんと欲するや否やは形式的には國家の自由に屬する。然し一度之に加入せんか國家意志は國際關係の客觀的性質に羈束せらるゝに至る。即ち此の場合にありても自由的拘束であるとする點に存在する。

惟ふに彼の學說は二大分別して思考せられるだらう。其の一は彼が主權を以て絕對的範疇に非ずして歴史的範疇であるとなし多元論を根底し他は歴史的事例の合理化論を以て主權論史となしてゐるのである。それは彼が明白に方法論に於て歸納法を採用せる事に依つても洞察し得るのである。然し乍ら彼の國家學を讀破するに際し何が故に治者に對して上位的關係を認めたか、統治關係に於ける被治者の觀念は何處より持ち來たつたか、即ち所謂實力に於て優者であつたものが治者であり弱者であつたものが被治者となつたかの合理化論は不幸にして具體的でない。彼は國家意志關係を以て統治關係と見るに及んで國家のみ歴史的成果たる強力な權力關係を有すると説明せる事は既述せるが如くである。斯て畢竟彼の理論は其の構成員たる自然人の強き集合體となるのであつて強力國家が經驗型態として優力な理性的國內法を有する時それは優勢な理性的國際法とならざるを得ない。蓋し彼にあつては國家の存在型態は肉體的構成員の團體であり高度の客觀的存在の敘述を要求しないからである。即ち吾々は知る、輿論の動向は理性國民の表象として觀念せられると。

吾々はその方法的原理に於て獨特の指導的根基本原則を理解せねばならない。先づ吾々は個性的國際法を把握するに際し人類の共同目的を思辨する必要を痛感する。吾々は歸納法の限局を餘議なくせられる、(一)比較は全く漠然たる一切の特

質を缺く型態の把握より中止するべきである、(二)比較的文化的法體系を有する法の發展の普遍妥當的型態を作出するに非ずんば徒らなる混亂を招致するに過ぎないであらう、(三)歴史的條件に立脚する認識の修正は個別的要素を重視する事に依つて完成せられる、(四)過去の型態研究は將來型態の變更性を觀察する上に於て役立つ、(五)事實の理性的構成に關する理論の一般的可能は個別的國家的現象を持つ生活に對する或る推論が可成の蓋然性を以つて誘出せられる點に存在する。平和愛好の成文化は國際聯盟規約の出現に依つて明白となつた。即ちそれは一つの共同意志の表はれであると考へられる。特に規約に於て論者の反駁資料となされるものは第十七條第三項の文理解釋より或ひは其の立法精神よりして試みられるのであるが、私は既述の如く相互に自由な理性國家が客觀的狀態に支配されるに至るは結局自律的舊態に復歸するのであつて自己制限の一つの表はれであり、國際法上に於ける自己制約國家が正なる固有な型態に立ち歸る事は即ち國家自限説の支持し得べき點で寧ろ國家の國家たる所以であると解し吾國が本來の指導的國家たるの歴史的事例を賦與した事は更に理性的國際法出現の一契期となるに非ざるやと思ふのである。斯て私は斷する、吾國の脫退通告は明白にイエリネツクの自限説が現代に於ても堅持せられる一有力な實證を展示したのであると。

(B) 連帶責任性國際法

有勢な理性的國內法の所有者である所謂強力國家は自がじし理性的なる最高の道徳命令を規律せられ法規範の遵奉を國際法の關係に許容し相互に自律的制約的であるだらうか。多くの經驗型態としての各國を洞察するに遺憾乍ら餘りに世界國家の出現を謳歌せる強力國家の存在を知らないのである。私は各々が各々の國家目的に向つて意思する時國際法關係の統一化は期して求め得べくもない事を知

つてゐる。然し乍ら吾々は此の間に於て自律國家の存在を想定せねばならぬ。彼は自己の制定したる成法に依つて支配せられ正義の法律に向つて趣好する時に於てすら尙且強力國家を以て自任するであらう。正義の法律に必ずや良心に依つて支持せられざるを得ないのであつて思索は此に至つて哲學的ノルムに突入し非實證的な觀念論に終止するに至る。此に於てか私は國內法の強勢化、イエリネツクの有力國內法の提唱從而理性を以て國性となす優位的國內法の争鬭並力に依つて獲得せらるゝ霸勢權威を想定し以て帝國主義、孤立主義をして普遍的、統制的、指導的、實踐的、國內法的國際法の出現を期して求めざるを得なくなるのである。此に於てか眞の意味に於ける責任的理性的國際法は發生し眞の理性國家が世界統率者として出現し國際法に於ける統治關係が生ずるに至るであらう。斯て私は日本に於ける諸々の國內法の高度化を提唱し國內法優位説が恰も吾國に於ける實證説であり自由意志説は最早や抜くべから論旨を有するものなる事を知る事が出来るのである。即ち小稿の目的は日本國內法が國際法として一般に承認せられる或る絶對な主權主體として考へらるゝ世界國家の國際法或聯盟主權説の支持し得られざる事を我國の國際團體より自由意志國家に還元せられた例證を以て指摘するに在つた。實力的安定は正義の法律に依つて後景せらるゝ時凡ゆる他律を統制し指定し以て強力なる輿論を具象化せしむるに至るのである。現今に於ける國際法理論の混迷は前述の實力的に優位なる國權法の上部構成に依つて救済せられるだらふ。否此に於てこそ眞の法治世界國家(聯邦的概念として)吸収せられたが實現するに至るであらふ。連帶的責任的な國際法の活用は然る後に於て權威的であるだらふ。理性的國際法の競合併立は少くとも實證的には連帶的でないからである。換言すれば現實の説明としては連帶主義に立脚する連帶國際法の想像は不能であり、理性的國際法との一致亦不可能であるからである。(一九三三、六、二五號稿)

(追記) 當初目睹した程の集小成にさえも到達せられなかつた。理論構成の粗陋が隨所に露見せられるが宿題として置く、御指示が願へれば幸である。

滿洲を觀る

滿洲産業建設
學徒研究團參加記

教授 大山彦一
外 參加學生一同

參加時日 自昭和八年七月十五日
至同 八月十四日

本學參加人員 仁保學長、田中九大佐、
教授 大山彦一
學生 拾參名——藤井安郎、前田太郎、
黑坂高松、長棟重利、竹島文季、

友井伊三郎、安本吉住、杉本庄一良、大久保博、谷口靜雄、神
田哲夫、幸田恒好、植田賢哉（奉天にて脱團）

旅 程 神戶↓大連↓奉天↓撫順↓鞍山↓奉天↓錦縣↓山海
關↓奉天↓吉林↓新京↓哈爾濱↓新京↓敦化↓圖們
↓雄基↓清津↓敦賀

全 團 構 成

團長 永田秀次郎 副團長 仁保學長、山本忠興 在滿指導委員 岡村寧次少將、
關東軍參謀部第四課
全團員 學生五十貳百名を四箇分團に分つ。第一分團は農科、第二分團は工科、第
三分團は法文經商科、第四分團は法文經商科に醫科を加ふ。往還奉天まで及び歸途
新京滞在以後は全分團集合行動なれども、其間滿中は夫々専門分科にしたがつて
旅程を異にしたる分團行動をさる。我團西大學學生は第三分團第九隊第二十六分隊
所屬として行動せり

私は當初自分自身の日記を基礎にして

『滿洲を觀る記』を述べようと思つたが
豫定の計畫を變更して、參加學生一同の日
記を加へて次の如き割當によつて此旅程
の全貌を寫眞たらしむることゝした。

序……………

七月十五日↓二十九日（神戶出帆↓
奉天滞在）……………大山

七月三十日↓三十一日（奉天出發↓
山海關迄）……………谷口

八月一日……………（山海關滞在）……神田

八月二日↓三日（山海關出發↓
吉林）……………杉本

八月四日↓五日（吉林↓新京
↓哈爾濱）……………幸田

八月六日……………（哈爾濱滞在）……長棟

八月七日↓八日（哈爾濱發↓新
京滞在）……………前田

八月九日……………（新京滞在）……竹島

八月十日↓十二日（新京發↓雄基）
……………藤井

八月十二日↓十四日（雄基、羅津、清
津、敦賀）……………大山

以上の外に朝鮮經由の歸路記……………
……………友井、安本
（其他特に記名せざる箇所は大山執筆）

序

此度の滿洲産業建設學徒研究團の目的
は、(1)日本民族の東亞に於ける使命の確
認、(2)滿洲に對する正確なる理解、(3)滿
洲國建設事業實現の認識、(4)智能投資の
前衛としての準備智識の修得、(5)日滿青
年の協和結盟、(6)第一線に立つ青年學徒
としての心身の練磨であり、而して「本
團行動中宿營給養ハ略在滿皇軍ト同様ニ
シテ旅館ニ宿營シ給養等ヲ行フモノニ非
ズ」といふのであつた。本團は正しく右
の目的に到達したると同時に又目的實現
についての右の行動條件を嚴密に實現し
たのであつた。幾多の辛い然し感激的な
體驗から、學生諸君の胸には『滿洲産業
建設』の百年の大計を胸中深く植ゑつけ
られたに違ひ無い。

私は此旅程の數多き體驗を省みて、汲
めども盡きぬ新なる感激をもつて、思出
多き場面を想起する。而して此思出が次
の如く整理され總括されてゆくのをおぼ
える。即ち

滿洲に對する認識の深化——

(1)滿洲を理論的批判の對象より實踐的批
判の對象として受取る。對象は特殊化さ

れつゝある。

(2) 島國、日本の觀方より大陸、日本の觀方へ
以上のことは實地の事實を見聞することにより、又は滿洲國要人或ひは關東軍參謀各位の意見をたゞくことによつて直接に得られたるものである。

例へば、滿洲國內並に滿洲國をめぐる熱河、山西、北滿の奥地に日章旗に對する嚴たる信頼が滲透擴散しつゝある事實の認識。

又例へば、東亞聯盟の本部所在地を「東京に置く」といふ従来の考へ方は「新京に置く」といふ考へ方にまで進められなければならぬのではないか——といふ物の考へ方の深化蟬脱。

又は國家論、王道思想等の理論的考察に於ける實證的考察の基礎的反省等。此等類する幾多の理論的事實的諸問題は私自身の學問的收穫として此處では管底に收めておきたい。

此團は壹千貳百餘名の龐大なる團體であつただけ不便不利も多かつたが、又他面巨大なる團體の持つ便宜は更に大きかつたのである。私的團體、個人旅行では恐らくは得られなかつたであらう幾多の

便益收穫を想起して、參加團員私共一同は此度の舉に深く謝意を表する次第である。又關東軍參謀部上下に向つて感謝の意を表す。

尙私共一行が神戸出帆に當り、理事、教授、職員各位がわざわざ神戸埠頭まで御見送下さつたこと或ひは電報をもつて前途を祝福下さつたことも此處に記して感謝せねばならぬ。

私共一行が大連に着くや大連校友支部各位は態々御出迎下され、盛大なる歡迎の宴を張り、更に態々出發を御見送下さつたこと、及び新京に於て校友和佐藏之助氏は非常なる御好意をもつて私共のために力を盡して下さつたことは特記して深謝をさしげる次第である。

學生藤井、前田兩君は分隊長として或ひは分團本部助手として盡精されたことも記しておく。

日 記

七月十五日(土) (小雨、曇)

午前八時 神戸湊川神社に集合
楠公墓前に文運長久旅程平安を祈りて雨中行進。午前十時三十分第四突堤にて

大阪商船リナデジャネロ丸に上船す。玉木理事諸先生職員各位の歡送裡に出帆、時に正午、歡送の旗旗旗……飛行機の亂舞。

此船にて關東地方の團員と合す。

私の室は六五、學生諸君の室の隣室、中央大學の政治學教授川原次吉郎氏、立教大學の政治學教授松下正壽氏など、此團に参加した政治學擔當の若手教授が同室に乘合した——詰込まれた——のも奇縁である。同室者一同船室の憂鬱を叩つて甲板に出で、學生達一同と歡談。

午後三時、分團指導教職員會合。
十年前の教へ子東日記者濱田尙友君と奇遇して歡談。

船上より屋島をスケッチ。

七月十六日(日) (晴)

船中行事 午前點呼、朝禮、團歌練習
午後訓示、催物、點呼

午前六時 門司着

七時—十時。下船して門司市内見物。

和布刈神社に詣で、歸途學生を連れて甲宗入幡神社を拜し市街見物の上、上船。出帆間隙に元籃球部員野村朝一君來訪さ

る。同君は本年關大を卒業し現に滿鐵に奉職中。伉儷を得べく歸郷の途なり、可祝。

正午出帆

午後三時 サロンにて第三分團教職員會をひらく。

夕食後、食堂を借りて、私と松下教授と相諮りて「滿洲研究座談會」を開く。

仁保學長、山内少將、東日松岡正男氏、高木教授、川原教授、沼田大佐、田中丸大佐など出席されて談論盡くるなし。私は「民族通婚」問題を提出して討論す。

興至つて夜の更くるを知らず。氣付きしときは午前壹時。
船は玄海の波を蹴つて一路大連に向ふ

七月十七日(月) (晴) 船中 航海中
午前十時半甲板上にて中村醫學博士の衛生講話。微笑笑、爆笑。

午後三時 第三分團指導教職員會。
夕食後、昨夕續きの「座談會」を催す

此度は東日(大毎)の後援にて、私に司會を依頼せらる。高木教授の經濟問題、天川教授の政治問題提出にて甲論乙駁、討論。出席者は昨夜の顔觸れの外に農學校の校長達、多數堂に滿つの盛會。滿洲



國家論或ひは王道、皇道論にて愉快なる討論である。

現滿洲國王道政治は「新」王道政治である。何となれば元來、王道政治は易世革命の思想を含むものである。此後、日本は皇道——惟神の道——を滿洲國、進んで東亞に滲透し擴散し、もつて合作しリードすべきであらう。——私見を述べて會を閉じたるは正に午後拾壹時。

黃海波はゆるくして油を流せる如し。

七月十八日(火) (晴)

午前八時——大連上陸 歡迎の旗の波
埠頭展望——埠頭前のビル屋上に於て
關東軍倉庫——市中行進して關東軍倉庫に至り各自の宿舍に就く。八疊に六人といふ割合。おかみさん曰く『もつと奥に行かれたらこんなよい待遇は何處にもありませんよ!』と、可怖。

三秦油房見學。宿舍に小憩後上記を見學す、蒸し暑き室房にて苦力の大豆油を搾取するを観る。裸形の苦力は身に一糸をも纏はず、素裸とは此事である。全身瀧の如く汗を流して人力にて油搾取の作業をなす、彼等の寄宿舎を観る。不潔なるアンペラの上に蠅軍の襲撃を物とせ

ず豚の如く、平然として熟睡してゐる。工場の一隅にて休憩して何か飲んでゐる。砂糖湯である。

歸途街路上に苦力の集團をなして晝食せるを観る。原料は大豆、小麥粉、豚の細肉片等にて饅頭ありう、どん様のものあり、汁あり、此等に必ず青き物即ちんにくを配してゐる。彼等の持つ臭氣は此者に因してゐる。三食貳拾錢内外にて充分とのこと。彼等は高低山東より出稼來りし苦力で、年期には數百金を貯へて歸郷する。日本人労働者は到底、彼等の生活力には敵し得ないであらう。關東軍にては今後此等の山東苦力の流入に統制制限を加ふる方針に聞及ぶ。

苦力をはじめ支那人は上流下流を問はず被服に青色を好む。

蓋し青は青天を象徵し天恵を願ふにもつくものであらう。

又、青色は白色とともに古代ヘブライ文化以來清淨聖色として古代諸民族に尙ばれ祭典に用ひられたものである。日本古代にても清祓に用ふる布の色は青白二色である。

文化の進度に應じて彼等の被服の色彩

も少しくは變化してもよからう。あまりに單調一律なるは非美術的である。此事は朝鮮人の被服の白色一律に就ても言へる。

晝食後

忠靈塔參拜——中央公園に忠靈塔を拜す。滿洲の地に骨を埋めし英靈十萬餘柱をまつる。此等の英魂こそ滿洲東亞に於ける大和民族發展の基石である。白日輝き暑熱の下寂として聲なく、學徒の心からなる敬悼の涙に英魂髣髴として來りうけられしなるべし。

暑熱 汗汗汗……

滿洲資源館——參拜後川原教授と上記見學。滿洲のあらゆる産物を細大洩らさず蒐集してはある。——農林鑛工水産物——期待するところ大なりしたためか豫期に反す。

滿蒙館、工業博物館、交通博物館——をみる。此等は滿洲資源館に隣接す。

歸途はじめて支那車『モチヨ』に乗る。十九世紀式の交通機關ではあるが賃安きが故に其映盛なる勢力を保ち、滿洲在住民の主要なる交通機關をなす。市内なれば大貳拾錢。

序ながら、通貨は大抵日本貨幣流通、物價標準も内地とほぼ同じ。此は此間の旅行中皆然るをみたり。其他に朝鮮銀行紙幣（拾錢貳拾錢多し）流通してゐる。但し哈爾濱には未だグイン、貨流通貨幣は滿洲國紙幣は未だ發行されず。舊吉林票百圓の如きは今日日本貨幣貳厘に相當して換算されてゐる。今後壹年間に滿洲國政府は舊紙幣を回收の豫定の由。

歸宿 夕食

協和會館歡迎講演會——關東廳內務部長、滿鐵地方部長、在滿學生代表等の歡迎演説、團代表學生の答辭。但し此會には第三第四分團のみである。第一第二分團は慰靈祭に赴く。解散後關大學生一同を引率して市内見學、警門門限厳しくして皆いそぎ歸る。

七月十九日（水）（晴）

大連瀋王高等女學校に於ける講演。

午前七時廿分集合。第三第四分團のみ講演者、社團法人滿洲技術協會會長其瀬謹吾氏『滿洲産業建設に關する考察』約一時間講演。終つて高女校長の案内にて校舎一巡。内地のものより立派である。關大政治學科出身者にて自分の教へ子

たる今村茂君は『滿洲日報』記者として昨日我々を埠頭に迎へてくれた。本日滿洲日報社を訪れて本夜の『歡迎會』のことを報ず（後記）

滿洲事變戰死者之靈柩を大連埠頭に送る。大阪商船ウラル丸。弔旗。故國に向ふ英靈に一同敬悼をさし、解散。

關大學生を連れて俗名「どろぼう」市場、本名「ショートル」市場を觀にゆく汚い！臭い！貧民街の感じ。喧嘩にて一青年の肩より鮮血滴るをみる。奇聲を發する寄席。豚の頭を入念に料理する男。馬車にて大連の心齋橋通、浪連街にいたる。

午後五時。

關西大學校友會大連支部歡迎會に向ふ。大連星ヶ浦臨海浴場に於て。校友先輩の御歡迎にて招かれたもの仁保學長、山内少將、大山外學生拾參名。田中丸大佐は旅順に要務ありて缺席。御接待を此處に再記して大連支部校友先輩に深甚の謝意を表す。校友中に前記今村茂君ありて奇遇に感懐深し。

關大校友支部の滿洲に在るは大連のみなり。關大出身者の滿洲の地に進出され

むことを先輩諸氏熱心に希望されたり。

暑熱餘燼甚しくして寝苦し。

七月二十日（木） 晴

自動車及びマーチヨに分乗して旅順戰蹟見學。

老座山戰蹟。戰蹟山麓トンネル口にて武藤司令官の通過を見送る。幾許もなく白玉樓中の人となられし武藤元帥にてはありき。旅行日程にては新京にて元帥の講話あるべき筈なりし。

老座山は旅順攻圍戰最初の激戰地である。山上に竹村繁太少佐以下二百八十名戰死の碑寂然として立ち、戰跡も絶えて弔ふ人もなく、激戰當時の露軍の軍用道路溝渠等なほ當時のおもかげを残す。現地に立つて説明者武雄大佐の味ふべき當時の戰圖指揮談あり。

此地へ突撃を前にして、日本兵士はものがじ、故國より贈り來りし慰問袋の中なる未知の同胞の手紙を背囊より取出して再讀參讀流涕しつゝあり、涙の裡に決死の辭をかためつゝあるをみたり、と。戰地にある兵士の心情に訴ふる「銃後の聲」の如何に切實なるか！「國民の後援」の深き意味を、此處に悟る！

ついで

白玉山表忠塔——山上にいたるや沛然として雨あり。學徒の參拜に眠れる英靈も感動されたるか。後程きけば雨至りしは此地點のみなりしと。幾程もなく歸れて旅順港内外の展望ひらけ一望の景觀指呼のうちにあり。現在使用しおれるは向つて左方（東港）のみ。旅順要塞司令官の挨拶の後、廣瀬中佐の部下にして、中佐とともに旅順港日閉塞に加はりし人（松崎隆義氏）の當時の實戰談をきき。

白玉山納骨神社に參拜。

東鷄冠山北堡壘——にいたる。日本軍が地下坑道を作りて敵の堡壘に地下より逼りしは此地。嘗て小學校の頃聞及びし坑道入口を眼のあたりみて感慨無量。當時、敵の堡壘は底深くして足場悪く、日本兵は皆土を抱いて敵堡壘に跳込み、土と人との肉彈の山を築いて足場を作り、突撃に便ならしめたりと。生々しき實戰談に肉彈また肉彈の戰圖のあとをしのびて「肉彈三勇士」にも劣らざる、知られざる勇士の埋れたるに敬悼の念更に新である。日本軍の旅順攻圍戰の勝敗を決せ

し地——コントラデンコ將軍の戦死——

當時露軍に信望篤かりしコ將軍が幕僚と會議中日本軍砲彈が堡壘天井の風穴から墜落爆發して露軍の志氣を溫衰せしめたこと。旅順滞在中の將校夫人連は『もう此位の抵抗でよからう』と停戦論を出したること。此二因は露軍をして白旗をかゝげしむる重大因であつた。此二因なくば露軍の抵抗も依然續き、日本軍は尙多くの非常なる犠牲を拂つてしかも旅順は容易に陥落しなかつたであらう。停戦當時露軍にはなほ幾多の頑強優秀な堡壘が残されてゐた。旅順の陥落は、此方面の兵力を北方に轉ぜしめ、もつて全戦局を有利に導いたのである。

晝食——旅順攻圍戦紀念館に於て。天井を貫いてゐる砲彈の痕！

新市街。

舊市街。旅順の街は緑樹多くしてまことにみる眼にも心地よき繪の町である。ついで。

水師營會見所——乃木將軍とステツセル。今ぞ相見ると將軍、庭に一本棗の樹彈丸あともいちじく『昔ながらに其當時のおもかけを傳へてゐる。感慨深く此

棗の樹を眺め兩將軍撮影の圍壁を撫で低回之を久しうす。ついで

爾靈山——爾靈山の險、豈禁づるに難からむや……乃木將軍の詩を想ひつゝ登る此山の緩やかな山道も暑熱の盛りにて登攀も樂でない。三十度位の傾斜か。餓頭形の山なれば此山頂に火列を敷かれては山形改る内彈の山を築くは當然であらう。乃木將軍令息の戦死の地は山頂近きところ。山上屹立する紀念塔に乃木將軍筆「爾靈山」の三字は春風秋雨幾星霜、旅順港に向ひて同胞流血の地を見守つてゐる。

爾靈山我軍砲兵觀測所は此と連結せる山頂。爾靈山説明者は國圖録長氏なり。

關東廳博物館に歸途立寄る。凡そ滿蒙北支に關する博物資料を集め其所戰慄する吾人を一驚せしむ。

歸宿五時半。夕食

午後九時四十五分大連驛發。奉天へ向ふ。關大校友諸氏の見送りあり。車中泊

七月二十一日(金)(雨——曇)

汽車は廣軌故膝詰の鮎詰も左程苦にならず。細雨煙れる中に遼陽の白塔を眺め楊柳陰くらきところ茫々の滿洲の野をみ

る。高粱繁茂の期なるに其姿をみない。

此は鐵道沿線にては高粱植付を禁じたる故である。蓋し匪賊のかくれ處を剽滅せむとの意圖に出づ。此鐵道沿線に滿洲風景として高粱の天を摩するを見ざるは寂しい。此のあたり滿洲の野は全體として緩かなる丘の起伏をなす。

午前九時十分。柳條湖の臨時驛に下車

奉天東北大學——宿舍たる此地に向く徒歩行進。現在關東軍自動車隊の營舎である。此大學は張學良が亞米利加資本をして請負はしめ建築したるもの、排日煽動策謀の源泉地たりしところ、今や日本軍駐屯して一千二百の日本學徒の營舎となる。

滿洲産業建設學徒研究團の結團式を舉行す、於東北大學講堂(晝食後)

一、開會の辭

一、日滿兩國旗掲揚

一、兩國國家合唱

一、團長訓示(副團長) 山本忠興

一、來賓祝辭

(イ) 關東軍代表 岡村寧次
參謀副長 少將

(ロ) 獨立守備軍司令官

(ハ) 奉天省代表 章煥章
省教育廳長

(ニ) 奉天總領事

(ホ) 奉天市代表 耿熙旭
市行政課長

一、學徒宣誓……日本學生

一、滿洲青年代表祝辭：依良 藩

一、團歌合唱

一、閉會の辭

當時の獨立守備隊長現哈爾濱憲兵隊長島本大佐の「九月十八日」夜の實戰指揮體験談あり。終つて當時の北大營切込の勇者川島大尉外數氏の紹介あり、嵐の如き拍手。

歸舍。風呂場——其廣さに一驚し、其汚さに再嘆す。

夕食、フンペラの上に五百名位の集食。食器の油にてづる、なること甚し。支那苦力の料理方なるためか不潔極りなし此奉天滞在中の食事に於て殆んど全員下痢に悩まされたり。

(奉天第一泊)

七月二十二日(土) 雨

奉天東北大學滞在。

講演第一日。於講堂。

午前

(一)『青年學徒を迎へ所懐を述ぶ』

關東軍參謀副長 岡村寧次少將

(内容紹介略——以下同)

(二)『滿洲國の政治』

參謀 沼田多稔中佐

午後

會議室にて高木教授(法政)、川原教授(中央)、松下教授(立教)、大山(關大)の指導教員集りて「學生研究事項要目」を編成す。

政治、法律、經濟、商業、交通、社會歷史の綱に従ひ細目を吟味編成す。但し草案なり。

夕食後

教職員配屬將校懇親會。於大講堂。電燈設備が無く椅子に臘燭の光を載せてビールと鐘詰の闇の宴である。

窓外暮色蒼然として至れば蛙聲しきり相顧みて曰く『蛙の聲も大陸的だ!』悠然としてせまらざる蛙の聲は此處にてのなつかしい思出である。

(奉天第二泊)

七月二十三日(日) 晴、曇模様

東北大學滞在

講演第二日

(一)『滿洲事變の經過』遠藤少佐

(二)『滿洲經濟建設方針』

東福一等主計

(三)『蒙古事情』

森少佐

私は本日は分、隔、日、直にて勤務。多忙の午後。夕食後、日直室に勤務す。命令會報の傳達。本夜は熱河出動の兵士と全團員との懇親會あれども日直のため参加出來ず。遙かに『君ヶ代』夜のしじまを破つて聞ゆ。關大學生の部屋を訪ひ情勢を聴き、『研究要目』を授け分擔を定む。

(奉天第三泊)

七月二十三日(月) 晴

奉天東北大學

講演第三日

(一)『滿洲國の金融』

特務部 鈴木顧問

(二)『交通政策』

秋山中佐

午後

北大營見學——第三分團一同「マーチヨ」に分乘して北大營をみる。その昔、張學良が閱兵せし壇上には『滿洲事變發祥之地 戦死者英靈墓標』が屹立してゐる。營壁の彈痕、營門の破壊されし跡など、激戦のあとをしのびて英靈を弔ふ。

造兵廠見學——更に一同「マーチヨ」

にて關東軍使用の兵器をつくる造兵廠を訪ふ。日支事變戦利品など近代武器を多数陳列す。

夕、奉天ヤマトホテルにて

奉天市歡迎會にのぞむ。北大營切込の勇者川島大尉と食卓を同じうす。大尉は「當時、生きては歸らぬ覚悟であつた。」と。記念のために『學國』致昭和八年七月の署名名刺を余に與へらる。此寡黙の大尉こそ滿洲事變發端の偉勳者である

(奉天第四泊)

七月二十五日(火) 晴

講演第四日

『滿洲事變の意義及滿洲建國の理想』

小磯參謀長

(午後)

(一)『滿洲國官吏としての感想』

上杉參事官

(二)『滿洲國の警察制度』

三浦憲兵中佐

(三)『滿洲の衛生』 森島軍醫正

午後三時より

奉天市内自動車示威行進。關東軍裝甲自動車を先頭に全分團員一千二百餘名、

關東軍自動車(トラック)に分乘、砂塵

をあげて北大營に至り川島大尉の現地説明にて破壊され盡したる營舎内を實地踏査して激戦の跡をしのぶ。(寫眞參照)それより奉天目貫の大通を示威行進す。砂塵を蹴たてゝすすむ自動車、萬歳を歡呼する日本人の兒供!

(奉天第五泊)

七月二十六日(水) 晴

講演第五日

(一)『滿洲の經濟建設は何を日本に希望するか』 特務部 久保田忠吉氏

(二)『滿洲に於ける宗教及秘密結社』

大連警察署長 末光高義氏

午後

田中丸大佐、摺澤大佐、久門教授等と

附近の

禪寺——

ラマ寺——

附近農家を觀る。ついで久門教授等と

北陵——に參詣す。善美をつくせる甕

樓門數石は清朝の全盛時代をしのばしむ

清朝第二代をまつる。附近はめづらしく

森林を成してゐる。樓壁に登りて展望す

れば鵲に似たる鳥の、寥として聲なき中

を碧空をきりて飛ぶ。

樓門前賣店列び立てり。張家の時代はかゝる賣店一軒もなかりしと。治安状態の向上を示す一端である。暑熱酷し。洋車にて久門氏と支那裏街を練りつゝ奉天驛前

洞庭春——にいたる。關東軍參謀副長岡村少將の招宴である。テーブル・スピーチで川原教授久門教授等のすゝめらるゝまゝに自分は此んな意味のことを述べた『聯盟を脱退したる今日の日本は、世界五大プロクの一としての東亞經濟プロククのリーダーシップを握るとともに政治的には東亞聯盟の組織者たるべきである。而して常任理事國を日滿支として日本は第一回事務總長國たるべきであり聯盟本部並に事務局を日本・東京に置くべきである——自分は嘗てからいふ意味のことを書いたことがあるが、執筆當時正直にいふと、どうも虫のよすぎる話だといふ氣がしたことを否定出来なかつた(笑聲拍手) 滿洲に來つて諸賢各位の御話を承るに「第二、第三の滿洲國成立をもつて本事變は完了す」との御趣旨である。こんなお話を何べんも承ると私の考

はあまり遠慮する必要のないことを知つた。今後は此地で見聞したことを積極的に口と筆とを通じて、自分の職場たる内地の學生諸君につたへねばならないことを知つた。……今後日本及日本民族は斷乎として、皇道、惟神の道を亞細亞に宣布すべきものであらう……」滿堂の拍手ではあつたが、少しメートルをあげすぎたと思つた。一寸赤毛布得意の一場面として讀者諸賢に報じて微苦笑の資に供す。(尤も本部所在地は新京がよいと思つたこと前述の如くである。)

(奉天第六泊)

七月二十七日(木) 曇

撫順見學——奉天發午後〇時十分

撫順着午後一時五十分

有名なる露天堀見學——詳細なる説明は別紙にあり。今後百年日本の石炭を充分に供給すべし。

オイル・シエル工場見學——臭氣と騒音と煙と「三調子揃つた」大工場ではあるが其製作物は偉大である。

石炭に琥珀まじれり 憂鬱のなかに光れる歌のまじれり……寛小雨いたる。

撫順發午後四時五十分——奉天着午後六時廿五分。闇の中を鐵橋をわたる。

(奉天第七泊)

七月二十八日(金) 小雨・曇

鞍山見學——第三、第四分團(法文經

覽)は鞍山ゆきは取止めとなり希望者のみの自由見學と決定。希望者學生六十六名あり、引率指導者人なくして若くして元氣なる故をもつて自分に任命さる。難有迷惑なれども團命なれば。

早朝四時起床。睡眠不足の眼を開けば小雨。連日の疲勞甚し。我關大の學生は一名も行かず。鞍山驛着——運鐵線貨車に乗換——

大孤山鐵鑛山——金山鐵鑛である。發破作業を觀る。液體酸素による發破作業——遠雷の地鳴と共に鑛石爆破の壯觀。

小規模の噴火山である。液體酸素を大規模に製作する工場。此鑛山はもと『滿鐵の癌』といはれしも、今や酸素還元法によりて『日本の生命糧』となる。今後百年は日本の需要を完全に満すべしと。

選鑛工場(酸素還元工場)を見學。熱と煙と騒音の中を約一時間上下降す。

『本邦他製鐵所ニ對シ當所ノ特異性ハ一

下低品位ナルモ雄大ナル鑛量ヲ有スル鐵山(大孤山)ヲ自營シ、液體酸素爆藥ノ大規模ナル使用ヲナス事、2.低品位ナル鐵鑛ヲ磁化シタル後選鑛シ高品位ノ人工鑛石ヲ製造スル選鑛作業ヲ行フ事、ニシテ共ニ世界ニ其類例ヲ見ザル所』

かの大孤山を全部、焼いて粉にして團子(鑛石)にするのである。かくて百年後には『昔此處に山ありけり』といふ状態となるのである。然し意を安んぜよ「其時には又其時の智慧が出る」ものである。

我々學生一同晝食が無い。

奉天に着きたるときは暮色せまりて空腹甚し。學生約十名とともに洞庭春飯店にて支那料理を満腹。和氣霽々たり。商業市を研究しむる學生あり「市」の話や「日本政治」の話など出でて質疑應答久しぶりに寛く。一同學問的和氣を満喫して満足。後、市街を見物して一同ヤマト・ホテル前にて午後十一時軍用トラツクにて暗闇を爆進して歸營。一同「此處はお國の何百里……」を唱和しつゝ……大阪商大の嘉治眞三氏も歸りに一緒になる。

(奉天第八泊)

七月二十九日(土) 晴

午後奉天市内見學。「ヤンチョ」に乗りて

造幣廠——を訪ぬ。廠長川村氏は元大阪造幣局技師で兄の友人なり。訪ねおかげれば、「ひやげ話」にならず。あいにく不在。「走了」となり。技師員山本氏ありて内部を案内さる。大阪造幣局の三分の一位の規模なりと素人眼にも感ぜられたり。労働者は大抵滿洲國人(元支那人)『平常の支那料理』を廠内職員食堂にて馳走されしも閉口なり。山本氏曰く『たくあんと茶掛飯がよい』と。余も亦同感なり。技師員山田甲子雄氏も亦兄の友人なり。市内を案内せむと種々なる好意を示されたり。途中立命館大學井上巖次郎氏に逢ひて共に見物す。

歸途、慶應大學山井氏及び井上氏三人同車にて歸營。運轉手は若き朝鮮人婦人なり。此奉天東北大學までは男の運轉手すら途中の危険を感じて夜間運轉せざるに其勇敢なる動作には心中ひそかに嘆賞せざるを得ず。朝鮮人婦人にもかゝる女あるか!

關大學生植田壽藏君下痢甚しく腸チフスの疑ありて滿鐵病院に本日入院す。

(奉天第九泊)

七月三十日(日) 晴

午前三時半起床

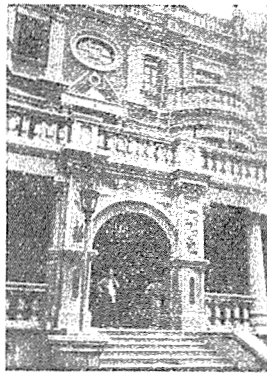
奉天發前五時二十五分。撫順ゆきの時で同じ場所より乗車す。

錦縣へ向け出發す。平坦なる野、處々に水沼をみるは海に近き故であらう。熱河風景……丘陵起伏。土壁重厚なる穴ぐらの如き家屋の點在。……

錦縣着午前十一時五十四分。

(以上 大山)

昔を憶ふ張學良邸



七月卅一日 晴後雨(錦州出發)

故國を去つて既に二週間或時は陸軍倉庫の板の間口或時は東北大學寄宿舎の床上に敷れたアンペラの上に楽しい旅の夢を結んだ吾々が、昨夜は遼西ホテルの一

室を占領して久振になつかしい疊の上に横臥する事が出来たので其の疲と安心した氣持のためか、吾々の分隊の者一同が言ひ合した様に寝過ぎ午前四時起床、祿々顔も洗はずにホテルより支給された朝畫夕食の三食をリュックサツクに詰込み

忘れて吾々の湯茶を用意してくれるのに多忙だ。列車は約四十分停車して後奉山鐵路と切離され連山灣支線にて葫蘆島へ向ふ。午前七時卅分葫蘆島驛着。

直ちに東大戸田教授の葫蘆島に關する講演約卅分の後解散。吾々は早速を出發して以來平原ばかりを見て居たのだが今日久振に海と山とを一緒に見る事が出来た吾々は愉快な運轉で、子供の様に海岸を走り廻つたり、美しい草花が奇麗に咲亂れ名も知れない虫が涼しそうに鳴いて居る三笠山の様な坊主山に登つたり寝轉んだり約六時間遊び廻り出發時間午後三時が迫つて居るのも忘れる有様だ。山上から見下すと海岸には築港工事に従事して居る和蘭人の住宅の屋根が赤青の瓦を取混ぜ別荘の様に點在して居り、海上には數々の帆船が靜かに走つて居る眺はとても大陸滿洲に來てゐる様な氣がしない。内地で景色の良い島で避暑でもしてゐる様な氣持だ折から俄雨が降り出した。午後三時列車は此の葫蘆島を後に動き出した。扱て此の葫蘆島に關しては報告書に詳しく記載されるであらうが何故吾々の今回の旅行中貴重な一日を費して此の小さな半島を訪れるプランが建てられる必要があつたかに就いて述べよう。此の葫蘆島は地理上より云へば錦縣の南端に位し、奉天鐵路連山驛より東方に分岐する十二軒の支線(今は連山灣支線)の終端渤海灣に面する

一瞬で、地勢は平地少く全島最高案四百尺に聳きない山岳を以て蔽れ、此の半島の北岸は北海と稱し水浅く砂礫多く潮汐干満の差甚だ大にして冬季結氷する缺點あるも、之れに反し南岸は之を南海と稱し激浪により海岸が侵蝕せられ断崖が屹立し島の先端が自然の防波堤をなし水深く海岸でも十八尺内外で、波靜かに北風は山岳によりさへぎられ自然の良港である。此れを経済上から觀察すれば北滿東滿然河内蒙古に鉄道を通じ、其の後背地域は此等諸地方を含み世界に誇る大穀倉と豊富なる鉄山を有する地方を握へ、而も此等原産地より港に至る距離も非常に短く葫蘆島は實に東北第一の要港且つ大連と對立する滿蒙の門戸である。此の葫蘆島築港の問題は支那當局が滿蒙の利權擁護に刺戟され大連港に對抗する不凍港設定を熱望した事に起因するものであつて、滿洲事變前に支那軍閥によつて立てられた滿鉄包圍線在完成して滿鉄の經濟的價値を削減するため葫蘆島の起工を見たのである。此の葫蘆島築港問題は最近起つたものでなく一九〇八年に始めて着工されたが資金缺乏兵亂等で再三失敗した。然るに近年に至り中央及地方當局者がしきりに同島の將來を有望視するに至り、昭和五年一月和蘭築港會社との間に商議成立して工事金額米貨六四〇萬弗、工事期間五ヶ年半と定め工事に着手した。然るに一九三一年の滿洲事變起るや本港の工事は又々

停頓し早急に其の完成を期待する事を得ない。然るに今日迄商港として大連港しか有しない滿洲に今や新興國家が建設せられ其の順調なる産業開發の爲には葫蘆島築港の完成は必要缺く可からざるものである。だから近き將來に東洋に誇る一大商港の完成を見花々しい活躍をなすであらう所の此の葫蘆島を觀察する爲め今日わざわざ訪つた所以である。

斯くて吾々の特別列車は葫蘆島半島に別れ次の目的地たる山海關に向け疾走する。約廿五分の後再び連山驛着折からは入つて來た奉山鐵路に連結された。此處から以南は少し危険なので萬一に備へるため輕機關銃分隊と小銃分隊が同乗してくれた。列車は連山を發して約三時間半山や高原の間を走り續けて赤い夕陽もとつぷりと暮れた滿支の國境山海關に午後八時過到着。直ちに宿舎たる獨立守備隊の營舎迄約二〇町高梁繁茂し眞暗な匪賊が今にも出そうな薄氣味の悪い狭い道を急ぎ

午後九時營舎着。守備隊長の挨拶の後吾々が營庭に張られたテントの中に潜込んだが、一時止んで居た雨が少し荒氣味に風に混つて強くテントに打ち始めた。テントの中に立てられた大燭燭は淋しく搖いで居り、寂として靜かなテントの外には不寢番の兵士君が物々しく銃剣を閃めかして警備に當つて居る。此れは兵卒諸君の涙ぐましい吾が生命線を守る尊い姿だ。此れこそ建設途上の滿洲から忘れ得ない存在だ。吾々は心より感謝しつつ且つ彼等勇士の健闘を祈りつゝ午後十二時寝に着く。

(以上 谷口)

北大營の裏門



新王道政治

大山彦 一

鄭國務總理によれば、滿洲國「王道政治」は孔孟の教に基く誠意誠心の政治であり、修身齊家治國平天下を其趣旨とし民族協和を其策とし、門戸を世界に開放しもつて世界の王道樂土を建設せむことを目的とす。(新京日滿青年大會に於ける講演)

然るに王道思想は元來易世革命の思想を含む。然らば現滿洲國王道政治は易世革命を許容するか。答は否であらう。然らば皇道と王道との關係如何。思想上將又政治上。仁保學長は「皇道は王道を包攝す」と答へらる。私は、包攝といはずして滲透と答ふ。毫もかく包攝、或ひは滲透して生れ出づる王道政治は舊來の其と異なり全く新しき意味と形態をもてる止揚された *being* 新王道政治である。此新王道政治の形態は滿洲國の憲法制定其他軍事上政治上經濟上社會上宗教上あらゆる方面に顯れてくるであらう思ふに、皇道——惟神の道——は滿洲國進んで東亞に滲透し擴張しもつて新しきものを續々と生み出してゆく、政治上經濟上社會上將又地理的に。此現實的過程は合作——日本の指導となり顯れる。かくて一國の獨立を拒否するに非ずして滲透し促進するのである。

學 內 報

第二學期始業

第二學期授業は大學各學部、第一及第二大學豫科、専門部第一部、第二部とも九月十四日に開始した。

専門部第二部の

補 缺 入 學 試 驗

専門部第二部法、經、商各科第一學年の補缺入學試験を九月二日に施行、入學許可者を十一日に發表した。

第十一回夏期語學講習會

本學第十一回夏期語學講習會は前號豫報の如く、去る七月十七日開講、八月五日を以て終了したので、終了日當日午後六時より講堂に於いて終了式を舉行した。理事監事並に講習會講師、講習生一同出席の裡に玉木事務理事先づ各科總代に、それぞれ修了證書を授與し、更に講習生一同に一場の訓辭をなし六時三十分式を閉じた。

因に各科會員數は次の通りであつた。

英 語 科	五七六名
獨 語 科	四一名
合 計	六一七名

教練教官の移動

本學教練教官田中丸勝市大佐は、この度引退せられたので、その後任として、陸軍歩兵大佐相良已都磨氏が來任された。

仁保學長、大山教授歸阪歡迎

並に田中丸教官送別會

九月九日午後五時より朝日ビル「アラスカ」に於いて、滿洲産業建設學徒研究團の旅程を終へ恙なく歸阪された仁保學長及び大山教授の歡迎會並に今回勇退せられたる教練教官田中丸大佐送別會を開催、仁保學長、大山教授の視察談、田中丸大佐の送別の挨拶等があつて盛會裡に午後九時散會した。當日の出席者は次の通りである。

岩崎卯一、仁保龜松、大山彦一、田中丸勝市、和田豐一、河村信一、可野敬四郎、吉田一、田邊清市、田邊信太郎、武内省三、武田鼎一、武田藏之助、田川七郎、田所留三、竹腰吉治、中村良之助、中尾謙吉、向軍治、村上喜貞、内多精一、矢島彪、正井敬次、松崎義盛、古川武、藤澤章次郎、小泉幸治、安藤光、三枝樹正道、水谷探一、新町徳之、以上諸氏

五十周年式典準備委員會の

半世紀前を物語る座談會

本學五十周年式典準備委員會では七月十三日午後三時より天六學舎に於いて第一回及び第二回卒業生を招き關西法律學校創始時代の座談會を開催した。(詳細別項)

消 息

仁保學長——滿洲産業建設學徒研究團に副團長として參加されたる仁保學長は、一ヶ月に亘る旅程を終へ八月二十日海路恙なく歸阪された。

田中丸教官、大山教授——滿洲産業建設學徒研究團に學生を引率參加されたる兩氏は八月十五日敦賀經由歸阪された。

垂水關西甲種商業學校長——八月十七日より三日間滿洲國新京商業學校に於いて開催の商業學校長會議に出席のため八月八日出發、滿鮮各地の校友支部をも訪問、三十日歸阪された。

岩崎卯一教授——目下研究中なる「日本國體の社會的研究」に對し、文部省は昭和八年度精神科學研究補助として金四百圓を補助することに決定し、該金額を九月六日本學を通じて同教授に傳達した。

住 所 移 動

西村信雄氏(教授) 西宮市川西町四四
飯田正一氏(助教授) 豐能郡豐津村垂水八九六、柴田小四郎方

西村嘉三郎氏(講師) 京都市右京區谷口梅津間町六
赤羽豐治郎氏(講師) 三島郡千里山住宅三七號
平井恭太郎氏(元講師) 武庫郡御影町宇都家宮ノ裏二九

校友彙報

朝鮮支部第四回總會

去る四月二十五日、京城府南山町二丁目加茂川山莊に於て第四回總會を開催、昭和七年度事務及會計報告をなし承認を得て、役員の改選を行ひ別記の通り決定す、野田幹事

より平壤千賀顧問、清津赤

木校友よりの祝電及各地校

友の祝辭通信等を披露す、

一同拍手して感謝す。

七時より一

同記念撮影して宴に移り、

初出席者小松清水、櫻井、

木下、小倉諸氏の自己紹介



朝鮮支部第四回總會記念撮影

新推薦校友

今般左記三氏を新たに本學校友に推薦すること
に決定した。

永井竹太郎氏
勝野敏夫氏
中塚竹藏氏

に續いて出席者順次自己紹介すれば親しみ愈々加はり、座席を廻り盃を交して歡談の中に十時母校の萬歳を三唱して盛會裡に散會した。

出席者 植野勳先生、岡本至徳、大川正雄、加來定義、河面三

一、高橋伊平、太宰明、野田博、日下部景勝、山本恒夫、松

本正寛、松田清、松村作二、小松勝馬、小西頼人、小倉信義

江藤榮七、寺川三藏、崔鎮、櫻井數枝、木下庄一、三上吉隆

清水辨次郎、森井興一郎、末廣清吉

役員

顧問 岡本至徳、吉田平次郎、植野勳、寺川三藏、千賀願

市、末廣清吉

支部長 松本正寛

幹事 崔鎮、高橋伊平、野田博、加來定義、三上吉隆、江

藤榮七、大川正雄、小西頼人

事務所 京城府和泉町 朝鮮精米株式會社

愛媛支部

校友會愛媛支部にては曩に京都帝國大學を退かれたる教授及び助教授諸氏を母校關西大學に招聘すべしとの機運が全校友の間に醸されたるを以て、九月五日幹

部會を開き協議するところがあつた。

大四會秋期總會

昭和八年九月二日午後一時より阪急沿線箕面辨財天社橫料亭丸屋にて大正四年關大卒業生の秋期總會を開催す。集會する者十二人。神宅賀壽惠講師より關大校友有志の退職京大法學部教職員招聘運動の動機、經過及び展望を報告し、これを議題として協議し、岩崎卯一教授より關大學園最近の實狀を詳細に聴取したる後交渉委員として神宅及び吉永の兩氏を選び、宴會に入り充分に歡を盡して午後九時散會す。

東海支部總會席上の寄せ書(詳細記事次號)

Handwritten calligraphy notes, likely the '寄せ書' (collective message) mentioned in the text, written in various styles and directions.

参考者 岩崎卯一(關大教授協議員、稻垣利雄(辯護士、法
覺稔(藥種商)、神宅智恵(關大講師辯護士、吉永正好
(辯護士)、塚本萬次郎(東區役所庶務課長)、中井彌六(辯
護士)、中澤源次郎(小間物問屋、宇佐美正祐(辯護士)、
野原稔(農業)、佐藤政隆(貸屋業)、笹尾中庸(醫師)

千里山戌辰會總會

昭和三年度學部卒業者より成る千里山戌辰會では、
去る七月十六日午後六時より淀屋橋美津濃に於て總
會を開いた。一同晚餐を共にしたる後、歡談の裡に學
士會今後の事業計畫に關しての打合せ、委員の改選等
を了し午後九時半和氣靈々裡に解散した。因に當日新
委員に選定せられたのは伊藤、野崎、菊田、多喜島、
壺田、森川の五氏であつて、出席者は左の諸氏であつ
た。

畑敏雄、原田謙、大塚重太郎、和田豊二、辛島甫、經本信雄
野崎正雄、藪下益治、増子一巳、小角太一郎、菊田慶太郎、
喜島秀太郎、森田重壽、森川太郎 以上諸氏(イロハ順)

昭四會 (千里山)

昭和四年學部卒業生より成る昭四會にては去る七月
四日午後六時より淀屋橋美津濃七階ホールにてクラス
會を開催、左記決議をなし愉快なる一夕を過して午後
十時散會した。

一、毎年七月會合すること

一、小林仙一、河本尙の兩君を常任幹事とす
一、本會合を從來通り昭四會と稱す

出席者 岡島、本田、榎本、福永、小林、加來、北原、河本、
服部、的場、金澤、川邊、近藤、藤原、谷我部、出原、瀬川
川喜田、松田、齋藤の諸君

動 靜

越智唯七君 (明三七法) 辯護士、香川縣丸龜市鹽
屋三三七に移轉

大谷盛光君 (大一二專商) 石田洋樓工場在勤中の處
同工場兼營の三井物産ラワン材外乾燥材の特約販賣
の業務を繼承し同工場にて大谷商店の名の下に獨立
營業することゝなつた。自宅は尼崎市西向島町三三
寺尾賢三郎君 (大二三專經) 岡山縣西大寺郵便局長に
就任

吉永 登君 (昭三專文) 曩に文檢に合格し豐中中
學校に教鞭を執りつゝありたる處今回高等教員試験
國語科に合格された

勇 雪雄君 (昭四專法) 船場署司法主任を辭し、
長尾商店大阪支店に勤務

丸山喜三造 (昭四專法) 日高卯太郎氏長女博子嬢
と華燭の典を擧ぐ、新居は北區曾根崎上三丁目四
山下 一君 (昭五大法) 山口縣宇部市東區東新川
驛通に於て辨理士開業

長崎政道君 (昭七專商) 大阪造幣局より滿洲國中

央銀行造幣廠に轉勤

池島源之丞君 (大二〇專法) 昭和八年八月十九日逝去

さる。遺族東區内淡路町一丁目 池島順一氏

川村四郎君 (昭六專商) 昭和八年八月十八日逝去

遺族豐能郡小曾根村長島二九九六 兄川村真槌氏

中平信行君 (昭七大哲) 昭和八年七月二十五日逝

去

吉野 寛君 (昭八專商) 昭和八年八月十四日逝去

住 所 移 動

清成五六郎 (明四一專法) 東京市世田谷區下代田町二

六九

吉田章一 (大三專法) 山口縣徳山町堅登五八九三

霜村盛郷 (大二三專商) 中河内郡意岐部村御厨一一

〇二

林 秀穗 (大四專法) 大正區鶴町三丁目一一二

日淺嘉見 (昭二專法) 朝鮮大田邑榮町二丁目雲四

瀬戸健助 (昭二專經) 天王寺町小宮町五七

桑原義隆 (昭六專商) 鹿兒島市武町九〇八

荒田成作 (昭七專法) 神戸市灘區福住通五丁目一

六四、井上良男方

改 姓

(舊)

(新)

昭五專文 福島 利治 谷口 利治

本學五十周年式典準備委員會の

半世紀前を物語る座談會

時 昭年八年七月十三日午後三時より

場所 天六學舍會議室

出	席	者
第一回卒業 今井伊三郎氏 第二回卒業 乙川 幹氏	同 野崎勇二郎氏 同 武津眞彦氏	同 小岸安昌氏 推薦校友 津原 武氏
委員會側 委員長 喜多村桂一郎、委員 吉田音松、同増山忠次、同玉木三郎、同黒田莊次郎、同武田宣英、同内藤正剛、同村松岩吉、同垂水善太郎、編纂主任 小泉幸治、委員會幹事 木戸卯之助、編纂委員 遠藤銀		

(出席者一同自己紹介の後座談會に入る)

委員長 先づ津原さんからお願ひいたしませうか。

津原氏 本日から會合をお開き下さつて、四十八年前の舊友と親しくお目にかゝることが出来、且つ懐しき當時を追想し得る機會を與へられました本學幹部の方々に先づ以てお禮を申し上げます。私は關西法律學校創始時代の學

生でもあり、又書記でもあつた關係から、學校の創始時代については、殊に幾多の思ひ出をもつて居ります。先づ話の前提として關西法律學校創立當時の模様について申し上げませう。當時の社會に次の二つの理由から、法律學校に對する著しい關心をもつてゐた、即ち一は自由民權の思想横溢し、やがては帝國議會の開かれることを見越して在野代言人たることの必要、他

の一は明治十七年に發布せられた判檢事登用規則により民間よりも判檢事たり得る途の開けたることである。これがために人々は法律學へ法律學へと赴いたのである。然るに大阪地方に於いては法律學を教へる學校なく、たゞわづかに明法學舎なるものがあつて代言人の書生などを集めて法律を教へる設備があつたに過ぎない。(奥繁三郎君、渡邊菊之助君等は明法學舎の出身である)ところが明治十九年に至つて當時の司法省法律學校の卒業生が若干判檢事試験として關西地方に配置せられ、加之かの大井憲太郎等の國事犯事件のため、優秀なる裁判官を大阪に轉補せしめたので、ここに法律學教授の絶好の機會を得、關西法律學校創立の議が起つたのである。即ち明治法律學校の出身で、當時日本郵船會社大阪支店員であつた吉田一士がその發起者で、井上操、堀田正忠、小倉久諸氏等を中心として、京町堀に假校舎を設けて開校の運びとなつた、時は明治十九年秋九月のことである。私はもともと法律を學びたい希望で來阪したのであるから

早速郷里の郡長から井上操氏宛の紹介狀を貰ひ、井上先生の門を叩いた。そして何分學資に乏しいから、學資を稼ぎながら學校に通ひたい旨をお願いしたところ、學校に於て講義筆記をして出版の原稿を書くなら、僅かの給料をやらうとの話で書記兼學生として關西法律學校に入ることになつたのである。當時に於ける講師は出入が頻繁であつたが、大體に於いて、井上操氏(刑法)小倉久氏(人事篇)、堀田正忠氏(治罪法)、野村鈴吉氏(經濟學)、松田正久氏(行政法)、藤林忠良氏(民法時効)が長老組で、若手としては手塚太郎氏(法律大意)、鶴見守義氏(財産篇)、水上長次郎氏(證據篇)、瀧川忠次郎氏(附托)等が居られ、勿論佛法を中心とし、英法はこれを異端視する傾向にあつた。次に事務當局には吉田一士氏を校主とし、その下に首席書記の多田豐吉氏があり、私はその下で學生兼筆記係として月給四圓を頂戴することとなつた。事務上に於いては私の在學中種々變遷があつたが、要するに世帯が持ちかねるといふことが何れの時にもつきまと

ふ大きな悩みであつた。吉田氏が學校から俸給を食ふのは好くないなどと云つて學生の間で吉田氏排斥の運動が起つたこともある。そんな事から私共は一時學校から月給を貰ふことを遠慮したやうなこともあつた。

多田書記は頗る商才に富んだ人で、先生方の著述を本屋へ紹介して出版することについて常に交渉の任に當つた。そして明治二十一年の春頃學校として

も校外生の通信教授を始め、岡島實文館といふ書肆から講義録を刊行し多田氏はこの仕事に當ることとなつたが、

これは全國に於いて類例のない試みであつたため地方の青年に大いに迎へられ、校外生たらんことの申込が殺到する有様であつた。かうなつてくると筆記係である私の仕事は勢ひ多忙となり到底私一人の力では出来ないのので、講義録の編纂係として内田重成、山口直三郎、黒田莊次郎、武田宣英、村上正幸の諸君が手傳はれることとなつた。この講義録はかなりの収益があつたので、つひに學校は多田氏に手切金を出してその仕事を買収することとなり、

二十一年の夏頃多田氏は本校を辭して東京へ行つた。今井伊三郎、垂水善太郎、野村祐亮の諸君が書記になられたのも多田氏の去る前後のことである。

かくて二十二年の一月、疊に上京した多田氏から、商賈に成功したので、多少の學費は出してやるからとの話があり、種々家庭の事情もあつた關係上、

本校に於ける業半ばに東京に出て、法政大學の前身和佛法律學校に轉校したのである。

當時の先生について思ひ出さることを二、三申上げれば、小倉、松田兩先生は政治家肌の人で、他は皆學究肌の人であつた。小倉先生にも可愛がられたし、松田先生のお宅へもよく伺つた。堀田先生とも講義筆記の關係から御家庭によく出入したものだ、井上操先生とは二十年の夏、大井事件の裁判を終へて夕刻歸られる時刻を見て、毎晩伺ひ、翻譯の口譯を筆記し、その晩に纏めて翌日先生に提出し、先生の眼を通していただいて岡島の本屋へ持参したものだ、かの「民法復讐」なる書は、四十日ばかりこのやうな同じことを繰

返して出来上つたものである、先生の好學の人なるはこれを以て證し得ることと思ふ。

武田氏 私は明治十九年九月網島に居られた井上操先生を頼り、苦心慘憺の結果やつとお世話になることとなり、その關係から、法律學校へ入つたのである。

黒田氏 私は十九年の十二月初め廣告を見て入つた、當時吉田一士氏が校主、野村祐亮氏が幹事だつたと記憶する。

小泉編纂主任 その頃の學生はどんな職業の人が多かつたでせうか。

津原氏 小學校の教員、代言人の書生、これらが大部分だつたやうです。

小泉主任 當時の物價標準を物語る何かお話を願ひます。

津原氏 多田君と私が淡路町で共同自炊生活をやつてゐたが、米が一斗五、六十錢、四斗樽の漬物が一樽四十錢だつたことをみて當時の物價が窺はれるだらう。

野崎氏 津原、今井兩君の次に私が筆記した。今井君と一緒に學校に寢泊りをしてゐたが、山本吉松といふ小使と手

塚といふ給仕がゐたこと、自炊生活だからねぎとやきどうふばかり煮いて食べたことなど忘れることが出来ない。

津原氏 東京へ行く時、丁度二十二年の二月九日、神戸出帆の西京丸といふ船で行つたが（當時まだ鐵道が開通してゐなかつた）その船には憲法發布式に參列する人ばかり乗つてゐたことが思ひ出される。横濱埠頭で團十郎や、菊五郎のシルクハット姿を見たのもその船の横濱着の際である、

委員長 乙川さんに在學當時の話を願ひませう。

乙川氏 中學にゐた時法律學校の創立をきき卒業後直ぐ入學したのですが、在學中に於ける特に思ひ出は或る何かの宴會が堺の「河よし」といふ料亭で開かれた時、講師は馬で、生徒は列を組んで塀筋を練り出した壯觀と、第一回卒業生の證書授與式に時の文部大臣樺本子爵が臨場せられ、一場の訓辭を與へられたことなどです。當時に於いて文相が一私學の卒業式に臨場されたことは例のないこととて學生一同これを大いに誇りとしたものである。講師につ

いて思ひ出さることは、堀田先生が學生の人氣の中心にありながら、國事犯事件の多忙などで缺講をつゞけられ、非難せられたことなどであるが、これは子弟の關係が密接なるが故で子弟の關係は兎に角情味が濃やかであつたは事實である。井上先生は大審院判事から警保局長となられ、和歌山、岐阜、徳島の各縣知事を経て京都に來られ、割に若くして倒れたことは惜むべきである。

武津氏 小倉久先生の講義は咄辯で理窟つぽく筆記がとりにくかつた、私もその筆記をやつたが、どうも書けないので斷つたことを覚えてゐる、それに比して堀田先生の講義振りは實に鮮やかなもので、縦板に水といふのはこのことである、井上先生は言葉に抑揚がなくどうも緩がなかつたがその漢學に造詣深いのに一同感心したものだ。澁川先生の出雲なまりも面白い。當時は上京熱が旺んで、東京から學生が夢蘆帽子を冠つて夏休みに歸つたりするとひどく羨んだものだ。最後に法律學校らしい一つのエピソードをお話しませう。

學生中に大阪始審裁判所の雇で安武千代吉といふ男がゐた。この男は講義の筆記に何時も裁判所の用紙を使用してゐた、ところが或る瑣細な事から憲兵である同級學生と口論をした際、憲兵は遂に安武の使用する用紙に及び盗罪として検事局に告發したので検事起訴となり法廷に立つところまで行つたので、學校からは奥繁三郎（當時既に代言人の有資格者であつた）、學生代表として古莊二太郎の二名を辯護人として出し、判事は即席無罪を言ひ渡したことがあつた。安武君は憤然として學校をやめて東京に行つてしまつた。

武田氏 安武君は今釜山に居る、詩吟の巧い男であつた。その時の判決には、盗罪の意志がないから盗罪を構成しないといふのであつた。兎に角面白い思ひ出話だ。

今井氏 模擬裁判や、演説討論會をよくやつたものだ。

終に武田宣英氏より東京在住の舊師の近況を詳さに説明せられ、最後に委員長より一同に謝辭があつて午後五時半閉會

天六圖書館寄贈圖書

寄贈者名	書名	農林省米穀部	同編—米穀統制法説明
樺木航五郎氏	大阪株式取引所編—株式 =關スル判例集上、下	同編—外交時報	昭八 第六十六卷 第六號
同志社高等商業學校	同志社高商論叢第六編	同編—日本魂	昭八 第十八卷 第九號
江馬務氏	同著—國語讀本挿畫の風 俗的解説と誤謬	同編—社會思想パンフレ ット	昭八 第十三號
同	同著—賀茂葵祭解説	同編—統制	創刊號
同	風俗研究會編—風俗研究 自百三十七至百四十五	田中鐵三郎述—國際決濟 銀行と世界恐慌	昭八
菊田太郎氏	同著—生産立地論大要	朝鮮總督府財務局編—金 融組合關例規集	昭七
文部省専門學務局	同編—學位錄三冊	山根讓著—金融組合概論	昭七
平瀬春吉氏	松浦菊太郎氏述—神道真 恩會趣旨	牟田口利彦著—金融組合 運動	昭七
同	同述—光は日本から	同編—植民	第十二卷 第八號
同	同述—真理の研究と信教 之可否	同編—産業合理化圖表	
關東廳	同編—關東廳要覽	同編—業務要覽	昭七
東北學院	荻山健吉述—メンガーの 高次財價值と利子及利 潤論	同編—高松高等商業學校 一覽	昭八
大阪商科大学	同編—大阪商科大学一覽	同編—米國に於ける學生 の運動競技	昭七
文部省實業學務局	同編—實業學校一覽	同著—心理學的社會學	
		岩崎卯一氏	

學生彙報

野球部

布哇違征

六月十三日秩父丸にて神戸港を出帆し約一ヶ月有余の滞在後去る八月五日龍田丸にて神戸港に一同無事歸朝す。

出發に際し學長外各理事並に諸先生の絶大なる御盡力並に學生諸兄の多大なる御後援を賜りました事を謝します。

部長代理 金政卯一(卒業生)
專任監督 中川政人(卒業生)
專任マネジャー 石井達雄(専門部)
學生マネジャー 選 手

出島、飛田、大橋、來島、浮田(以上本科)
西村幸生、稻若(以上豫科)
福田、村上、田中、佐藤、辻、加茂、黒澤
橋本、西村正夫、田ノ上(以上専門部)
試合成績(十三回戦九勝四敗)

1 ワンダラスチーム(布哇最強チーム)

第一回戦 二——一勝
二回戦 十二——九敗
2 プレーブスチーム

第一回戦 三——一勝

二回戦 四——二敗

決勝戦 五——〇勝

3 全布哇チーム 第一回戦 八——二勝

二回戦 七——一勝

4 支那人チーム 第一回戦 三——二敗

二回戦 一——〇敗

5 海軍チーム 六——四勝

6 朝日チーム 九——五勝

7 ワイアワ日本人チーム 一二——二勝

8 ワイバフ日本人チーム 九——二勝

布哇遠征成績は曾ての東都諸大學の戦績を凌ぐ優秀なる成績を治めました事は、一に各位の日頃よりの絶大なる御聲援に與るものと確信します。

尙ほ目下選手一同は上海遠征中にて八月三十日には歸朝し、来る秋のリーグ戦に對する猛練習を開始し、優秀なる成績を挙げ、關大スピリットを發揮せん。願くば益々御後援を乞ふ。(中川政人)

山岳部(千里山)

夏山報告

夏山の價値は我々學生登山家としての眞のアルピニズムの流れを受けてゐる者

に時としては夏山が無視され様として來てゐる。今から十年前に於ては山は夏のものとなれ、冬山——雪降る山は驚怖の眼で見られたものであつた。

併し絶ゆるまざるアルピニストの努力によつて今日の如くに夏山に對する價値觀念が一變されて、所謂一般大衆登山家の前に提供されて來たのである。

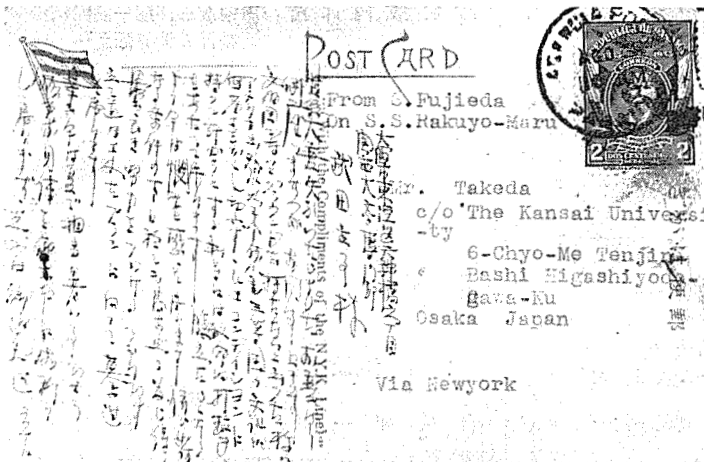
われ／＼こそ一般登山家の真きリーダーで有り、現在死を堵しての山への挑戦(余りに好戰的であるが)を計りて、確實なる安全性を見出して、一般の人々への贈り物として殘し、我々は前進しなければならぬ。やがて數十年たてば今の冬山へ、今の夏山に對する親しみ易い様な氣分で行ける様になり、そして一般の人々は心して、冬山へも行ける様になるであらう。そして登山電車が山の中腹に穴を開け雷鳥や羚羊の住家をおびやかすであらう。

今年の夏山は昨年、一昨年等

に比して天候がよくて割合にピッチを上げる事が出來後立山に於ける關大の名を益々揚げる事が出來た。

参加部員十名。一般二名。行動延人員二十名。始めて山にアタックした新入部員も、ビックアップして行動した故、豫

南米遠征中の藤枝選手よりの來信



定以上の成績を示し、冬山への心強さをしのぶのである。

A班 後立山縦走 一般参加 リーダー

須藤

B班 棒小屋澤 リーダー奥野

期日 七月十六日——八月二日

「A班は吉田君、B班は須藤君より詳細なる報告あるも紙面の都合上割愛す」

参 陵 會

第十二回例会

七月八日午後十一

時天保山棧橋より乗船淡路島に向ふ。

海面わたる涼風、潮の香たかく夜半兵庫、岩屋、洲本に寄港した船は暁の紅雲も散つてサンサンと照る眞夏の太陽を浴びて福良港に入る。直に翠巒の小島、源平二氏の兵亂に深き哀愁を秘めた竹島に小蒸汽船を走らす。島より歸りて朝食をとつた一行は第四十七代淳仁天皇淡路陵御母大夫人山背淡路墓に参拜す。

野邊宮、丘の松、天の浮橋、磯取蘆島神社といふ順序で参拜し、ガソリンカーで淡洲の都洲本に運ばる。約二時間自由

行動をとり合宿練習の剣道・柔道・ラゲビー部を或は城址を訪ねた。

午後六時出帆の天女丸で一路天保山に歸路を急ぐ、船中晚餐を共にし愉快にして有意義なりし淡路島紀行の二日を終つた。



行一會陵参るけ於に前陵帝仁淳

出席者——岩田會長、河村(信)、河村(宜)、可野、菊池、袋井の諸先生並に先達朝田氏、浅井、楠島、多田、松田、芝本、村島、杉本、北田、吉本、泉、林、戸澤、宮井、田中の諸君

追記 参陵會誌創刊號を七月八日發行し會員に配布した。

語 學 部 (専門部第一部)

我部孤々の聲を擧げてより將に二ヶ年文字通りの躍進と驚くべき進歩を遂げ得た事は水谷、賀屋兩先生の絶えざる御指導の賜なるは勿論、先輩諸氏の尊き御奮勵、部員相互の親睦と熱烈なる研究心の成果であると深く信じます。

我が部新學期以來の事業を左に報告します。

獨語科の設置 赤羽先生の指導の下に月曜日午前八時より九時二十分迄獨語の研究。英語科は水曜日午後三時より四時半迄水谷先生指導の下に英語の研究をなし、更に土曜日午後三時より四時半迄賀屋先生指導の下に研究を續く。

新入部生歡迎會並に部員總會

六月一日午後三時半よりドンパルに集合。水谷、赤羽兩先生御出席の下に集ふ者十數名。

テーブル・スピーチ

六月十三日午後一時よりサントスにて此の日千里山英語會より先輩楠木、岩井の兩兄並北村氏來會。

第三回學内英語雄辯大會

六月廿日午後一時より。部員一同平素の練習研究の成果を發揮するは此の時と許り更に千里山英語會より北村、楠木、木村、藤本の諸氏を向へて緊張味溢れ gesture, attitude, pronunciation 等あらゆる點に驚くべき進歩の跡を見せた。

かくて會は三時過ぎ盛大裡に閉會、サントスにて辯士慰勞會並批評會を開き記念撮影、將來の希望意見などなし午後五時過ぎ散會した。

PROGRAM

Part I

Chairman Mr. K. Wakiyama, C. III.

1. Opening AddressChairman.

2. SalutationMr. H. Fujimoto.

President of the Senryama E.S.

3. Undecided.....Mr. Nishimoto, J. I.

4. Liberty.....Mr. T. Nakamura, J. II.

5. Undecided.....Mr. T. Usui, C. III.

6. The Present Issue

..... Mr. K. Tomita, C. II.

7. Wrong Stand Point of the World

Economic Conference.

..... Mr. M. Suenaga, C. III.

8. A Little Thinking about Present Society...Mr. T. Takeuchi, J. II.

9. UndecidedMr. E. Ueki, C. I. Univ. course.

Part II

Chairman Mr.S. Masaki, C. III.

10. The Law in Common Sense.....Mr. M. Miki, J. II.

11. UndecidedMr. Y. Kitamura, C. II. Univ. course.

12. On "Shinbara"Mr. T. Chō, C. III.

13. UndecidedMr. M. Kimura. Univ. course.

14. Indo Japanese Trade CrisisMr. K. Sato, C. III.

15. Collapsing Freedom.....Mr. T. Iwata, E. III.

16. Undecided.....Mr. I. Iwai, C. I. Univ. course.

17. Closing Remarks.....Chairman. (記録係報)

剣道部(専門部第二部)

九州遠征

絶えず息まざる精進を續けて築きあげた充實したる所の剣道部は大きな抱負を實現さすべく本年度夏季遠征を武道の旺なる九州の地に求めて七月六日天保山出帆の屋島丸にて壯途に上つた。此日多數見送りを受け島田運動部長、上岡幹事長、與新聞部長の激勵の辭ありて選手一同眉宇に何物かを期して堂々武者修業の旅に上つた。大分をトツプに宮崎、鹿児島、熊本、佐賀、福岡の各地で對戦し至る所關大強しの讃辭を浴び關大健兒の名を轟した。歸途岡山暨大主催全國高専大會に望みて覇を爭つたが不幸準備優勝戦に於て惜敗したのは遺憾であつたが、夫々ベストを盡し大收獲を擧げて十七日午後大阪驛着解散した。

柔道部(専門部第二部)

柔道部夏季遠征は數年振りに北陸地方に決定し、夫々準備をととのへ去る七月十七日午前一時大阪驛出發壯途についた

當日先輩並に部員の熱烈な見送を受け、一行選手十四名は黒田顧問、島田運

道部長引率の下に彦根を振出しに福井、

金澤、富山、長野、名古屋、岐阜の各地

に轉戦し至る所關大柔道部の名を遺憾なく發揮して大成功裡に二十五日一行無事歸阪した。

映畫研究會

撮影所見學

吾が關西大學映畫研究會は單に銀幕上に現れたる映畫を研究するのみにては満足せず、進んで銀幕に君臨するに至る行程を實際に見學し映畫藝術に對して、より確實なる認識を得ん爲七月九日新興キネマ太秦撮影所見學。「お江戸巾着切」其他の撮影を見學、幹部俳優尾上菊太郎氏の熱ある映畫藝術談を開き記念撮影を濟せば四時を指してゐた。豫定のコースの松竹撮影所へ行くには時間を取り過ぎて居たので吾等の一隊は京極へ繰り出し、晚餐會を催して各自得意の映畫觀をいくさり述べて七時過散會した。

商三クラス會

(専門部第二部)

七月十二日午後六時於南海食堂(新世紀)二階ホールにて商三クラス會を開催す、會するもの三十六名、壁頭卒業アルバムに關し種々協議決定し夫々實行委員を擧げ、次で各自の腹藏なき意見開陳に移る、終つて交々立ちて餘興に打興し記念撮影をなし、盛會裡に十時散會した。

(本欄校友發報)

計理クラブの

産業計理合理化講演會

計理クラブの所屬せる計理經營學會にては創立十週年紀念を兼ね日本検査計理士會と共同主催の下に産業計理合理化講演會を七月八日午後六時半より大阪朝日新聞社本館三階講堂に於て開催した。演題及講師は左の通りにして午後十時半盛會裡に散會した。

産業計理運動に就て

關西大學講師 木村 禎 橘氏

財務諸表標準化に就て

大阪商大教授 陶山 誠太郎氏

財産評價に就て

關西學院教授 青木 倫太郎氏

「原價計算原則の制定に就て」

東京商大教授 太田 哲三氏

日支民譚の比較

講師 高橋 盛孝

此の問題については、既に徳川時代より種々論議せられ、白石、馬琴、南畝等は夫々重要な著作を残してゐる。降つて明治以降に於ても、國學者漢學者民俗學者等の手で論じ盡されたかの如き觀があり、今更こと新しく述べる必要もないと思ふが、幸、近年、日本でも、支那でも民間の説話が筆録せられ、これ迄學者達が全く知らなかつたものがほつ／＼現れ始めたので、此の仕事も勢ひ新しくやりなほす必要にせまられて來た。今日は桃太郎や羽衣や浦島や舌切雀のやうな材料の餘り廣い範圍にわたるものは省略して最近自分の目にふれたもののみについて僅かばかりの比較を試みる事にする。

一、釜淵傳説

中華書局の「民間故事叢刊」第一集「烏龍精」は、老龍が知縣を呑んで本人になりすまし、その妻と交婚する話であるが之に似た話は金城朝永氏の「異態風俗考」金田一京助氏の「求婚傳説より羽衣、三輪山傳説へ」等に載せられて居り、日本にもいろ／＼あるが、この型の話は三輪

二、人蛇交婚

「聽耳草紙」の二一番「黄金の蛇」は、正直な爺が美女（水神）から黄金の蛇を買ふ話だが、之と同じ型の話が米田祐太郎氏の「支那童話歌謡研究」にある。この方は、正直な爺は正直な樵夫となつて居り、銀の斧の一條が多く、隣家の怠け爺が友達となつてゐるが、水神が管河的主人即ち商神となつてゐる事は注意に價する

山傳説として古くからある。しかし大別すると此の種の傳説に二通りあり、

一、いやな動物を澤山生み、殺して了ふ。

二、一人の玉のやうな美しい男を生み之が非常に出世する

といふ筋、尤も之は大體の分類でいづれとも見わけのつかぬものも随分ある。（聽耳草紙五三番以下）日本の蛇が支那では龍になつてゐるのは注意すべき相違點だ鉢が異常につめたいといふ事も、よく「たゞの人間でない」事を發見される原因となる。「聽耳草紙」の中にわざ／＼湯で體を暖めてから女の許に通つた蛇人の話が見える。

風呂場、産室、便所等を覗くなど云ふ話は、女の方が蛇、魚其他である場合に特に多い。原始時代のタブーの反映だとも云はれてゐるが、羞恥や魔物に對する恐怖等の心持から發達して、一方タブーともなり、一方物語ともなつたと見るべきだと思ふ。

硯の水の中に隠れ、又老人に化けて逃げてゆくといふ餘は、簡單ながら Herodotus の例を示す。「聽耳草紙」にはかな

り複雑なのが見える。

暴風を龍のせいにする事は一種の天然現象説明である。

三、花咲翁

米星如の「吹簫人」中の「枯樹開花」は、全く日本の話の翻案かと思ふ程よく似てゐるが、部分的には他の書物にも見えてゐるから、かういふ話も支那にあるに相違ない。「枯樹開花」と同じやうな忠犬の話と軒をとり卵を得る話は「兩兄弟」（民間故事叢刊第四集）に、殺した鳥を埋めると竹が生える話は「廣州民間故事」に見えてゐる。

四、猿と蟹

猿蟹合戦で愈猿の敵を討つ時、卵（又は栗）昆布、蜂、白が加勢をする。蒙古では妖婆を退治する時、卵、石臼、針、鉄、猪等が加勢し、佐賀地方の「山姥退治譚」には蜂、蛇、粘土、疊、針、白、團栗等の助力を得る。薩摩のは、之と同じて蛇の代りに百足、粘土の代りに牛糞團栗の代りに丹波栗が出るそうである。更にインドネシアの傳説「欲張り寡婦」

では鼠と刺ある樹とスウエーデンと鳥と百足と鰻と石が現れ、同じく「首狩物語」では卵、蛇、百足、蟻、糞が出る。之に似た支那民譚は又無数にあると見え、趙景琛の序「廣州民間故事」の「惡人婆」には、針、油、蟹、卵、甘蔗ガラの梯、紙張りの椅子等が見え、「海龍的女兒」では針、糞、蛇、四魚、卵、磨石、鐵尺等が出る。ドイツのグリムにも之に似た話があるから、たゞ南洋の話とだけと比較して、日本の話は南洋から來たと斷定する事は出来ない。更に之によつて日本語、

日本民族の故郷を南洋に求めようとする一派の學者があるに到つては論外である。是は丁度月の中に兎があるといふ話はアフリカのホツテントットにもあるから、日本民族はアフリカから來たと云ふのと等しい。

五、繼母物語

「難福に米福」(佐々木喜善「紫波郡昔話」)に依る。類話は「津輕日碑集」、「甲斐昔話集」、「民俗學」三ノ八寄合話)は所謂シンデレラ型の話であつて、此の儘の話は支那には無い。しかし一部分だけ

似たものはいくらもある。林蘭の「鳥的故事」、「民間故事叢刊」、「廣州民間故事」等に見える。

六、馬鹿の話

日本と支那の文化の仲介者としての朝鮮の位置を輕視する事は出来ない。說話の方でもさうだ。

馬鹿息子、馬鹿嫁の話は日支鮮共に數限りなくあるが、中でも多いのは馬鹿婿の話で「民間故事叢刊」第八集、「廣州民間故事」、「聽耳草紙」等に類話が甚だ多い。

限りなく失敗を繰返すのも面白いが、馬鹿であり乍ら偶然の機會に大成功をする話は更に興味がある。「廣州民間故事」

や「民間故事叢刊」等に見受けられ、その類話は「南方隨筆」、「孫氏朝鮮民譚集」に見える。

馬鹿嫁の話にもいろ／＼あるが、御といふ敬語をやたらにつけて笑はれた日本の馬鹿嫁の話(聽耳草紙)は、支那の馬鹿婿がむやみに令をつけて言つた(龍王)のと似てゐる。ものすごい尻をする嫁の話が「聽耳草紙」に見えるが、支那にもこれと同じやうな嫁の話が「民間故事叢刊」や「紹興故事」に見えてゐる。

僅かな時間に出來るだけ多くの例をならべようと思つた爲説明を省き、日支以外の例は殆ど考慮に入れる餘裕がなかつた。いづれ又何かの機會に補ふ事としたい。

景樹の調説を樹てし時期

校友 安川 安太郎

流麗清新の歌を詠み、江戸時代末期にあつて和歌革新の上に大なる業績を遺しよく桂園派の盛大を致して、近世和歌史

にあるが、この調説が樹てられたのはいつであるか、その時期に就いて聊か管見を述べようと思ふ。

「歌は理るものにあらず、調ぶるものなり。」とは桂園の家言であり、「歌といふは調の名」と言ひて調なきは歌にあらずと極言してゐるが、畢竟景樹の説く調とは、偽飾なき自然の感情の流露であり、歌の自然純真であるべきことを言ふのであつて、單なる音調・音感・語勢・續けがらを意味せず、一首の形式形態としての音調のみを言ふのではなく、内容と形式との渾然たる一致を意味するのである。誠實の心に波うつ感をたゞちに調へあげ歌ひあげるべきで、感は即ち調、調は即ち歌と説き、感動即表現の調を強張してゐる。この調説を樹てた時期はいつであるかを闡明するには、景樹が養家である宣阿以來の二條派の和歌の宗匠梅月堂香川景樹の許を去るに至つた事情を明にする必要があり、それはやがて調説樹立の時期を推定する鍵となるであらう。

景樹が師景樹の養子となり梅月堂に入つたのは寛政九年三十歳の時で、文化元年三十七歳養家にあること幾許ならずし

て離縁になつてゐるが、その間の事情を詳にする爲、先づ景樹の日記を見ると、

享和元年（離縁前三年）正月十一日の條に

こよひ家の事などくさくとりしらぶとて思ふ心ありて

ことの葉もわたらひ草にまじりけりあな口をしのやどのけしきや

同年十一月二日の條に

さいつ頃より家のわたらひの事によりてかやかくわづらはしければ

物部のわざをいやしみ敷島のみちふみそめし心たがひぬ

などとあり、その前後に、憂き事多しと

て内々難波に住家を求めようとしたり、

波の高く立つを見ては離れ出づべき時を思つたり、ものわづらはしきに鞍馬山に

籠らうと思立つたり、先輩にまげて三四

年は世俗的な事をつとめ行へと諫められ

たりした事などが見え、相當前から養家の生活を物憂がり、世渡的な事經濟的方

面など家事の煩しさに堪へず、ひそかに家を出たい願を持つてゐたやうである。

次に友人夢宅宛景樹の離縁の事を知らせたる消息（文化元年四月十八日附）を見るに、

子細御座候て當家破縁の事家父へ相願候所聞届相濟御殿（註主家徳大寺家）

へ相達解官の事に及候所去年仕官（註享和三年二月二十三日初めて從六位下

長門介に叙任せらる）仕候て當年解官の事いがが且思召も御座候由にて不縁

之事御殿向迄相達禁裏へは不達候依て香川御名乗候へども内縁は切れ申候乍

去和睦の上の違縁に付師弟の約は其儘に御座候……段段巨細の譯御座候て及

破縁候事に御座候尤不義なる筋には無之候間御放慮可被下候畢竟の所下拙不

經濟にて梅月堂難立候に付家と共に亡びむよりは身退き候へば又有財の養子

も御座候事故家相續可仕哉と申所存なり尙内内の事は拜届の節と申省候

とある。清宮秀堅の古學小傳の記述の如く「舊恩をかへずして香川を以て稱し」

たのではなく、きれいさつぱりと離別といふ譯にゆかず、事情やむをえず香川を

名のつたので「人其志の優なるを感ぜぬはなし」とは表面をみての事にすぎない

が、それは兎に角として、これらによると、かね／＼家事俗事の煩雜を厭うて養

家の生活を飽足らず思つてゐたのが、遂に經濟上の都合から離縁になるに至つたやうに考へられもする。しかしはたして單に經濟上の問題からとのみ解してよいものであらうか。

「段々巨細の譯」があり、「内々の事」もあつたので、その中には歌道上の意見

の衝突といふ事が重きをなしてゐるのであるまいか。「師弟の約は其儘」とは

いへ、この事も表面を取繕ふ爲で、其儘だから歌道上の問題はなかつたとは言へ

まい。

たらちねの庭の教にたがふともまことにむかふ敷島の道

と景樹が養家を去つた時に詠んだといふ歌や、前に引いた夢宅に離縁を知らせる

同消息中にみえる、とても門人達は梅月堂に残らず、家父より附屬の體裁で、大

方は景樹に従つた事、空手入家のこと故家財残るものなく、夫婦身ばかりで社中

の同情をひいたが、却て道に進む階梯」と、困窮に屈せず邁進せむとする烈しい

氣概を示してゐる事などを思ひ合はせると、離縁の事は經濟上の理由よりも、むしろ歌道上の意見の衝突が重要な原因であつたらうと思はれる。

享和三年十二月夢宅宛景樹の消息中に兎角世上誹謗の沙汰のみうるさき限に

御座候其後も處々より愚歌の評書出で近くは上田餘齋論の書（註「筆のきが」

なり、千陰、春海と共に景樹の歌を評す）も出で候て一寸披見仕候歌の狂な

るものとか申候て大にあばきたる書に御座候

同年十二月十六日の景樹の日記に今世に名高き歌よみの翁たち、そのをしへ子にをしへ給ふる序にかならずい

はく、梅月堂景樹といふものあり、わすれてもかれとなしたしみそ。かれかれはひとり此の道をよみひがめて、お

のれよしとのみさかしだちたるゑせもの也など、いとふかくいましめ給へること云々

同年頃の木下幸文の消息中に香川の人物ぬしの詞のつひえ、世の評判の上より聞きては、誠に狂人の如く

人のおもふは理なり。……吐屑庵（註慈延の號）香川に交るさへ不機嫌なり

文化元年二月十五日小野泉藏宛慈延の消息中に

木下も此節は上岡崎へ移り居候切支丹

之宅（註景樹の宅）近く候故邪路に落
入候はむと氣の毒に御座候
などと見える。これらはいづれも景樹が

離縁になつた一年前以内のもので、慈延
の如き舊派歌人はもとより、秋成・千蔭・
春海等からも排撃せられ、すでに世に誹
謗の聲が高かつた事が知られる。狂人・
天狗・切支丹・馬天連・耶蘇宗・歌狐等
と罵られた景樹を、宗匠者流の景樹はも
とより飽足らず思ひ、時には悶著を起し
たであらう。ましてや「世の衰そしり」に
よつて歌はよまれずと申つたちをら
れ「た」大天狗の景樹の事であるから
養父との衝突は遂に避け難いものであつ
たらうと思はれる。

朝岡正章の秋草に

香川景樹は黄中（註景樹の號）の養子
なりしが、歌よみ方黄中の心に叶はざ
るやうになり、離縁いたしたき旨徳大
寺家へ申上げ云々

とあり、森統三氏は、當時の風評を書止
めたのであらう、多少かかる事情もあつ
たかと言はれてゐるが、この正章は桃廬
と號する尾張の藩士で、景樹と同時代の
人であるから、その記述は注目に値する

去夏已來此道に付餘程存寄も改り候筋
も御座候て貴翁へも何卒拜話仕度奉存
候

と認められた夢宅宛景樹の消息の一節は
特に注意すべきだ。これは離縁を知らせ
た文化元年四月十八日附の手紙の一節で
あるが、前に掲げた「子細御座候て當家
破縁の事云々」の報知が、この歌論の改
つた事を述べた後をうけて引續き書かれ
てゐる事は、まことに暗示深きものがあ
る。しかも享和三年頃（井上通泰博士の
推定）在京の木下幸文が郷里の小野泉藏
に贈つた消息中に

調といふ事を専らやかましく云出でた

るは實に此人（註景樹）の高才云々

とあり、この手紙の贈られたる時が享和
三年であるとの推定が動がぬ以上、享和
三年の翌年は文化元年であるから、調を
言出したといふ年は、景樹の歌論が改つ
たといふ「去夏」と符節を合はして同年
の享和三年となる。すると景樹の調説は
離縁の一年前にあたる享和三年頃にたて
られたものではあるまいか。もとよりその
歌論は次第々々に成長し、長年月を経て
完成したものではあるが、その立論の時

期はほど離縁前一年享和三年頃であらう
景樹已に和歌革新の思潮に覺醒し、一家
の見を持するに至る。如何にしてか徒に
傳統を墨守する家の歌學家風に從ひ得よ
う。養父亦異端者として白眼視すべく、
兩者の衝突は不可避であり必然である。

それが破縁の主要原因となつたであらう
事は、自ら了得せられよう。「不經濟」
といふ事は、多少の事實があつたにせよ
畢竟離縁の事を表向にしない爲の表面の
口實に過ぎず、手紙には書けぬ「段々巨
細の譯」や、表面には言へぬ「内々の事」
は、裏面の眞相を意味してゐるに相違な
い。

以上夢宅宛景樹の消息及び小野宛幸文
の消息を中心として、景樹の日記・述懐
の歌・秋草の記述・誹謗の聲等の検討に
より、離縁の事は、一つは經濟上の都合
もあつたであらうが、むしろ歌道上の意
見の衝突が主な原因であつて、離縁の凡
そ一年前より景樹の歌論の中核である調
の説の萌芽が認められ、その立論の初期
を三十六歳の享和三年頃と推定してよか
らうと思ふ。管見の狭く淺き上に、景樹
が養家を去つた文化元年の日記の缺けて

ゐる爲、或は獨斷のきらひなきかと、深
く自ら省るの念に堪へないが、諸彦の教
示を得るならば幸ひである。

國文學會

▼文學講演會

七月二日午後二時より二十七教室
にて開催、多數同好の士の參會を得
て盛夏の催としては成功、高橋教授
の「日支民衆の比較」に於ける博識
會員安川安太郎君の「景樹の調説を
たてし時期について」に於ける創見
は共に多大の感銘を與へたり。

▼見學旅行

六月二十五日總會を兼ねて神戸須
磨方面に見學旅行を行ふ。會するも
の新町會長、飯田先生を初め會員十
三名、神戸在住の會員内田君の案内
にて生田神社、湊川神社、安養寺、
楠寺を経て須磨に至り病める會員高
村君の參會に感激し、敦盛塚附近の
松林にて總會開催幹事増員を決議、
新町會長の指名にて新幹事を決定す
それより關跡、須磨寺を歴遊し阪神
梅田にて午後六時散會せり。

月 曜
放 談

T. S. Eliot の詩 The Waste Land の
作詩材料になつた諸書

伏 見 翁

エリオットは米國ハーヴァード (Harvard) 大學の出身であるが今日英文壇の中心人物たらしめる傑物である極東にも既に幾多のエリオット愛讀者研究者がある。その人々が喧傳するエリオットの作詩「荒れ地」は一九二二年の作であり今日既に十年以上を経過してゐるが未だ詳細に詩の内容を傳へた者のあることを極東に於ては寡聞にして知らない。昨年漸くヒュ・ロス・ツキリアムソン (Hugh Ross Williamson) なる者が「荒れ地」の解説を試みた。詩そのものはフェーベ文庫 (Faber Library) の「詩集一九〇九—一九二五年」(Poems 1909—1925) と題するエリオットの作詩集のうちに收録されて居る。この詩は全く象徴的であり見方によつては謎の詩である全詩僅かに四百三十三行。

而かもその言はんとする處は世界の開闢から今日に至る文明の象徴であり凝縮である。この詩を讀んで驚くことは作者自註に述べてゐる幾多の書を讀んだ者でなければ詩を理解し得ないことである。この自註に列挙してゐる書目及びその他作詩材料となつた書目を列挙するならば次の如くである。

優波尼沙土 (Upanishad) 即ち吠陀 (Veda) 經の一部でありサンスクリット論說集。梨俱吠陀 (Rig Veda) 即印度最古の文學である四吠陀中の一つをいつて聖歌集。舊約全書及び新約全書。

ダアーザル (D'Ars) (紀元前七〇—一〇年羅馬詩人) のイーニド (Ibid) オヴィッド (Ovid) (紀元前四三—紀元一八年、羅馬詩人) のメタモフォーシス (Metamorphoses) 「ダイナス神の參籠」 (Purgatorium Venetus) 即ち紀元二世紀頃の作者不詳の古典短詩集。

聖オーガスチンの懺悔錄 (St. Augustine's Confessions)

- トランバム (Troubadours) の詩歌、即ち南佛に於て十一世紀より十三世紀にかけて盛であつた詩人の群の作詩。
- ダンテ (Dante) の神曲 (Divina Comedia) 沙翁のテロメント (Tempest) 、「ハムレット」 (Hamlet) 、「オタヴィオ」 (Othello) 、「アントニオとクレオパトラ」 (Antony and Cleopatra) ウェンスタ (Wenster) の「白龍」 (White Devil) 「惡魔の誘惑」 (The Devil's Law Case) 及「ルノイ太公夫人」 (The Duchess of Malfi) キム (Kyd) の「西班牙の悲劇」 (Spanish Tragedy) 、「ミッドルトン」 (Middleton) の「女々々」 (The Women beware Women) 、「スベナ」 (Spenser) の「殊に愛欲」 (Prothalamion) 、「ジョン・デイ」 (John Day) の「鷲」 (The Isle of Gulls) 及「鷲の金」 (Parliament of Bees) アンソニー・マーズ (Andrew Marvell) の哲學詩 (Metaphysical Poems) 及び「羞恥の女」 (To His Coy Mistress) 及び「物語」 (The Malory) の「その他」 (The Lost Paradise) 及び「他」 (The Golden Age) の「チャイカ」 (Chayka) 、「ワイルド」 (The Vicar of Wakefield) 、「ワグネル」 (Wagner) の「トリスタンとイゾルデ」 (Tristan and Isolde) 、「キング」 (King des Nibelungen) 、「スティーヴン」 (Siegfried) 、「パルシファ」 (Parsifal) 、「グンター」 (Götterdämmerung) 、「ヴァーグナー」 (Verane) の「パルシファ」 (Parsifal) 、「ボールド」 (Baudelaire) の「詩」 (Gare de Nerval) の「ソネット」 (Sonnet) 、「エル・デシカド」 (El Desdichado) ウェストの「儀式」 (Ritual to Romance, Cambridge) フラハチの「黄金の枝」 (James George Frazer: The Golden Bough) 殊にその第四編の「Adonis, Ais, Ostris, Studies in the History of Oriental Religion」 歐洲の諸國。倫敦市内十箇寺の廢止案 (The Proposed Demolition of Nineteen City Churches, P. S. King & Son) フラドの「クワダ」 (Prodr: Elizabeth) 殊に「クワダ」 (The Quadra) が西班牙の「フイリッパ」 (Philip of Spain) に與つた書簡。
- ウエッハンの「傳教」 (Henry Clarke Warren: Buddhism in Translation, Harvard Oriental Series) 東部米アメリカの鳥類 (Chapmann: Handbook of Birds of Eastern North America) 、「シャクleton」 (Shackleton's Arctic expeditions) に關する書。

「ツツ」の渾屯界瞥見(Hermann Hesse: Blick ins Chaos)
ドイスマンの秘蔵尼沙士(Daussen: Sechzig Unpublished des Veda)
ブラドリの「外観の事實」(F. H. Bradley: Appearance and Reality)
エリオット自作の諸詩(Portrait of a Lady: Portrait: La Figlia che Piange: Dan le Restaurant: The Hollow Men)

斯く列挙すると實に多數の書を読まねばならぬ。詩を當つては註釋を参照せず意味に關係なく先づ聲朗るかに讀み上ぐしと Williamson は云ひてゐる。然らば省略法を用いた語句に微妙なりズムの波のあることを感ずると共に劇的性質を帶ぶる文の構造と複雑なる語詞の組織とを知ると云ひ、文意の理解は然る後でよろしいと云つてゐる。然し吾々は如何に讀書百遍義自づから通ずるとは云へ象徴文が何を象徴してゐるか、謎ならば何をかけての謎であるかを知るまでは知識慾が満足しない。幸に今日 Williamson の解説が出来て略、詩の内容を知ることが出来る。

The Waste Land の詩題は作者の自註によれば Miss Jessie L. Weston の

著 From Ritual to Romance によつて暗示された。詩題のみならず全詩の結構及び象徴の數々までもこの書によつて思ひついた。

今日の讀者にとつては不幸にもウェストンのこの著書は絶版となつて居り容易に手に入らぬ。この一書を読めばエリオットの詩の難解を作者の自註よりも以上に闡明する處があると云ひ、次に Frazer の the Golden Bough の第四編 Adonis, Attis, Osiris と題するものを二巻を讀めば植物神(Vegetation Gods)に關する儀式に言及せる辭句を理解し得ると作者が云つてゐる。

このウェストンの著書は傳説のキリストの聖杯に關する研究である。聖杯は普通に Holy Grail 云はれ或は Sangreal と云はれてゐる。時又は簡単に Grail 又は Graal と書かれてゐる。傳説の聖杯はキリストが磔刑に處せられて後その死屍を十字架から取下るされる時滴る血の最後の数滴を受けた杯である。シメオニア(Juden)のアリメシア(Arimathaea)と云ふ地の出身であり聖

書にアリメシアのジョセフ(Joseph)として知られてゐる男が聖血を杯で受けたのである。この杯はまた基督が最後の晩餐の時に自ら用ひた杯でエメラルド製のものであると信じられてゐる。

一説にはジョセフが自ら英國にこの杯をもつて來たと云ひ、一説には天使が天國からこの杯を騎士團に持つて來てこれを依託したので騎士團は山上に於てこれを護衛してゐた。騎士中の不純なるものがこの杯に接近したが爲めに杯は姿を消して行衛不明になつた。これを探し出す者は心も行も共に清淨潔白なものでなければならぬ。騎士等は各々これを求めて武者修業に出掛けたこれに基いてアーサー王(King Arthur)及び圓卓の騎士(the Knights of the Round Table)の物語が編まれ、ウルフラム・オウ・マッシュエンバツン(Wolfram of Eschenbach)の書いたパーシファル(Parsifal)では宗教團體の聖杯騎士團(The Chevaliers of the Grail)が天使に委託されて護つてゐると云ふ。ウェストンの著書はこの聖杯に關する思想

の泉源を探究したものである。

ウェストンの意見によれば聖杯探求の思想は凡ての原始的崇拜のうち最も原始的なものである。この思想は生めよ殖えよの儀式(Fertility Ritual)に端を發しアリアン人種の祖先の抱いてゐた思想である。彼等の時代は交感魔術(Sympathetic magic)の時代である。聖杯の思想は世界各國の古代の思想である。印度最古の文學である四吠陀(Veda)中の一なる梨俱吠陀(Rig-Veda)の聖歌にもその思想がある。シリアの神タマズ(Tammuz)を祭る崇拜にもそれがある。ヘブライ曆によると太陽曆の六月から七月にかけて中一ヶ月をタマズの月と云ひ、この月の新月の出づる日から神の祭を始める。また希臘のアドニス(Adonis)の神の崇拜にもこの精神がある。アドニスは東洋の神であつて自然をあらはす神性である。冬に萎微し夏に復活する自然を表はすのである。アドニスの思想が小亞細亞から希臘に入り埃及に傳はり更に羅馬帝國に傳つた。羅馬にては春にアド

「ニスの祭を行ひ殊に婦人等の悦ぶ處となつた。舊譯聖書（エゼケル書八章十四節）では婦人等はタマズのことを想ひ悲んで泣いたことを述べてゐる。羅馬帝國時代に於て行はれた神秘宗教には自づからこの思想がある。キリスト教には上述の如くにある。キリスト教からはこの思想は宗教を離れて文學となつた。十二世紀の南歐殊に南佛に盛であつた詩人の群ツルバツア（Troubadours）はその作る詩歌にこれを歌つた。英國に於ては既述の如くアーサ物語のうちに之れを表はされた。十世紀のサ・トマス・マロリ（Sir Thomas Malory）はアーサの死に關してロマンスを作るに當りこの思想をそれとは知らずに利用した。十九世紀の英國に於ける産業革命の時代に於てテニスン（Tennyson）及び同時代の詩人等は詩に於てこの思想を表はした。また音楽家ワグナ（Wagner）も、ブレ・ラファエライツ（Die Raphaelites）と稱する藝術家の團體も亦この思想を表現した。然らば聖杯は何故に生殖の思想と連

關があるか。杯は崇拜の神秘的意味に於て生命の糧と云はれてゐる神秘的食物（Mystic Meal）と共に結合交感の中心手段となり生殖のシンボルである。従つて基督と神秘教の諸神とは同一なりとの考を初代基督教徒のノスチック派（Gnostics）は抱いた。彼等は希臘及び東洋のこの思想を基督教の思想と結びつけんと欲した。

即ち生殖的信仰と聖杯ロマンスとの連鎖の鍵を與へるものは聖杯の思想なりとの考を強調した。それが爲めに彼等は異端なりとして排斥された。基督教の中心思想が世界の信仰の中心となるべきことを排斥者は知らなかつた。然し今日比較宗教學の合成的結果はノスチック派の考を裏書してゐる。ノスチック派の主張する處は基督教、寧ろ基督の福音は（Good News of Christ）凡ゆる國民の神秘的宗教の内的教義の至上完成なりと云ふのである。眞の門は死せるイエスである（The True Gate is Jesus the Blessed）。故に密教の教義

の至高なるものは十字架上の死である基督教以前の時代に於て最高の倫理的宗教的眞理は之を傳へる手段として祖野な交感的民俗學を利用した。紀元三世紀より五世紀に亘つてアレキザンドリアに發達した新プラトン派の哲學者宗教家等はアチス（Alys 又は Attis）の傳説を利用した。アチスはフリデア（Phrygia）の女神シベリ（Cybele）の崇拜に連關して現はれる人物である。彼は青年時代に松樹の生えてゐる處で死んだがその血から横花が咲き出た。シベリの女神の神域内にあるデンヂマム山（Mount Dindymum）上にアチスの爲めに墳墓を築く。神官は悉く臣官である。春になるとアチスの爲めに底抜け騒ぎのお祭が三日間行はれる。死んだアチスを象徴して横花で飾つた松の木がシベリの神殿に運ばれる。喧騒を極めた音楽と悲歎の表情とを以て服喪者はアチスを山上に捜し廻つて三日目に遂に見出す。發見の喜悅を表はす表情は哀悼を表はす動作と等しく亂痴氣

を極めたものである。斯くして聖杯増殖の思想は絶ゆることなく續く。崇拜の外（Ecteric）的意味に於ては人間的要素民俗學的要素があらはれて居る種々な外面的事象がある。例へば偉め王（Suffering King）、荒地地（Waste Land）、これ等が民俗に及ぶ影響、英雄の前途に横たはる事業、聖杯に關する種々な象徴と云ふが如き外面的事象がある。神秘的內面的意味に於ては生命の糧（Food of Life）神秘の食物（Mystic Meal）に連關する器（Vessel）ある杯がある。聖杯と槍とは斯くして生殖のシンボルとなる。また生命の下等な園内と高等なる園内に入る傳授手引（Initiation）がある。試練の最後の成功を證する王の復興（Restoration of the King）がある。以上の如く基督教の聖杯の思想が遠く原始民族の生殖崇拜に起源し遂にロマンスとなつた経緯を述べんとするのがウェストンの「儀式よりロマンスへ」の概要である。

菊田講師の新著を読む

——「生産立地論大要」——

磯部 喜一

長友菊田太郎君が立地論 (Standortslehre) の研究に着手し始めたのは何時頃だったろうか。アルフレッド・ウェーバーの劃期的著書の翻譯を完了してからでも、僅に五年は経過して居よう。立地理論は従来餘り開拓されてゐない。いはゞ斧鉞の入つたことの少い密林に比せらるべき研究分野であると筆者は豫ね／＼聞いて居つた。わが菊田君はこの密林に敢へて分け入らうとしたのである。當時、その勇氣を讃えんと共に、その大成を秘かに祈つた者は、筆者のみではあるまい。菊田君の努力は孜々として止るところを知らず、收獲された珠玉篇は「經濟論叢」、「經濟史研究」、「經營と經濟」、「立命館學叢」等に相次いで掲載されてゐる。今回の新著「生産立地論大要」は之等の諸論文を一經めにした上、其後の研究を併されたもの。讀み改めて筆者は曾ての感慨を新にせざるを得なかつた。

立地理論とは何であるか。菊田君に據れば、『如何なる經濟行動が如何なる場所で行はれるかを叙述し、説明する經濟地理學の一部門』(一)である。従つて立地理論は『單に生産のみに限らず、あらゆる經濟行動に

ついで樹立することが出來』また『その試みは絶無ではない』(二)のであるが、何分處女林のこと、生産立地理論のみが僅かに開拓されが／＼つたに過ぎぬ。『如何なる生産が如何なる場所に行はれるかと云ふ生産立地理論の課題は、一面から云へば、土地なる生産手段の各生産への分配なる問題である』(三) ことゝ吾々の注意せねばならぬことは、この『土地』は吾々が日常見聞する土地でないことだ。それはいはゞ原始土地である、『土地に含まれてゐる自然材料及び土地に投下されてゐる資本とを』捨象し去つた土地の謂である。『この意味に解しての土地は、勞働と共に、如何なる生産にも不可欠の生産手段である。この土地が他の如何なる生産手段と結合され、如何なる生産に使用されるか。これを明らかにするのが生産立地理論である』。

(一四)

生産立地理論の本質をプレデール (Predell) の論文の「國民經濟學に於ける立地問題」を批判することによつて説明した後(一〇—一二)、菊田君はこの理論研究上の優秀なる先驅者の諸著作の研究に進む。その一はチューネン (J. H. von Thünen) の「孤立國」である。チューネンの研究は一般には正當に評價されてゐない。例へば故福田博士からは「到底出來ない相談の空想」とばかり『排斥され』(三一)て居る。これは孤立國の意味が充分に理解されてゐないからであつて、わが菊田君は綿密なる研究(二九—一〇〇)の結果、左の如き評價を試みて居る。すなはちチューネンの功

績は、第一に「立地理論の根本問題を明確に解決した。」第二に「右の根本問題を明確に解決した。」第三に「現實の生産立地の理解に極めて適切な「孤立國」なる經濟體を理想型として想定し、その生産立地構造を決定した。」第四に「前提を定めるにも極めて周到な實際觀察を基礎とし、得た結論をも實際觀察によつて驗證してゐる。」(九七—一〇〇) つゞいてチューネンが特に明確ならしめた農業生産理論を、菊田君は京都市の蔬菜栽培に適用し、その變遷に就いて考察を施したのである。(一〇一—一〇七)

生産立地理論發達史上最も巨大な足跡を印した第二の人はアルフレッド・ウェーバー (Alfred Weber) である。菊田君のウェーバー研究は二篇より成る。第一部は「工業立地理論について」(一〇九—一三〇)であり、第二部は「工業集積理論について」(一五七—一七七)である。菊田君のウェーバー評價は次の如し。チューネンの研究以來殆ど荒蕪に委ねられてゐた立地理論・立地問題に關する注意を喚起し、その研究を刺激したこと(一二九—一三〇)は言ふまでもないが、『實質的貢獻』としては「前提に伴ふ制約のために、現實に於ける其他の説明には餘り役立たぬ」といふチューネン法則の缺陷を補ふべく、『生産の一部門たる工業に就いて、生産の性質とその指向との關係を説明する法則の定立を、唯一の問題とした』(一二九) ことである次にウェーバーの工業集積・分散理論に關する評價は從來區々であり(一五八)、彼の謂ゆる『偶然集積と純

粹集積との區別が現實に於いて發見し得ない」などの

『致命的な缺陷』(一六九)はあるにはある。だが、集積理論を工業其他理論の最後の目標とすることによつて、『立地理論の各部に統一と秩序とが齎され』(一七六)た功績は認められねばならぬのである。『ウエーバーの獨自な集積理論は問題を提出した。併し從來の研究を無視した結果、問題の解決には未だ到達して居らないやうに思はれる。』(一七七)

工業立地理論をわが國の實例に徴して確めんとしたのが「本邦セメント工業の立地的考察」(一三一—一四六)であり、集積理論の夫れが「工業集積の一形態——尾西毛織工業の立地的考察」(一九六—二二二)である更に之等を補ふに「纖維工業と労働」(一四七—一五六)と「中心都市における工業集積」(一七八—一九五)の二篇を以てしてゐる。

菊田君の新著「生産立地論大要」の一卷は序文にもある如く、『何と云つても試験のこと、便利な對象のみを選んだから、當面緊迫の需要は充たさないし、數量的にも頗る貧弱』であるかも知れぬ。だが、假にそうであるにもせよ、邦書として恐らく唯一の文獻書たる地位、及び菊田君將來の研鑽上一里塚たる意義は、何人と雖もこれを是認するに吝かならぬであらう。ともあれ、筆者はこの好著を恵まれしことを衷心悦ぶ餘り紹介するの資格なき身なるにも拘らず、敢へて難雜なこの一文を草する。たゞひとへに読るゝは、文の至らざるがために、畏友菊田君に禍を及ぼすであらうこのみ。

青 桐 集

新町 徳之

「青桐集」は巽軒井上哲次郎先生を中心とする學術團體たる巽軒會の編纂で、巽軒先生の昭和七年喜壽祝賀の記念として諸方から寄せられた詩歌、論文、感想、先生御執筆の感想、舊作の漢詩等と一九三二年獨逸文豪ゲーテ歿後百年に當つて獨逸大統領からゲーテ記念章贈呈祝賀の記念の和歌、感想等を一編めとせられたもので「青桐集」と題せられた譯は先生の書齋の庭に生ひ立つ青桐の列樹を友として、讀書研究にいそしまれ、先生と青桐との間には、深い因縁が結ばれてゐるそのせいもあるならんも、青桐のもつ壯快清爽なる風趣は、先生の豪邁明快なる風格を偲ばしむるものがあり、その幹枝の直線的にして、枝さしの縦横無碍に力強く張り榮えて居り、葉の大きく廣く伸び茂つてゐるのは、先生の單正剛直なる性格を物語り、學問研究の東西古今にわたつて廣大無邊であるのを象徵してゐるやうである。又、青桐が、鳥の王者と稱せらるゝ鳳凰の棲處となり、一種の貴族を具へてゐるのは、先生が學界、教育界の耆宿として主きをなして居らるゝのに似通ひ、なほ、この樹が飽くまでも潑刺たる元氣に満ち、息災の瑞相を藏してゐるのは、先生の、老來益々壯健にして元氣も壯者を凌ぎ、而もまた、將來においても、相變らず壽康を持続せらるべきことを祝福してゐるものゝやうに思はれる。かういふ事由によつて、本集の題目にも「青桐」といふ名が附けられた次第である。(序)

本書は四つの卷から成つてゐる。「梅の卷」は主として巽軒先生御自身に關する記述で「思出の記」の如

きは洵に先生の自叙傳ともいふべきもので、明治大正時代の思想史料となすに充分である。孝女白菊一の詩は先生の詩人たる一面を看るに足りるものでうつしとは誰でも知つてゐることだ。

「菊の卷」は尾上八郎氏を始め諸家の和歌、俳句、新體詩集をめたもの。「蘭の卷」は巽軒先生の七十七所感五首に對して塩谷溫氏を始め諸家次韻を集めたもの。「竹の卷」は諸家の論文、感想とでもいふべきもので友枝高彦氏の「井上先生とゲーテ記念章」は先生の學歴とゲーテ記念贈呈式の梗概を叙したもので山本信義氏の「惟神の新解釋」は日本精神の神髓たる惟神の大道の真意義を闡明せられたもので氣慨の漲ぎつてゐる大文章である。

以上の四つの卷の外に卷首と序と跋とがある。卷首は寫眞で巽軒先生近影、ゲーテ章、ヒンデンブルグの自署、孝女白菊の獨譯本英譯本の次にある「新體詩會同人」のつどひは私の關心をそゝること夥しい。「本寫眞は昭和五年六月二十八日の夜、新體詩の生みの親たる巽軒井上先生の日本詩學史上に於ける業績を讃美するため先生を主賓として開かれた新體詩記念のつどひである。」との説明で充分也。跋の見尾勝馬氏の「ゲーテと巽軒先生とは正にエロスとロゴスの體化であり「道」と「あはれ」との精粹といふべきものではないでせうか」は對照し得て妙といふべきである。

私は最後に「井上教授は印度、支那及び日本の哲學と共に西洋哲學の全範圍に亘つて精通し而かもこの點に於て世界に於て唯一人者である」(三八四頁)との獨逸大使フォレッツ氏に於ける挨拶の言葉を書き添へることを忘れない。(昭和八・七・二五)

本學學報は維持費年額壹圓にて頒布致して居ります。校友その他
關係者各位に於いて購讀希望の方竝に維持費切れの方は左欄申込
書により維持費御拂込を願ひます。

關西大學學報局

學報申込書

一金圓也 但學報維持費 年分(自昭和 年 月 至昭和 年 月)

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治 昭和 年 學部 專門部 科卒業

一、勤務先

一、現住所

拂込方法 振替貯金、郵便爲替 (不用の文字を抹消して下さい)

千里山俳壇 朝冷選

法一 野田芥舟

曉の夢蟬のさましけり

專商二片山其一

山間や田を植ゆる人靜かななり
西日さす暑き二階を訪ねけり

專商三 松本保治

秒演に立つ陽炎や淡路島
春愁や机によりて窓放つ
陽炎や雨上りたる墓所

商三 田中保夫

六甲に分け入る道の青葉哉
つと立ちし川せみ谷の水清し
あすか山車窓に煙る春の雨
鯛の鳴き立つ枝に目ざし哉

〔編輯〕 專法三 難波香久三

木枯の叫び人行く橋の上

兼作に歸省して

大屋根の垂氷朝日に列ぶなり
一片の雪落ち消へぬ庭の内

破れ小屋の炊く火雪にあらはなる

門部屋にしはふき寒し夜の雪

追加 朝 冷

かまきりの訪づれ良や九月朝

五風十雨蛸の別れとなりけり

秋の蛸に近き有明行燈哉

當季雜誌募集

封皮には必ず「千里山俳句」と朱記の事
送稿先 大阪市東淀川區十三東ノ町三丁目
牡丹書房 有田朝冷

大正十一年六月十五日創刊
昭和八年九月十三日印刷
昭和八年九月十五日發行

不 編輯兼 遠 藤 銀
許 印刷者 谷 口 春 雄
複 印刷所 谷 口 印刷所
製 發行所 關西大學學報局

天六學舎 關 西 大 學

千里山學舎 關 西 大 學

法學博士 入江眞太郎著 ◆ ◆ ◆

全訂 信託法原論

菊判 脊革 上製
紙數 六〇〇頁
定價 五圓
送料 貳拾貳錢

面目一新
訂版

本書初版は昭和三年十二月に公にせられ、斯法に關する我が國唯一の文獻として、眞に好評藉甚たるものがあつた。爾來信託業務は漸次隆盛となり、而も信託業法第五條の改正と共に信託會社が財産に關する遺言の執行「會計の檢査」を爲し得ることを認められ、多年信託會社の翹望せしところの實現するあり、加之其の間に於ける信託法制に關する學說並に判例等にも見るべきもの尠からず茲に於て著者は之等を種々參校して、初版全部に互ひて訂正を加へ且新に八十餘頁を増加せられ全く面目一新の概ある本全訂版を世に送らるゝに至つたのである。著者の斯法に於ける造詣に就いては今更喟々を要せない。平素信託業務に従事する士には勿論、凡そ信託の何たるかを知らんとする人々に絶好の書として本書を推奨する。

大阪地方裁判所部長
法學士

片山通夫著 ◆ ◆ ◆

判例を中心 としたる民事訴訟法の諸問題

第一卷 四六判 五〇〇頁
定價貳圓五拾錢・送料拾四錢
第二卷 四六判 三七〇頁
定價貳圓・送料拾四錢

民事訴訟法の
實際的研究書

著者は多年係争の庄川事件其他幾多の重大事件を處理せられて令名遍きと共に、一面民事訴訟法の深き研究家なるが、曩に大審院以下總べての判例、決議、回答を演繹或は歸納し、我が國に於て未だ嘗て試みられたることなき、判例の系統的的研究に成る本書第一卷を世に問はれたるころ、果然非常なる好評を博し、茲に再版の發行を見るに至つた。而して今又、其の第二卷は公にせられた。從來の類書と全く其の性質を異にせる實務家の實際的研究なることが本書の特色である。

東京 駿河臺 中央大學 前學
振替 東京 八一三番
電話 神田 二二二番

大 同 書 院

大阪 北區 梅田 新道
振替 大阪 一三九番
電話 北區 一五七番
新田 七五二番
道 番 番

關西大學教授 武田鼎一 著

新刊

經濟價值理論の研究

菊判 一六〇頁
定價 壹圓參拾錢
郵送料 十六錢

理論經濟學に於て價値の理論はその樞軸をなすものであり、又最も難解とされてゐる。從來行はるゝ價値論中支配的なるものは主觀主義を代表する限界效用學派であらう。それは幾多缺點を持つものゝされつつも尙それに對する有力なる批判は對立者たる客觀主義者以外からは聞くべくもなかつた。著者は曩に平均價値論を創唱せられ斯界に一大衝動を與へたるは周知の事である。本書に於ては進んでその獨自の立場から價値論を精神科學的に基礎附けらるゝと共に、經濟學の本務の實際的なるに鑑み實証的に説明せられ、限界效用學派に對する完膚なきまでの鋭き批判を下されてゐる。而してその實證論の基礎を評價の時間性に求めたることは、最も注目すべき業績と云はねばならぬ。

關西大學教授 河村信一 著

新刊

經濟生活の複雑化、商品生産の多樣化、國際貿易の振展は必然明確なる商品の知識を要求する、この要求に應じて生れたるが商品學である。

本書の特色は商品の化學成分に基きて分類し、從來行はれたる商品學の取扱方に於て徒に排列的、記述的なる弊を排し、且つ生産、需要、供給、消費其他に互り最近三一年迄の詳細なる統計を掲げて一目瞭然たらしめてゐる点である。

商品學書の白眉として本書を江湖に送ると共に、實業學校商品學教授資料として推賞したい。

商品學要説

菊判 四〇〇頁 定價 貳圓八拾錢

關西大學學報 第百十二號 (昭和八年九月十五日發行)

大阪長柄中
關西大學前

甲文堂書店

電話 堀川一三九番
振替 大阪六二五〇番